



庫 文 閣 內			
函	三七四九	和	書
架	冊 號	類	

朝鮮總督府臨時土地調查局

朝鮮總督府臨時土地調查局

内閣文庫
三七四九
九

朝鮮土地調査事業報告書

朝鮮總督府陸軍部土地調査局

朝鮮土地調査事業報告書追録正誤表

頁	行	段	誤	正
二四	六		せさる	せる
六七	六		既名	既知
八三	〇		事項	事實
九六	〇	六	一、四二八	一、四二九〇
九六	一	六	二、七四七	二、七四八〇
九六	三	五	九、九六四・三六	九、九六四・六三〇
二二八	間、地圖註記中、朝鮮五十萬分一圖ノ次原圖ノ二字ヲ脱ス			
三六	三	四	水準ノ下ニ點ヲ脱ス	
四五	二		12,010	12,019
五一	八七		一段五畝五歩	一段五畝十五歩
五二	二	下	最少	最多

611
37499
94

朝鮮土地調査事業報告書追録

目次

第一章	總說	二
第二章	驛屯土分筆調査	三
第一節	概説	三
第二節	調査の準備	三
第一項	地番及地積の調査	三
第二項	素圖の作成	四
第三節	申告書の取纏	五
第四節	調査の方法	八
第一項	調査の要項	八

第二項	小作人の調査	八
第三項	疆界及地目の調査	一〇
第四項	地番の決定	一三
第五項	等級の調査	一四
第六項	申告書類の整理及調書類の作成	一五
第五節 測量の方法		
第一項	素圖の修正	一七
第二項	測量の方法	一七
第三項	地圖及一覽圖の調製	一九
第六節 圖書の検査		
第六節	圖書の検査	二二
第七節	地積の算定	二四
第八節	簿書の調製	二六
第九節	圖簿及書類の引繼	二八

第十節	業務の監督	三二
第十一節	従事員の編成	三三
第十二節	作業の成績	三八
第十三節	經費	三九
第三章 地籍調査		
第一節	概説	四七
第二節	調査の計畫	四九
第三節	府郡島に於ける準備	五二
第一項	圖書の整備	五二
第二項	作業上の手配	五三
第四節	圖簿の取扱	五四
第五節	既整理事務の検査	五七



第一項	検査の要項	五七
第二項	検査の方法	五九
第一	申告書類の検査	六一
第二	實地の検査	六二
第三	圖簿の検査	六六
第六節	未整理事務の調査	七〇
第一項	調査の要項	七〇
第二項	調査の方法	七二
第七節	圖書の引繼	七四
第八節	整理の事務	七六
第一項	整理の要項	七六
第二項	整理の方法	七八
第九節	既整理測量原圖の作成	七九
第十節	縮尺變更に因る測量	七九

第一項	圖根測量及圖根點標石の埋設	八〇
第二項	一筆地測量	八一
第三項	地積の算定	八四
第四項	地籍圖及地籍略圖の改調	八四
第十一節	業務の監督	八五
第十二節	地方廳との關係	八五
第十三節	従業員の編成	八八
第十四節	作業の成績	九三
第十五節	經費	九四
第四章	地形測量	
第一節	概説	九九
第二節	地形圖の製版	九九
第三節	地形圖修正測量	一〇一

第四節 小縮尺地圖の調製製版及成績

第一項 朝鮮二十萬分一圖

第二項 朝鮮五十萬分一圖

第三項 朝鮮百五十萬分一圖

第四項 朝鮮二百五十萬分一圖

第五項 小縮尺地圖製版

第五節 特別圖の調製及製版

第一項 京城市街圖の調製及製版

第二項 地形圖一覽及圖式の製版

第六節 集成業務

第七節 原圖及原版の引繼

第八節 従事員の編成

第九節 經費

第五章 測量標石管理の引繼

第六章 地誌資料

第七章 庶務

第一節 人事

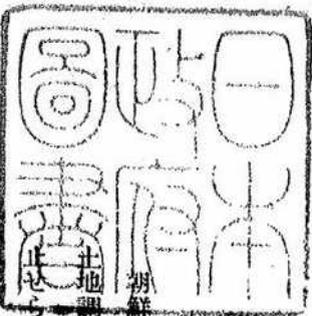
第二節 會計

第三節 文書

土地調査終了式に於ける土地調査事業報告、式辭、祝辭

朝鮮土地調査事業報告書追録

第一章 總 說



朝鮮土地調査事業は大正七年十一月を以て之か完了を告げたるに因り同月五日勅令第三百七十五號を以て臨時土地調査局官制及道地方土地調査委員官制を廢止せられ又同日勅令第三百七十九號を以て職員特別任用令を廢止せられ茲に臨時土地調査局の閉局を見るに至り其の事業の成果は既に朝鮮土地調査事業報告書を以て詳細之を報告せり然るに土地調査の附帶事業として大正六年及同七年に於て調査の計畫を立てたる(一)驛屯土分筆調査(二)地籍調査(三)地形測量(四)地誌資料調査は閉局の際尙其の幾分の調査未了に屬せるものあり是等未了の業務は閉局後殘務の整理に委ねて其の調査を續行せり而して殘務は其の後約四箇月を經大正八年三月末日を以て全部其の調査を遂げ之に伴ふ庶務事務も亦同時に滞なく完結し茲に初めて朝鮮土地調査は其の附帶事業を併せて一切の終了を告げ豫期の効果を收めたるものとす

本書は前回報告書の後を承け各種附帶事業の調査顛末及殘務整理の大要を追録せるものとす以下章を分ちて之を記述すへし

和三七四九號

第二章 驛屯土分筆調査

第一節 概 説

府郡島に於ける驛屯土(驛屯土の取扱を爲す土地を含む以下同じ)の管理は韓國政府當時に於て實地調査及測量を行ひたる實測圖及之に基き調製したる驛屯土臺帳の二者を主要圖簿とし之に異動の加除整理を爲し以て今日に至れるものにして其の新規増加の土地に付ては之か實測圖を闕如せるもの亦少からず而かも當初の調査及測量は土地調査施行以前に屬するを以て其の地番地積及疆界は土地臺帳及地籍圖に連絡なく從て別に作成せる是等帳圖との對照簿に依り僅に之を推定するに過ぎず之か取扱上甚大なる不利不便を存したり是に於て總て土地臺帳及地籍圖に登録せられたる疆界及地籍を基礎とし更に之を小作人別地目別に分割するの必要を生じ大正六年六月總督府訓令第二十四號を以て示達せらるる所あり乃ち之か調査を驛屯土分筆調査と稱し本局事業の附帶事務として實地の調査及測量を行ひ且驛屯土全部に付て之か地圖臺帳及臺帳集計簿を調製することとし同年七月先づ之か準備に著手し其の實地作業及内業事務の整理は大正七年一月より同八年二月迄に全部を完了せしむる豫定を以て調査豫定筆數六十一萬七百八十四筆經費豫算二十三萬六千八百九圓として計畫を立てたり

小作人の調査に付ては申告主義を採り小作人又は小作人總代を實地に立會せしむることとしたるを以て申告書の提出小作人總代の選定實地立會申告書類の取纏及之か整備其の他府郡島に於て處理すべき事項を定め一方調査

に關する規程を制定する等必要なる措置を爲し大正七年一月外業班十三班を編成して實地作業を開始せり爾來外業及内業共著進捗し外業は同年十月内業は同年十二月即ち豫定に先づこと外業は一箇月内業は二箇月にして全部の作業を完成したり

然るに調査は沿く全道各府郡島に涉り施行するものなりしも木浦群山平壤鎮南浦新義州及元山の六府には分割調査を要するものなき旨の報告あり又京畿道高陽郡中蘆島漢芝及崇仁の三面には國民有係争中のもの多數ありて小作人別の通知不可能なりし事情あり從て之か臺帳及地圖の調製を爲さざることとせり

本調査の事務は之を分ちて(一)準備作業の地番及地積調査(二)同素圖作成(三)外業(四)圖書検査(五)積算(六)簿書調製及(七)外業に對する監理の七とし之を總務製圖整理の三課に分屬せしめ(一)を總務課(二)及(五)を製圖課其の他を整理課の分掌と定めたりしか後製圖課の廢止に依り(五)の積算は大正七年九月一日整理課に移屬せしめたり

第二節 調査の準備

第一項 地番及地積の調査

驛屯土の分割調査を行ふ爲には素圖の作成を必要とし而して素圖の作製に付ては其の資料として驛屯土として管理せらるる土地の土地臺帳上の地番を知るの必要あり依て先づ之を調査することと爲したりしか尙進みて該地

番内に包寄せらるる驛屯土の地番(併て驛屯土測量の際に定めたるもの)を調査し置き以て他日實地調査の際地籍圖と驛屯土實測圖との連絡を知るの資に供することの極めて利益なることを認めたり然るに本調査の根基と爲るべき國有地通知書は現に本局に存在するものと土地臺帳附屬書類として土地臺帳と共に既に當該府郡島に引繼きたるものとあるに依り左の區分に依り之か調査を爲せり

一 大正六年六月末日迄に土地臺帳類を引繼たる京畿道京城府外十一府百三十三郡島に對しては當該府郡島をして土地臺帳上の一地番毎に當該地内に包寄せらるる驛屯土地番を調査せしめ本局に於て之を更に土地調査簿と對査し地積を記入すること

二 前號以外の全羅南道順天郡外八十六郡に對しては本局に於て國有地通知書に基き其の驛屯土と認むべきものを拔萃し更に實地調査簿及土地調査簿に依りて之か地番地積を調査すること

以上の調査は大正六年七月一日より著手し同年九月二十六日を以て之を完了せり

第二項 素圖の作成

本項の素圖とは前報告第五章第五節第二項第三に掲げたる驛屯土地圖を指稱するものにして前項に依り調査したる地番に基き地籍原圖及本局に於て異動地調査を爲したる土地に付ては其の成果を薄美濃紙に謄寫し之に裏打を施し以て分割測量の用に供すべき準備圖なり而して本圖には各圖葉の接合及地番の索引を示したる一覽圖を添附せり其の作成の方法は前報告に於て既に之を説述したるを以て茲には當該地の謄寫と共に隣接地の描示を爲し

たる程度のみを掲ぐ即ち左の如し

- 一 驛屯土の連續せるときは隣接地の疆界線中圖上距離約三分以内に在るものを描示し其の地目を記入す
- 二 驛屯土か一地番なるときは隣接地の疆界線中圖上距離約一寸以内に在る第一屈曲點迄を描示し其の地目を記入す
- 三 二地番以上の驛屯土か圖上最近距離約一寸五分以内に位置するときは甲乙兩地の最近距離にある疆界線一線を選び之を描示して其の連絡を示す其の他の描示及註記は第一號に同じ
- 四 驛屯土中に一、二筆の民有地か袋地と爲りて存在するときは其の民有地には地目の傍に民有と記入す

第三節 申告書の取纏

申告書とは小作人の住所氏名及小作地の所在地番地目等を記載し小作人をして提出せしむる書面即ち本節の終りに附するか如き驛屯土小作申告書にして小作人なき土地に付ては府郡島に於て之に準したる書面を作成す之を驛屯土通知書と謂ふ此の外實地調査に方り申告又は通知の脱漏せるものありて直に之か申告又は通知を受け難き場合に於ては調査官吏に於て便宜申告書又は通知書を作成して調査を遂行することとせり此の三種の書面及之に添附して提出したる書面あるときは之を併せて申告書類と稱す

申告書は豫め其の用紙を配付し府郡島をして之を取纏めしめ其の申告事項を驛屯土臺帳に照合し且之に土地臺帳に登錄せられたる當該地の地番地目等級及地積を記入して之を回付せしむることとせり而して此の土地臺帳登

録事項は本調査の結果漸に調製すべき驛屯土臺帳の基礎を爲すものにして若之に誤謬を存するときは延いて驛屯土臺帳の誤謬を來たすに至るものなるを以て苟も誤謬又は脱漏なからしむる様府郡島をして特に注意を拂はしめたり然るに驛屯土の小作に付ては從來府郡島に於て小作認許證を發給せるを以て申告書は之に基き作成すること勿論なるも認許證發給後小作人の異動したるもの少からず又未認許の土地を小作せる者等ありて實際の小作人は官簿の登錄と異なるもの多し故に現在小作人を調査するの目的に由り認許證の氏名に拘らず又認許證の有無を問はず總て現在の小作人をして申告せしむることとせり其の申告手續としては

- 一 申告は小作認許證を受けたると否とに拘らず現に小作する者に於て之を爲すこと
- 二 申告書は小作認許證の一地番毎に別紙に作成すること但し其の一地番の土地を分割して現に二人以上の者に於て小作する場合は各別に申告すること
- 三 小作認許證の發給なき土地を申告するときは申告事項中番號欄及地番欄に斜線を施し事故欄に「未認許」と記載すること
- 四 小作人の氏名は民籍簿に登録せるものと同一の文字を以て記載すること
- 五 小作認許證の氏名と現小作人の氏名と同一ならざるときは申告事項欄に認許證の氏名を記載し其の事由を事故欄に記載すること

府郡島に於て申告書の取纏を爲したるときは上述の如く驛屯土臺帳に照合し若不備の點あるときは之を補正せしめ又小作人なき土地に付ては之か通知書を作成す而して之に對し土地臺帳登錄事項を記入するに方り一地番の

土地を數葉に分割して申告したるものなるときは地番の左傍に「ノ内」と附記し地積は其の數葉中の一葉に之を記載せしめたり

(臨時土地調査局驛屯土小作申告書用紙)

驛屯土小作申告書 大正 年 月 日									
住所		郡 面 里 洞		番地		氏名		現小作人	
土地所在地		郡 面 里 洞		番地		氏名		認印	
申告事項		小作認許		小作人		事		故	
土地臺帳事項		地番地目等級地積貸付料		備		考			
調査事項									

申告書に於て
土地臺帳事項
地番地目等級地積貸付料
備考

第四節 調査の方法

第一項 調査の要項

驛屯土調査の主たる目的は土地臺帳に登録したる一地番の土地(以下單に一地番の土地と稱す)を小作人別に分割し且未登録の土地に付ては新に調査して之か小作人を明にし地積を算定し以て驛屯土臺帳を調製するに在り故に此等の土地に付ては悉く實地に臨み所定事項の調査を爲すことを要するも一地番の土地全部を一人にて小作し又は小作人なきことのみなるもの如きは必ずしも實地に臨検するの要なきものとせり之か調査區分及方法に付ては之を次項以下に細説すへしと雖先づ其の要項を左に掲ぐ

- 一 驛屯土管理上の一筆地(以下單に一筆地と稱す)と爲すべき土地の疆界地目及小作人の調査
- 二 分割の調査を爲したる土地及新に調査したる土地に對する驛屯土等級の調査
- 三 驛屯土内に包含する道路溝渠鐵道線路の類にして驛屯土として貸付を爲さず且地籍整理土地番を附せざる土地の調査
- 四 驛屯土にして河川湖海と成り滅失したる土地の調査

第二項 小作人の調査

小作人の調査は府郡島に於て申告書を受理し又は通知書を作成するに方り一應之を行ひたるものなりと雖外業員は實地に於て其の申告書又は通知書に基き小作人又は代理人若は府郡島の選定したる小作人總代の立會を以て之を照査し申告の誤謬又は紛議等の故障なく現在の小作人たることを確めたる上之を是認することとせり尤申告書又は通知書の提出あらざる土地にして驛屯土たることの明なるものに付ては現に小作人あるものは直に申告書を提出せしめ小作人なきもの及小作人あるも直に申告書を提出せしめ難き場合に於ては第三節に記述するか如く調査官吏に於て便宜申告書又は通知書の作成を爲し實地の調査を遂行したる後之を府郡島に回付し土地臺帳登録事項其の他必要の事項を記入せしむるの便法を採れり然るに申告書は現在の小作人より提出すべきものなるに拘らず前小作人中間小作人(小作人の認許を受け更に他人を以て小作人を爲さしむる者)又は將來小作せむと欲する者等より申告したる例少からず甚しきに至りては面の吏員にして此の際小作人を變更せしめむとの考を以て故意に他人をして申告せしめたるものあり此等は現小作人又は小作人總代等の申出に依り其の事實自ら判明するを以て調査の趣旨を説示し申告を取消さしめたりと雖往往抗爭を試み恰も小作權紛争の状態と爲り外業員に於て之を解決すること能はざりしものあり之に對しては他日府郡島に於て決定するの外なきを以て先づ小作人未定として調査を遂げたり然れども小作名義は由來所有名義の如く一般に之を重視せざる傾向あるか爲小作人の交代せる場合に於ても尙前小作人の名義を以て申告し實地の立會も亦其の名義を以てせる者あり

小作人名義中には驛屯土小作人組合何苗圃何農場又は何學校等の名稱を以てせるものあり此等は悉く法人とし又は法人に準して取扱はれるものなるや否判明ならざるものなきに非すと雖府郡島に於て既に之を認め居れる

のみならず小作人名義は隨時變更し得るものを以て若之を變更せしむるの必要ありとせば府郡島の處理に讓るを穩當と認め先づ申告に基き調査せり

以上説述したる所は小作人ありて且實地調査を必要とする場合に於ける調査の方法にして其の小作人のあらざる土地に付ては小作人なしとして調査を遂ぐることは勿論小作人あるも實地調査を要せざる土地に付ては關係圖書を照査して之を認めたり

第三項 疆界及地目の調査

驛屯土の疆界即ち土地臺帳に登録したる土地の外郭は一般に於ける土地と同しく査定に依り既に確定せるものなるを以て茲に所謂疆界とは一地番の土地を驛屯土管理の必要上三筆以上に分割する場合に於ける各筆の疆界及土地臺帳に登録なき土地を新に調査する所の疆界を謂ふ

疆界及地目の調査は左記の土地に對し之を行ひ各其の區分に從ひ處理す而して之が調査は第二項に依る小作人の調査と同時に之を爲すものにして左記第三號乃至第五號に掲ぐるものを除くの外其の事實に付申告又は通知ありたるもの若は調査上其の事實を知りたるものに對し之を行ふものとす

- 一 一地番の土地たる田番^(田)又^(田)は雜種地^(雜種地又は穀)中に小作人二人以上あるもの又は小作人ある部分と小作人なき部分とあるもの

本號の土地は各小作地又は小作人なき土地毎に之を分割す

二 一地番の土地中に二種以上の地目の土地を包容するもの

本號の土地は地目の異なる毎に之を分割するを原則とすと雖由來地籍の整理上小地積の異地目の土地は之を主たる地目に包含せしむるの例なるを以て左記標準に依り分割す

- イ 堡か他の地目の土地に包含せられたるもの
- ロ 田又は番か田番^(田)以外^(田)の地目の土地に包含せられたるものにして其の地積が約百坪以上のもの
- ハ 下記の土地に付ては被包含地一箇所の地積か總地積^(他の事由に依り分割を要するものに付ては分割地の總地積)の約四分の一以上のもの但し被包含地か其の本地の附屬地と認め得べき狀況に在るもの及總地積か約三百坪以内のものは之を分割せし

- (一) 田か番又は堡に包含せられたるもの
- (二) 番か田又は堡に包含せられたるもの
- (三) 田番^(田)以外^(田)の土地^(田)に包含せられたるもの
- ニ 雜種地中の鹽田又は鐵泉地か林野に包含せられたるもの
- ホ 田番又は堡の幾部か河川又は湖海と成りて現地の滅失したるもの
- ヘ 道路溝渠堤防城壕鐵道線路又は水道線路か他の地目の土地に包含せられたるものに付ては各其の地目を以て調査するを適當と認むるもの
- ト 田番又は堡の幾部か天災地變に因り荒地と成りたるものにして荒地一箇所の地積か約百坪以上又は總地

積(他の事由に因り分割を要するもの)の約三分の一以上のもの

三 田舎堂の一地番の土地の地積が平安南道平安北道咸鏡南道及咸鏡北道に在りては約六千坪其の他の道に在りては約三千坪を越ゆるもの

本號は地方の状況に稽へ小作認許上驛屯土一筆と爲すに適當なる最廣地積の標準を定めたるものなり而して此の標準を越へたるや否は申告書に記載せる土地臺帳登錄事項の地積に依り區別し之を越えたるものに付ては相當の地物に依り適宜之を分割す尤分割の目標と爲るべき地物なき場合に於ては之か分割を爲さず

四 土地臺帳に地目を林野と登錄したるもの

本號の土地は土地調査施行後年月を経るに従ひ自然開墾せらるるに至るべきを以て總て其の現状を調査し其の幾部か田舎堂又は雜種地中の鹽田又は鑛泉地と爲りたるものあるときは第一號乃至第三號に準し之を分割す但し其の全部か他の同一地目の土地と爲りたるときは第七號に依り土地臺帳登錄事項變更調書の作成を爲す

五 現に驛屯土として取扱ふ土地にして土地臺帳に登録なきもの但し最近土地調査地域より約一里又は約二裡以外に在るものを除く

本號の土地は土地調査を行はざりし爲驛屯土管理上實況を知るの必要あるを以て全部實査を遂げ其の現状か田舎堂又は雜種地中の鹽田若は鑛泉地なるときは其の部分に限り第一號乃至第三號に準し新に之を調査す

六 田舎堂の一地番の土地の幾部か河川又は湖海と成りて現地の滅失したるもの

本號の土地は現存地と滅失地とを區別して之を分割す

七 一地番の土地の全部か他の同一地目の土地又は荒地若は河川湖海と成りたるもの

本號の土地は荒地と成りたるものを除くの外土地臺帳上地目變換の整理を要することと爲るを以て其の現狀に依り土地臺帳登錄事項變更調書を作成す

前各號に記載したるもの外一地番の土地全部を同一人にて小作するもの及小作人なき土地にして地目變換其他異動事實の申告又は通知なく且調査官吏に於て其の事實あることを知得せざるもの付ては實地調査を爲さす申告書又は通知書を驛屯土實測圖及驛屯土對照簿に照査して之を處理せり

第四項 地番の決定

地番は驛屯土管理上附する所の整理番號なるを以て必ずしも土地臺帳に登録せる地番を引用することを要せず別に一洞里又は一面を通して順次に之を附すること亦附番の一方法たり然れども土地臺帳と驛屯土臺帳及地籍圖と驛屯土地圖とは常に密接の關係を有するものなるを以て其の地番の全く没交渉なるは處理上の不便を感ずること頗る大なるへし故に處理の便利を主とし相互の連絡を明にする爲左の區分に依り之を定めたり

一 一地番の土地を分割したるものは土地臺帳の地番(枝番あるも)に「ノ一」「ノ二」等の枝番を附し之を驛屯土地番とす

二 一地番の土地全部か驛屯土の一筆に該當するものは土地臺帳の地番を以て驛屯土地番とす

- 三 新に調査したる土地は土地臺帳の地番に拘らず一洞里毎に新字を冠したる別番號を附し順次に「新二番」
- 「新二番」等として土地臺帳に登録なき土地なることを明にす
- 四 一地番の土地の幾部又は其の全部を道路溝渠堤防城壕鐵道線路又は水道線路として調査したるもの及之か河川湖海と成りて現地の滅失したるもの如きは地番を附せず

第五項 等級の調査

等級は第三項に依り疆界及地目の調査を爲したる田畝及登に付之を調査せり其の調査地及等級の區分は左の如し

- 一 等級の調査を爲したる土地(田畝登)
 - イ 一地番の土地を分割したるもの
 - ロ 一地番の土地の全部か他の同一地目に變換したるもの
 - ハ 土地臺帳に登録なき土地を新に調査したるもの
- 二 等級の區分
 - イ 田及畝は本局の田畝地位等級調査規程の階級を更に上下二階級に分つ
 - ロ 登は本局の登地位等級調査規程の階級に依る
 - ハ 市街地の田畝及登は本局の市街地地價調査規程の階級に依る

調査は土地臺帳に登録したる既定の等級を基礎とし類地比準の方法に依り疆界及地目調査の際左記各號に従ひ之を行ひ驛屯土間及驛屯土以外の土地との均衡を失せざらしめむことを期せり

- 一 調査に著手せむるときは先づ其の近傍に於て比準せらるべき適當の類地を選定すること
- 二 選定すべき類地は異地目の土地又は不毛地の包含せざるものなること
- 三 選定したる類地中田及畝に付ては其の同一等級の土地中に於て上下何れの階級に相當するものなるかを決定すること
- 四 類地決定したるときは等級を決定せむとする土地を之に比準し其の地位同一なるや又は昇降せしむべきものなるやを考查し適當と認むる所に依り之を決定すること
- 五 類地の選定及其の階級の決定並比準に付ては面長又は面吏員其他立會人の意見を參酌すること
- 六 調査の際は府郡島に存置せる地位等級圖又は市街地地價等級決定圖を携帶し之を參照すること
- 七 前各號の外前記本局の調査規程中各筆地比準の例に準據すること

第六項 申告書類の整理及調査書類の作成

申告書類の整理とは調査及測量の結果は基き當該申告書類に調査事項として記載し且洞里毎に地番順に編綴して表紙を附するの謂にして其の記載すべき要項は左の如し

- 一 地番地目及等級を調査地の一筆毎に記載す但し一地番の土地全部又は其の一部を道路溝渠堤防城壕鐵道線

路又は水道線路として調査したるもの及河川湖海と成りて現地の滅失したるものに付ては其の地番地目は之を記載せず備考に其の旨を記載す

二 一地番の土地全部か他の同一の地目に變換したるものに付ては土地臺帳に地目變換の整理を要するものとして備考に「地目變換を要す」と記載す

三 第一號但書及第二號に該當する土地か分割せられ二葉以上の申告書に記載あるときは其の備考の記載は何れかの一葉に付之を爲す

四 二葉以上の申告書に記載したる土地に對し同一の驛屯土地番を附し調査したるものに付ては地番地目及等級は何れかの一葉に記載し其の分には之を朱書す

五 荒地と成りたる土地に付ては備考に「荒地成」と記載す

六 小作人同一なるか又は小作人なき土地か其の地目同一にして且其の地積か規定の範圍を超えざる爲實地調査を爲さざりしものに付ては府郡島に於て記載したる土地臺帳の地番地目及等級を移記し備考に「調査せざる分」と記載す

七 土地臺帳に登録なき驛屯土にして其の現状か田畝墾及雜種地中の鹽田又は鹽泉地に非ざる等の爲調査より除外したるものに付ては其の旨を備考に記載す

以上整理したる申告書類は更に驛屯土地圖との符合を認めたる後地番の順序に従ひ之を編綴し之に表紙を附し而して地目別の筆數を計算し洞里毎に驛屯土調査筆數表を調製し又一地番の土地全部か河川湖海と成りて滅失し

たるもの其他土地臺帳に地目變換の整理を要するものに對しては土地臺帳登録事項變更調書を作成せり

第五節 測量の方法

第一項 素圖の修正

素圖は第二節に説述せるか如く地籍原圖及本局異動調査の結果に基き作成したるものを以て府郡島に於て地籍事務開始後地籍圖の異動整理又は誤謬訂正を爲したる部分に對しては符合せざることを勿論なり故に之を使用せむとするには先づ以て地籍圖の現在に一致せしめざるへからざるか故に府郡島をして異動又は訂正を爲したる地番及其の事項を通知せしめ之に依り修正することと爲せり此の外若素圖作成上の誤脱あることを發見したるときは之を修正して地籍圖に符合せしむ其の修正方法は新なる疆界線及註記は素圖作成の例に依り掲記し不用と爲りたる疆界線は洋紅の短交又線註記は洋紅の平行線を以て抹消せり

第二項 測量の方法

測量は分割を要する土地及新に調査したる土地に對し之を行ふものにして第四節に依る疆界其他の調査に基き該調査と同時に之を施行せり其の測量の方法は大體に於て前報告第五章第三節及第十二章第二節に述べたる一筆地測量及異動地測量に準したりと雖元來驛屯土調査の目的は主として小作人別の疆界を知るに在るを以て彼の

土地調査の所有權及疆界の査定を爲すか爲にせる測量とは全く其の趣を異にし固より比較すべきものに非ず短期間に之か完成を期する所以亦茲に在るものとす而かも土地調査に於て特別測量を施行したる西北鮮地方の如きあり隨て疆界點其の他測點の選定公差の標準新規測量地の土地臺帳既登錄地との關係位置等測量の精度は殆ど之を半減するも敢て失當と爲さず只寬嚴其の宜しきを得るに在るを以て此の趣旨に依り専ら調査の目的に副はむことを期せり左に其の概要を述べん

一 分割を要する土地は必ず土地臺帳に登錄せられ且素圖に記載ありて其の周圍の疆界確定し居るものなるを以て主として當該地の既知疆界點に基き分割することとし先づ分割に關係ある部分又は疆界の全部に就き檢測を行ひ若當該地中に於て所要の既知疆界點を得難きときは當該地以外の既知疆界點及圖根點(實地に圖の以下同じ)を併用して之を検測し以て圖上と地上とに差違なきや否を確め其の差違ある場合に於て公差と看做すべきものは之を平均して分割線を測定すること普通分割測量の方法に異ならず而して其の公差以上と認むるものは概當該地の疆界若は測量の誤謬又は地域の異動に因るものにして既定疆界線の變更は普通地籍整理の手續に依るの外驛屯土調査上之を處理するの途なきを以て之に對しては正確なる既知疆界點及圖根點に基き分割線を測定す

二 新に測量を要する土地は既成の素圖中に包容せられたる地域内に在るものと其の地域外に在るものとの二種ありて前者は直に素圖上に於て測量するも後者は素圖なきを以て新なる圖紙上に於て之を行ふ其の素圖上に於て測量する場合は當該地の附近に在る他の土地の既知疆界點中圖上と地上との差違なきもの若差違ある

ときは公差以内に限り之を平均したるもの及圖根點を基礎として之を測定し新なる圖紙上に於て測量する場合は圖郭線を一致せしめ以て他の素圖上に在る土地との關係位置に於て之を測定するか又は素圖連絡の關係等に因り之を困難とするときは前報告第五章第三節中特別測量の例に倣ひ當該地若は其の附近に於ける羅針方位に依り測板を標定し先づ測量基點を選定し之に基き疆界線を測定し他の土地臺帳既登錄地との關係位置は之を概測するに止む

三 以上に依り測定したる疆界線及第四節に依り調査したる事項にして驛屯土地圖調製上必要の事項は鉛筆を用ひ總て之を實地に於て記載することは一筆地測量及異動地測量の場合に同じ

本測量は前述の如く専ら調査の目的に順應せしむるの趣旨を以て施行したるものなれば普通地籍整理の爲にする測量とは其の成果を異にすること勿論なるを以て本測量の疆界線は之を移して地籍圖上の疆界線と爲すことを得ざるものとす故に將來地籍圖に對し異動整理を行はむとする場合に於ては其の異動地域の疆界と本測量の疆界とを縦ひ地上に於て一致することあるも直に驛屯土地圖の疆界線を採用することなく必ず別に地籍測量を行ふの要あるものとす

第三項 地圖及一覽圖の調製

驛屯土地圖及一覽圖の調製とは素圖上に於て測量を行ひたるもの若は素圖あるも分割及新規測量を要する土地なかりしものに付ては該素圖次に素圖を用ひずして測量したる場合に於ては其の鉛筆描畫の地圖を整理し之を合

式の驛屯土地圖と爲し且素圖に添屬したる一覽圖を驛屯土地圖に對應せしめて修正し若は新に之を調製する作業を謂ふ其の方法を掲ぐれば左の如し

驛屯土地圖

- 一 本圖には素圖作成上記事項として定めたるものの外雜種地中の鹽田、鑛泉地及現に荒地と成れる土地は各其の地目の下に括弧を施し鹽、鑛又は荒の文字を記載し又鉛筆にて記載したる等級及小作人氏名は抹消を爲さず之を存置す
- 二 分割したる疆界線は洋紅を用ひて之を描畫す
- 三 新に測量したる一筆地の疆界線は總て墨汁を用ひて之を描畫す
- 四 素圖として記載したる地番及地目の不用と爲りたるものは洋紅の平行線にて之を抹消す
- 五 素圖として記載したる一地番の土地が驛屯土に非ざるものは其の地番地目に掛け消印を施す
- 六 新に測量したる土地にして土地臺帳既登録地との關係位置を概測したるものに付ては他の圖葉に在る土地に對する概位置(方位及距離)を當該圖葉の餘白に記載す
- 七 前號圖葉の圖郭線は羅針方位に依り之を描畫し且其の一端を延長し之に矢形を附す

一覽圖

- 一 本圖に記載する事項は素圖と同時に作成する一覽圖と異なる所なし
- 二 土地臺帳既登録地との關係位置に測定せられざる驛屯土地圖の接合關係は之を概位置に示す

三 本圖は一洞里の驛屯土地圖三葉以下の場合に於ては之か調製を省略す

第六節 圖書の検査

圖書とは驛屯土申告書類驛屯土調査筆數表土地臺帳登録事項變更調書其他調査上特に作成したる調書驛屯土地圖及同一覽圖にして此等の圖書は外業監査員に於て悉く検査を遂げたるものなりと雖其の遺漏なきを期する爲内業事務として更に周到なる検査を行ひ若誤謬脱漏又は不備若は不明の廉あることを發見したるときは其の事實の明瞭なるものは別に處理案を作り之に依り補正し其の他のものに付ては當務者に推問し又府郡島に於て記入したる申告書類中の地積其の他の事項に付ては直接之に照會し其の實地に臨檢を要すと認むるものあるときは特に吏員を派遣して調査し尙必要と認むるときは調査の參考として府郡島より回付を受けたる地位等級圖地價等級決定圖及調査準備の際調製したる驛屯土調書を参照する等適當に處理補正し且検査上補正したる事項及實地臨檢を要するに至りたる事項に付ては其の要領を摘録し之を當該監査員に示して將來の注意を促し又は之を戒飭し以て成果の確實を期したり其の検査の方法は左の如し

申告書類の検査

- 一 表紙に記載したる道府郡島洞里の名稱及書類の紙數其他に誤記又は脱漏なきや否
- 二 申告者の住所氏名及申告又は通知の年月日に誤記又は脱漏なきや否
- 三 申告者通知者及小作人總代の捺印に脱漏なきや否(捺印の脱漏せるものに在りても小作人たることを認め得るものに付ては之を不問として検査を了したるものあり)

- 四 土地所在の府郡島面洞里名に誤記又は脱漏なきや否
 - 五 申告事項として記載したる小作認許證の番號地番及地目に誤記又は脱漏なきや否
 - 六 小作認許を受けたる者と申告者との氏名異なる場合に於て其の理由の不相當と認むるものなきや否
 - 七 小作認許を受けざる者の申告書にして其の事由の記載を漏せるものなきや否
 - 八 土地臺帳事項として記入したる地番地目等級及地積に誤記又は脱漏なきや否
 - 九 調査事項として記載したる左の事項は驛屯土地圖に照査し誤記脱漏又は不相當と認むるものなきや否
 - イ 地番地目及等級
 - ロ 土地臺帳に登録したる地目の變換整理を要する土地に對する事由
 - ハ 荒地又は河川湖海道路溝渠等と成りたる土地に對する事由
 - ニ 分割を要せざる爲實地の調査を爲さざりし土地に對する事由
 - ホ 分割するに足るべき適當の地物なき爲分割を爲さざりし土地に對する事由
 - ヘ 土地臺帳に登録なき驛屯土にして實地調査の結果調査より除外したるものに對する事由
 - 十 編綴の順序を誤れるものなきや否
 - 十一 前各號の外成規定例に違背したるもの又は不備の廉なきや否
- 以上検査に方り小作に關し争を爲すか又は其の他の事故の爲に申告者を現小作人と認むること能はずして調査官吏に於て小作人未定として其の事由を附記し又は之か調書を作成したるものあるときは之か検査に方り小

作人氏名欄に「未定」と朱書することとせり

驛屯土調査筆數表の検査

- 一 各洞里種目別筆數の合計と其の面計と符合せざるものなきや否
- 二 種目別筆數の計算に謬誤なきや否
 - 土地臺帳登錄事項變更調書の検査
 - 一 當該申告書類と照合し誤記又は脱漏なきや否
 - 二 變更を要する事由の記載に誤記脱漏又は不相當と認むるものなきや否
 - 驛屯土地圖の検査
 - 一 測量方法(幾何跡の存するものは其の幾何跡に徴し)及分割に不適當と認むるものなきや否
 - 二 疆界線描畫に不適當と認むるものなきや否
 - 三 地番及地目の記載に誤記又は脱漏と認むるものなきや否
 - 四 分割又は地目變換等に係る舊地番地目の抹消は適當なるや否
 - 五 等級及小作人氏名に誤記又は脱漏と認むるものなきや否
 - 六 驛屯土に非ざる土地にして圖上に存置せるものなきや否
 - 七 筆數の計算に謬誤なきや否
 - 八 接合に不正確のものなきや否

九 前各號の外註記の誤記脱漏其の他様式に適合せざるものなきや否

一覽圖の検査

- 一 圖葉接續の關係及其の番號に誤記又は脱漏なきや否
- 二 圖葉枚數及筆數は驛屯土地圖各葉に就き計算し符合せざるものなきや否
- 三 地番索引に誤記又は脱漏なきや否
- 四 一覽圖の調製を脱漏せざるものなきや否
- 五 前各號の外註記の誤記脱漏其の他様式に適合せざるものなきや否

第七節 地積の算定

地積の算定は分割地及新に測量したる土地に對して之を行ふ而して分割地の地積は原地積に合致せしむること
を原則とし新規測量地は新に其の地積を求むるものにして其の作業の方法は前者は前報告第十二章第二節第二項
後者は同第五節第四節に述べたる所と略同一なるを以て其の方法を異にする點のみを左に掲ぐ

- 一 各筆地に對し従事員を異にして行ふ積算の度數は之を二回とす
- 二 分割地の地積の合計が申告書類に記載したる原地積に對し過不足を生ずるときは按分比例に依り各筆に配賦したるものを以て決定地積とし其の差か左の範圍を越ゆるものに付ては算出したる地積に依り之を決定し面毎に地積不符合調書を作成す

甲 縮尺六百分一圖又は三斜法に依るもの

- 地積百坪未満 五坪
- 同 三百坪未満 十坪
- 同 六百坪未満 十五坪
- 同 千二百坪未満 二十坪
- 同 千二百坪以上は九百坪迄を増す毎に五坪を加ふ

乙 縮尺千二百分一圖に依るもの

- 地積五十坪未満 五坪
- 同 百坪未満 十坪
- 同 三百坪未満 十五坪
- 同 六百坪未満 三十坪
- 同 千二百坪未満 四十五坪
- 同 二千四百坪未満 六十坪
- 同 二千四百坪以上は千八百坪迄を増す毎に十五坪を加ふ

丙 縮尺二千四百分一圖に依るもの

- 地積二百坪未満 二十五坪

地積六百坪未満

五十坪

同 千二百坪未満

七十五坪

同 二千坪未満

百坪

同 三千坪未満

百二十五坪

同 四千五百坪未満

百五十坪

同 四千五百坪以上は三千坪迄を増す毎に五十坪を加ふ

三 地積算定の成果は之を驛屯土積算簿に記載し面毎に成冊と爲し其の各筆地の地積は更に之を申告書に移記す

申告書類の原地積は即ち土地臺帳登録事項中の一にして之に記載に誤脱なからしむることに付ては第三節に説述したるか如く豫め府郡島をして特に注意を拂はしめたるものなりと雖地積算定に方り尙之か誤記と認むるもの少からざりしを以て此等は當該郡に照覆の末夫夫訂正を加へたり而して前記第二號に依り作成したる地積不符合調書は驛屯土管理上の参考として臺帳及地圖と共に之を府郡島に引續くことと爲せり

第八節 簿書の調製

簿書とは驛屯土臺帳及驛屯土臺帳集計簿の二種にして其の様式は大正七年總督府訓令第十二號を以て制定せられたるものなり左に之か調製の順序方法を説述す

驛屯土臺帳は申告書に基き調製するものにして本臺帳に登録する土地は田畝窪池沼及雜種地の四種目とし一筆毎に之を謄寫し校合検査を行ひ以て誤記脱漏なきを期す而して其の謄寫したる各葉は洞里毎に地番の順序に依り取揃へ且使用に便ならしむる爲洞里の中隔には赤紙を挿入し約二百枚を一冊として面毎に成冊と爲す其の登録を要する事項は左の如し

- 一 土地所在の洞里名
- 二 地番
- 三 地目(雜種地中の鹽田及鹽泉地に付ては其の小地目を傍書す)
- 四 等級(池沼及雜種地に付ては之を記載せず)
- 五 地積
- 六 小作人住所及氏名又は名稱(小作人なきときは又は小作人未定のときは之を記載せず)

本臺帳には前記事項の外貸付料小作認許年月日及小作期間を記載する規定なるも此等は府郡島に於て決定したる後に於て記載すべき事項に屬するを以て調製の際は何れも之を空欄とせり
驛屯土臺帳集計簿は驛屯土臺帳を面又は府毎に地目別に集計し更に郡島の合計を附するものにして苟も誤算なからしむる爲精密に檢算を行ひたる上府郡島毎に成冊と爲す而して本簿は有料借地無料借地及未貸付地に區別して記載する規定なるも有料無料の別は臺帳に貸付料を記載せざる結果之か區別を爲さず又臺帳の小作人は現耕作者を記載したるに過ぎずして其の貸付の許否は府郡島の調査を待ちて決定すべきものなるを以て貸付未貸付も亦

之を區別すること能はず依て地目別地積の合計を掲ぐるに止めたり

尙前記訓令第十二號に依るときは臺帳及集計簿の外驛屯土名寄帳を調製することと爲り居るも本帳は各筆の貸付料及小作人確定するに非ざれば調製すること能はざるものなるを以て本局に於ては之か調製を爲さず右事項確定の上當該府郡島をして調製せしむることとせり

第九節 圖簿及書類の引繼

圖簿及書類は其の調製整理を終るに従ひ順次關係府郡島に引繼くものにして大正六年六月總督府訓令第二十四號令達に基くものなり而して其の引繼時期は府郡島別に豫定し大正七年七月より同年十二月迄の間前後十一回に分ち其の全部の引繼を完了せり其の引繼の方法は主として運搬業者に託送したるも圖簿書類の容積僅少なるものに在りては之を郵送せしものあり而して何れの場合に於ても途中汚損の虞なき様適當に包装し且託送の場合に於ては必ず之を一定の書函に收め目張を施し更に覆造を行ひ以て雨雪の障礙なからしむることを期せり今其の引繼きたる圖簿及書類の名稱數量並引繼時期を掲ぐれば左の如し

圖簿及書類名稱數量

- 驛屯土臺帳 三、七二八冊
- 驛屯土臺帳集計簿 二二七冊
- 驛屯土地圖 八三、四八七枚

一覽圖

- 驛屯土積算簿 八、〇二四枚
- 驛屯土申告書 二、〇〇七冊
- 土地臺帳登錄事項變更調書 一五、二五四冊
- 土地臺帳登錄事項變更調書 一八四冊
- 地積不符合調書 四六冊
- 實地調査の結果不用と爲りたる申告書類 一四冊

引繼時期及道府郡島名

- 第一回 大正七年七月三十一日
 - 京 畿 道(京城 高陽)
- 第二回 大正七年八月一日
 - 京 畿 道(仁川 漣川 安城 振威 水原 富川(大田府屬) 金浦 開城)
 - 忠清南道(公州 燕岐 扶餘 舒川 禮山 牙山 天安)
 - 全羅北道(長水)
- 第三回 大正七年八月十二日
 - 京 畿 道(廣州 楊州 抱川 加平 楊平 驪州 利川 龍仁 始興)
 - 江 華 坡州 長湍
 - 忠清南道(大田 論山 保寧 青陽 洪城 瑞山 唐津)

全羅北道(錦山) 茂朱 任實 南原 淳昌 金堤 順天 和順 莞島
 全羅南道(長興) 康津 海南 靈巖 求禮 光陽 順天 和順 莞島
 全羅南道(珍島) 谷城

第四回 大正七年九月七日

全羅北道(全州) 鎮安 井邑 高敞 扶安 沃溝 益山
 全羅南道(光州) 潭陽 麗水 高興 寶城 務安 羅州 成平 靈光
 全羅南道(長城)

黃海道(平山)

平安南道(江東)

第五回 大正七年九月二十八日

全羅南道(濟州)

慶尙北道(豐隆)

黃海道(海州)

平安南道(大同)

第六回 大正七年十月十五日

黃海道(延白)

平安南道(孟山)

江原道(春川)



咸鏡南道(定平) 德源 安邊

第七回 大正七年十月二十五日

忠清北道(鐵川)

平安北道(宣川)

江原道(楊口)

咸鏡南道(咸興)

咸鏡北道(清津)

第八回 大正七年十一月十五日

平安北道(義州)

江原道(淮陽)

咸鏡南道(北青)

咸鏡北道(吉州)

第九回 大正七年十二月二十六日

平安北道(朔州)

江原道(通川)

咸鏡南道(高原)

咸鏡北道(明川)

第十回 大正七年十二月十三日

忠清北道(清州) 報恩 沃川 陰城

慶尙北道(英陽) 迎日 星州 漆谷 金泉 善山 尙州 開慶 醴泉

慶尙南道(馬山) 晉州 宜寧 咸安 密陽 梁山 東萊 金海 山淸

第十一回 大正七年十二月二十六日

忠清北道(永同) 槐山 忠州 堤川 丹陽

慶尙北道(大邱) 達城 軍威 義城 安東 青松 盈德 慶州 永川

慶尙南道(釜山) 昌寧 蔚山 陝川 昌原 統營 泗川 河東

第十節 業務の監督

作業は内業及外業共總て班制に依る組織とし内業班には班長及分班主任外業班には監査員を置きたるを以て各其の權限内に於て指揮監督を爲し其の他主務課に於て統一的監督を行ふ等の方法は一般作業の監督方法として前報告書第八章第一節に述べたる所と異なることなきを以て茲には只其の内外業に依り異なる點のみを記述す

内業事務は之を圖書検査地積算定簿書調製及圖簿引繼事務の外準備作業に屬する驛屯土地番及地積の調査並素圖の作成に分ちたるを以て常に各業務の連絡及統一を缺かさむことを期し且大正七年五月作業進行豫定期日を

定め外業の結了より圖書の検査簿書の調製及之が府郡島への引繼に至る時期を各府郡島別に豫定し以て各事務の連絡を圓滑にし且豫定の遂行を督勵したり

外業事務は班制に依る當該監査員直接に之が指揮監督の任に當り各班間業務の統一に付ては隨時本局より高等官又は判任官を派遣するの外大正七年一月地籍調査及驛屯土調査外業監督規程を制定し高等官又は判任官中より特に監督員を命し前回報告第八章に記述したる一般監督の例に準し實地調査測量及圖書の検査並作業計畫職員の配置勤務の状況備人使役の方法圖書器械物品經費の保管及之が取扱地方官公署との關係従業員の風紀衛生等全般に互る監査を行はしめ苟も成規定例に違背し又は處理の適切を缺き若は特に指示を要すと認むる事項あるときは事の輕重緩急に従ひ監督員をして直接に指示せしめ又は監督員の報告を審査して指示を與ふる等常に功程の促進及成果の正確を企圖したり其の他第六節に説述したる圖書の検査及之が不備事項處理の手續は一面に於て外業に對する普遍的の監督方法に屬せるものとす

第十一節 従事員の編成

本作業に従事したる人員は第十三節に説述するか如く異動地調査及土地臺帳の調製其の他の作業を終りたる者より順次轉用したるものなるを以て其の従事員中には外業適任者あり内業適任者あり又内業適任者中に在りても或る一部の事務にのみ従事せしむべき者あり且本調査と同時に施行する地籍調査にも相當人員の配置を要し其の外業員に在りては彼此共通なるか故に職務又は技能の如何に由り互に轉換若は補缺を必要とする場合多く従て普

通業務に於ける場合の如く單に内外業務の並行を主として整然たる編成を行ひ難き事情あり之か編成には頗る困難を感じたり然れども外業班の編成は業務の性質上隨時改廢増減することを得ざるのみならず外業は各作業中最故障の生し易き業務なるを以て豫定期間内安全に全部の作業を完成せしめむか爲當初に於ては外業班の編成に重きを置くの方針を採り内業班の編成は豫め一定の分掌を定むと雖従事員の配置は外業の緩急に應じ隨時増減を行ひ而して内業の一部は外業の終了を待ちて一時に進捗せしむることとせり其の編成左の如し

庶務		主任	一人	所屬員	二人乃至五人
内業	驛屯土班	班長	一人		
		監理分班	主任 一人	分班員	四人乃至十人
		檢査分班	主任 一人	分班員	十八人乃至八十一人
		積算分班	主任 一人	分班員	四十三人乃至七十八人
		簿書分班	主任 一人	分班員	十七人乃至三十五人
外業	驛屯土調査班	副監査員 又は附屬員	一人又は二人		
		調査員	四人乃至八人		

備考

- 一 庶務は大正七年六月以前に在りては異動地調査及土地臺帳等調製事務の爲に設けたる庶務従事員に於て之を兼掌せり
- 二 内業の積算分班は當初製圖課に屬したりしか同課廢止に依り大正七年九月一日より整理課に之を新設したるものなり
- 三 内業各分班員の最多人員は主として外業終了後一時に従事せしめたるものなり
- 四 外業班の員數は時期に依り増減あり即ち左の如し

自大正七年一月	十三班
自同 年六月	
自同 年七月	十六班
自同 年九月	
自同 年十月	八班

- 五 外業班の調査員は大正七年一月編成當時より同年七月迄普通六人同月に至り十六班中十三班を八人三班を五人とせり
- 六 外に本調査の準備作業として驛屯土地帯及地積の調査並驛屯土地圖(本報基書に於て素)の調製に従事したる人員あり前者は總務課常務員に於て之を兼行したるものにして特別に従事員として編成したるものに非ず後者は製圖課の一分掌として之を兼行したるものにして前報告書第五章第五節第二項に掲げたり依て茲に之を略す

本調査に従事したる職員は異動地調査及土地臺帳の調製其の他の事務に従事したる者の内より其の事務の終了するに従ひ順序轉用し又は事務の種類に依りては本務の傍兼行せしむる等成るべく人員の經濟を主として計畫し其の他の補充に付ては本局附設局員養成所第七回卒業生及會て本局に在職し製圖並積算の作業に經驗を有する者を採用せり然れども一方に於て別に地籍調査を施行したるを以て彼此従事員の轉換若は互に補缺を要する場合少からず且地方廳地籍整理の爲經驗者を選抜して轉任せしむるの必要頻頻として起りたる爲従事員の異動常に絶ゆることなく従て内外業務に對する人員の配置を適當ならしむること頗る困難なりしも常に機宜の措置を行ひ以て全局に對する計畫の遂行に支障なからしめむことを期したり而して作業終了期の近づくに従ひ地籍調査に轉屬するを必要とする者は之を轉屬せしめ又成るべく他官廳に轉職の途を講し其の他の剩員は適當の時期に於て定員を改正して退官せしめ或は官制廢止と共に廢官たらしむる等漸次減員を行ひ結局官制廢止後殘務整理を命じたる者高等官二人判任官及雇員百十四人なりしか其の内地籍調査を兼務するもの高等官二人及判任官三人を除くの外

何れも大正七年十二月末迄の間に於て殘務の終了と共に退職せしめたり今月別作業別の人員を掲ぐれば左の如し

月別	區分	調査の準備		外業	内業				計
		地産の調査	業圖の作成		庶務	監理分班	検査分班	積算分班	
一月	高等官								
一月	判任官								
一月	雇員								
二月	高等官								
二月	判任官								
二月	雇員								
三月	高等官								
三月	判任官								
三月	雇員								
四月	高等官								
四月	判任官								
四月	雇員								
五月	高等官								
五月	判任官								
五月	雇員								
六月	高等官								
六月	判任官								
六月	雇員								
計									

月別	區分	調査の準備		外業	内業				計
		地産の調査	業圖の作成		庶務	監理分班	検査分班	積算分班	
七月	高等官								
七月	判任官								
七月	雇員								
八月	高等官								
八月	判任官								
八月	雇員								
九月	高等官								
九月	判任官								
九月	雇員								
十月	高等官								
十月	判任官								
十月	雇員								
十一月	高等官								
十一月	判任官								
十一月	雇員								
十二月	高等官								
十二月	判任官								
十二月	雇員								
計									

備考
 一 地産及地積調査は總務課業務圖作成は製圖課に於て施行したるものにして其の人員は既に前報告中に掲上したるものなるも便宜並に再掲したるものなり

二 核算に當初製圖課に属したりしも同課の廢止に由り大正七年九月より整理課に移属したるものなり
 三 庶務の高亭官は整理課長及内業班長なり又五月以前に在りては課長班長及庶務に従事する職員は土地簿帳等の調製及展地調査を本務させしものなるを以て茲に之を掲げず

第十二節 作業の成績

大正六年七月調査の準備として驛屯土地番の調査に著手し續て素圖作成及外業其の他の作業を順次開始し同七年十二月を以て全部の終了を告げたり其の作業別の成績を掲ぐれば左の如し

事務區分	著手年月	從事延日數	筆數	一人一日平均功程
準備作業	地番及地積調査	大正六年七月 同六年八月 同六年九月 同六年十月 同六年十一月 同六年十二月	一六三三 七三二〇 三〇五二七五 五七五二二六 九五四六八四 三〇三三二	一八六六 四二二 二七八 三〇三三 四八二 一四七四
	素圖作成	大正六年七月 同六年八月 同六年九月 同六年十月 同六年十一月 同六年十二月	七三二〇 三〇五二七五 五七五二二六 九五四六八四 三〇三三二	四二二 二七八 三〇三三 四八二 一四七四
外業	圖書検査	大正七年十一月 同七年十二月	三三三 七八〇七	二七八 四八二
	簿書調製	大正七年十一月 同七年十二月	三三三 三八一五	二七八 一四七四

備考 地番及地積調査は常務の傍之を兼行したるものなるを以て之が平均功程を掲ぐと雖實際の作業能力と見て見ることを得るものとす

前記各作業筆數の同一ならざるは作業の種類に依り各其の目的を異にするに因るものにして外業筆數の五十七萬五千二百二十六筆(此の外第一節に載述したる六)は調査當時に於ける現在總筆數にして之を計畫筆數の六十一萬七百八

十四筆に比すれば三萬七千六百六十五筆即ち約六分の減少を來たせり又簿書調製の五十六萬二千五百五十四筆は將來驛屯土として管理せらるべき田舎窪池沼及雜種地の筆數なりとす左に各作業筆數の同一ならざる事由を掲ぐ

一 準備作業の筆數は土地臺帳に登録せられたる土地中に於て驛屯土と認むるものの地番及地積を調査し測量の便に供する爲素圖として豫め作成したる所の筆數なるを以て實地調査の結果現はるべき筆數に對しては舊地番數に相當するものなり

二 外業筆數は調査當時現在せる總筆數にして素圖作成筆數に對して之を謂ふときは一地番の土地が分割せられて二筆以上と爲りて増加したるもの又は土地臺帳に登録なき土地を新に調査し追加したるもの及事實驛屯土に非ざるか又は驛屯土としての管理を廢止したる等の理由に因り抹消したる爲減少したるもの増減差引筆數なりとす

三 圖書検査筆數は申告書類の検査筆數と驛屯土地圖の検査筆數との合計數なり但し驛屯土地圖の検査筆數は一地番の土地を分割したるもの及土地臺帳に登録なき土地を新に測量したるものに限り之を計算せり

四 積算筆數は一地番の土地を分割したるもの及土地臺帳に登録なき土地を新に測量したるものに對し新に地積の算定を爲したるものの筆數なり(其の他の土地は土地簿帳登録の地積に據るを以て更に算定の必要なし)

五 簿書調製筆數は調査總筆數(即ち外業筆數)中林野墳墓地道路溝渠等を除きたる田舎窪池沼及雜種地の筆數なり

第十三節 經費

調査に要したる経費は大正六年度四萬五千三百九十九圓七十六錢同七年度十五萬九千四百四十九圓四十五錢合計二十萬四千八百四十九圓二十一錢にして之を豫算二十三萬六千八百九圓に對比すれば三萬一千九百五十九圓七十九錢の剩餘と爲り又驛屯土臺帳調製筆數五十六萬二千五百五十四筆に割當つれば其の一筆平均三十六錢四厘と爲る其の仕拂金額の明細左の如し

區分	大正六年度		大正七年度		計
	給	任	給	任	
臨時土地調査費	四五三九九七六	—	一五九四四九四五	—	二〇四八四九二一
俸	—	—	一九八五九九四	—	一九八五九九四
俸	—	—	一六八五九九四	—	一六八五九九四
賞	—	—	三〇〇〇〇	—	三〇〇〇〇
賞	—	—	—	—	—
事業	—	—	—	—	—
俸	四五三九九七六	—	一五九四四九四五	—	二〇四八四九二一
給	一六、三三九・三〇	—	四〇、八〇五・五七	—	五七、一四四・八七
任	三三、三三三・三三	—	八四、〇三二・	—	一一七、三六五・三三
列	一五、七六八・〇九	—	三六、〇五九・四六	—	五一、八二七・五五
任	三三、三三三・三三	—	三九、〇五七・九	—	七二、三九一・三二
賞	—	—	—	—	—
賞	—	—	—	—	—
物件	一五〇、二七〇・四	—	一九、八五五・八七	—	一七〇、一二五・二七
備	二八、三三三・三六	—	七四〇・九四	—	三、一七四・三〇
圖書及印刷費	—	—	—	—	—
筆紙墨文具	九八八・二〇	—	三、八四七・二二	—	四、八三五・四二
			七九三・八八七		一、七八一・九九七

備考	大正六年度		大正七年度		計
	給	任	給	任	
消耗品	八〇・二八	—	—	—	八〇・二八
通信運搬費	二〇、八〇五・五三	—	一〇、五九〇・四七	—	三一、三九六・〇〇
廳舎及敷地借料	一〇、一七七・	—	二〇〇・八七	—	三〇、一七七・八七
旅	五、二九二・九四	—	五五、五四六・四〇	—	六〇、八三九・三四
給	八、六八九・五八	—	四一、二〇六・六一	—	五〇、八九五・一九
給	—	—	八、五五八・八八	—	八、五五八・八八
人員	二、九五四・七九	—	一〇、九七三・七二	—	一三、九二八・五二
宿舎	四、二七五・三二	—	一七、五六八・三〇	—	二一、八四三・六二
料	一、四五八・一七	—	四、一〇〇・七一	—	五、五五八・八八
雜費	一七、一〇〇・	—	四九〇・六	—	一七、五九〇・六
舟車馬類備費	一五、一〇〇・	—	—	—	一五、一〇〇・
雜費	二〇〇〇・	—	四九〇・六	—	二、四九〇・六

一 大正六年度の金額中一萬二千八百二十九圓六十錢は素圖作成費及地積算定費の一部にして前報告に掲げたるものなるも便宜故に併算せり

二 本表の仕拂金額中には府郡島に引續くべき懸帳地圖及申告書類等を格納する箱の製作費を含む

三 本表の仕拂金額には終了賞與金を含まず

四 驛屯土調査と地籍調査と同時期に施行し其の従事員は交互轉換し又作業用物品中には共通のもの多數なりしを以て截然たる區別を爲し難きものあり従て仕拂金額は彼此多少の混淆あることを免かれず

驛屯土内業功程表

第二章 驛屯土分筆調査 第十三節 經費

作業別	從業人員		總功程 數(對一日功程)	總延日數 對一日功程
	內地人	朝鮮人		
	計	計		
地圖檢査	本年	本年	本年	本年
簿書檢査	本年	本年	本年	本年
地積算定	本年	本年	本年	本年
地圖檢査	本年	本年	本年	本年
簿書檢査	本年	本年	本年	本年
地積算定	本年	本年	本年	本年
大正六年度	本年	本年	本年	本年
同	本年	本年	本年	本年
同	本年	本年	本年	本年
同	本年	本年	本年	本年

同製集計簿
本年
累計

驛屯土外業功程表

年度	人員		從業員數	旅行	其他	總日數	筆功程數	一日平均 功程數	分制 筆數
	內地人	朝鮮人							
大正六年度	三三	一〇九	一四二	一〇五	三三〇	一三	八八〇五	二〇九	一九四
同	七三	一八四	二五七	一〇五	三三〇	一三	八八〇五	二〇九	一九四
同	八六	二一八	二九四	一〇五	三三〇	一三	八八〇五	二〇九	一九四
計	一〇八	三三〇	四三八	一〇五	三三〇	一三	八八〇五	二〇九	一九四

驛屯土地目別面積筆數表 (其一)

道名	面積	筆數	面積	筆數	面積	筆數
京畿道	一七三九	一七三九	一七三九	一七三九	一七三九	一七三九
忠清北道	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
忠清南道	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三
全羅北道	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八
全羅南道	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
慶尙北道	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
慶尙南道	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八	二二八
黃海道	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六

第二章 驛屯土分筆調查 第十三節 經費

道名	田		畑		計	
	面積	筆數	面積	筆數	面積	筆數
平安南道	一六七	一六〇九三九	一一、一九六九八	八三二一	一八、〇九〇八七	三、七九四
平安北道	一九四	三〇、一四二、三六	七、九三二、六五八	八、五七四	八、四二五、〇一六	八、四九五
江原道	一七〇	一四、九三九、九四三	七、六〇〇、〇九二	一、二六八、七	一、一八七、四七五	一〇、五六一
咸鏡南道	一一一	一三、二六九、一〇一	三、三三三、七八三	五、四四五	一〇、七五五、四八六	九、七六九
咸鏡北道	七〇	九、四七〇、三九五	八、五九六、五〇〇	八、一三	七、二六四、〇	五、五三三
計	二、三九五、三五七、五七九	二、五七五、九四〇、七六八、五五五	一九九、〇三二	二、二五八、五〇二、六	一〇、一三五	

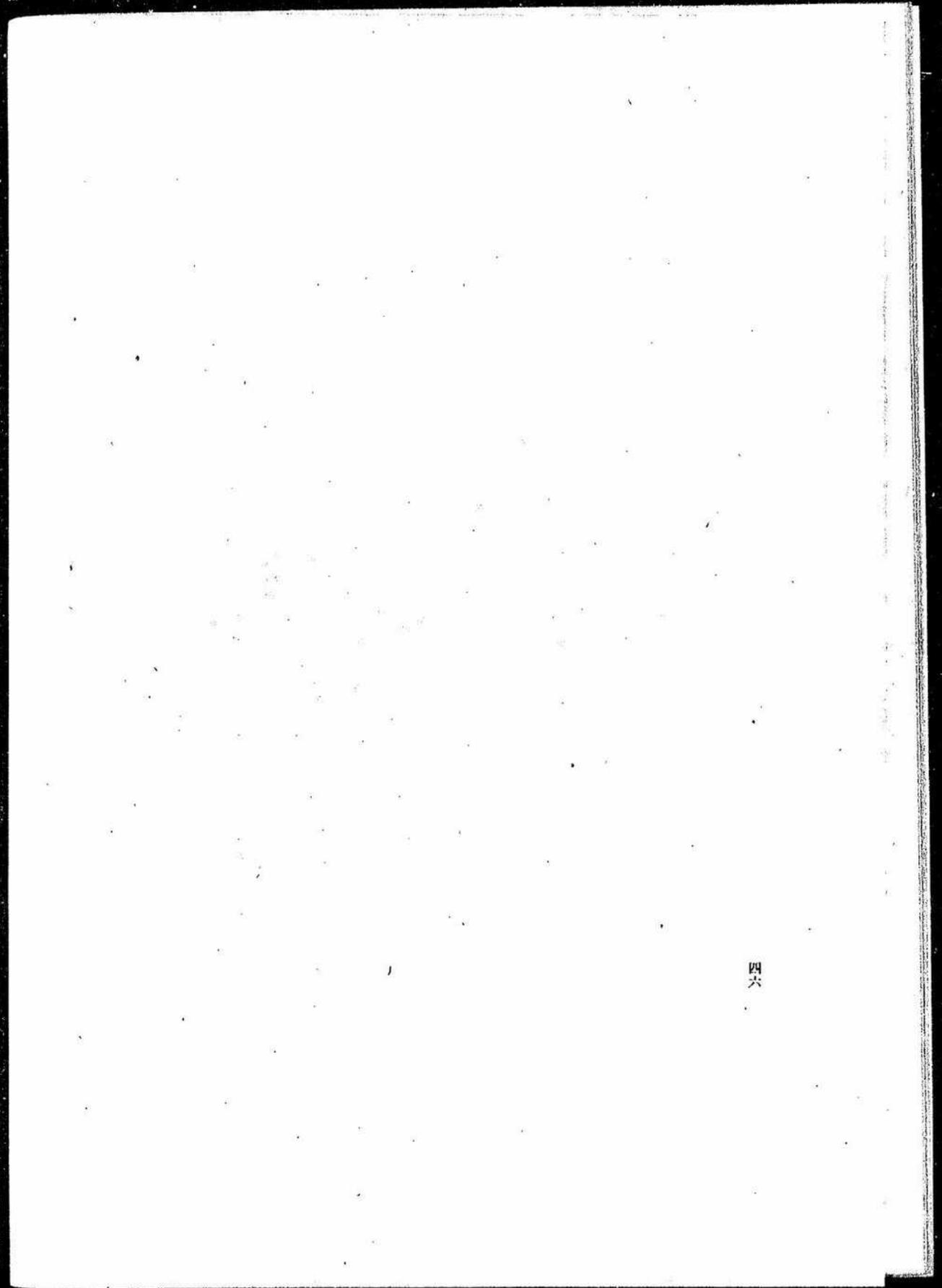
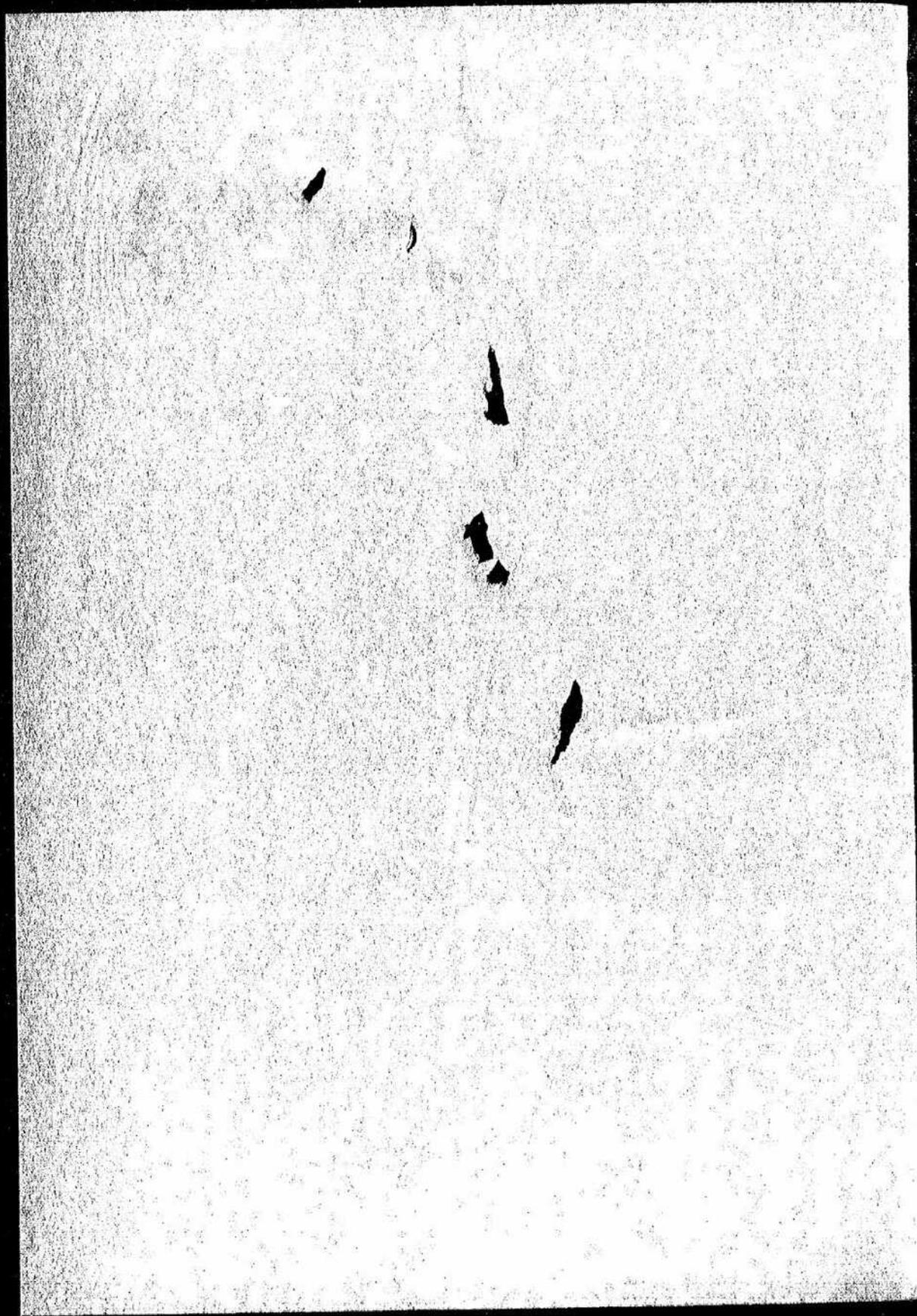
驛屯土地目別面積筆數表 (其二)

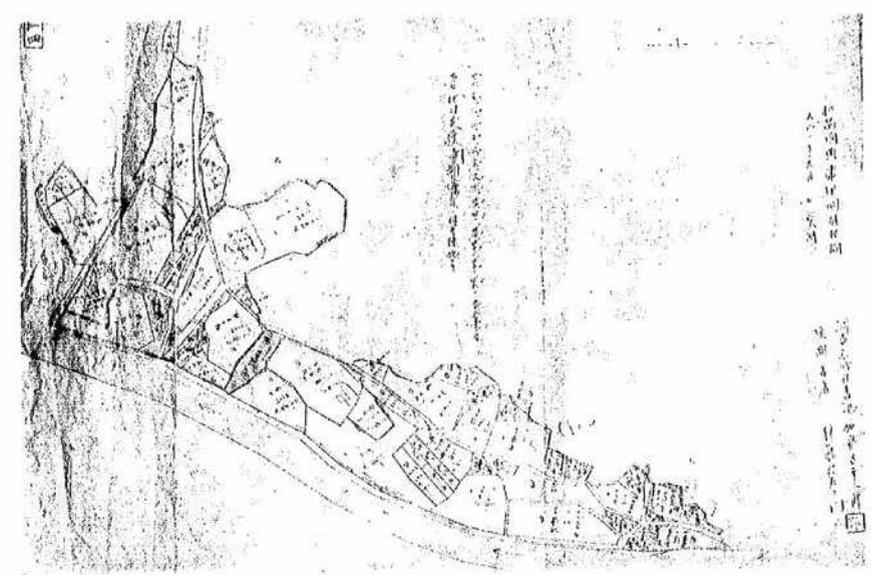
道名	池沼		雜種地		計	
	面積	筆數	面積	筆數	面積	筆數
京畿道	一〇〇、六四七	八六	七、四八、一一〇	二、三三	七、五八、七五七	七、六八七
忠清北道	一六六、二四三	八	五〇、五三三	四九	一六六、七七六	二、七三三
忠清南道	二九三、四四六	九六	三、四八、一八〇	一〇三	二九六、九二六	二、八三七
全羅北道	一〇五、八四五	四五	三、四七、五六一	二〇八	一〇九、三二三	三、九一七
全羅南道	七三、六三三	五五	一、二四、三五七	五三三	七四、八七〇	六、八五七
慶尙北道	四、五九四、〇四	一一四	一〇、七、五三二	一八四	一五、三七一、五七二	四、九二七
慶尙南道	一八〇、四八九	一七三	四、〇八、一七九	三〇七	一八四、五七一、七五二	七、一八九
黃海道	六〇七、一七一	七四	六、一八〇、九一七	四一七	六、七八八、〇九四	六、七六二
平安南道	三、五七六、〇	六〇	八、六三、〇八〇	八四五	一二、二一〇、〇八〇	二、八三六
平安北道	九八、九八二	一一	一、七五、六九八	一一六	九、八四一、六八〇	四、〇〇二
計	二、三九五、三五七、五七九	二、五七五、九四〇、七六八、五五五	一九九、〇三二	二、二五八、五〇二、六	一〇、一三五	

道名	面積	筆數
江原道	六、六四三、四	四六
咸鏡南道	四、八四三、三	二六
咸鏡北道	一、六六三、三	三
計	二、三四五、四九	九七〇

驛屯土地簿籍類引職員數表

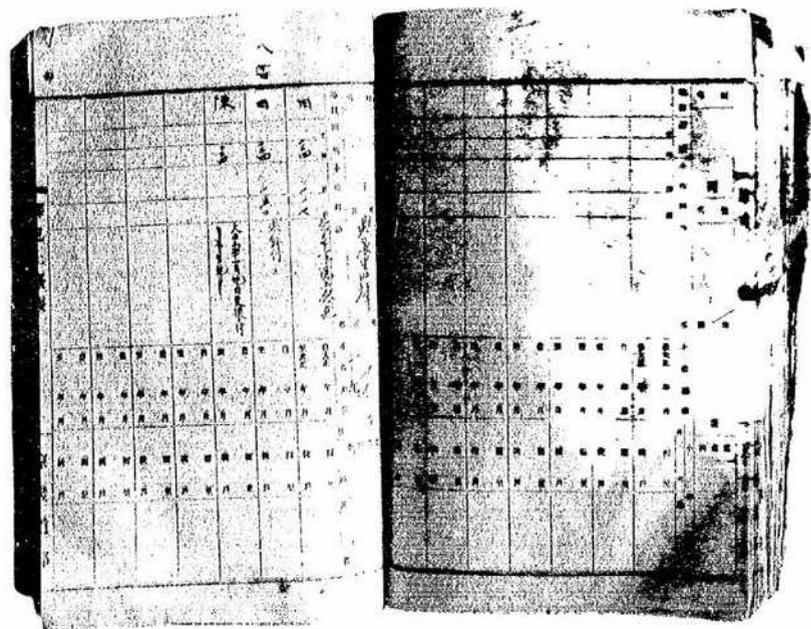
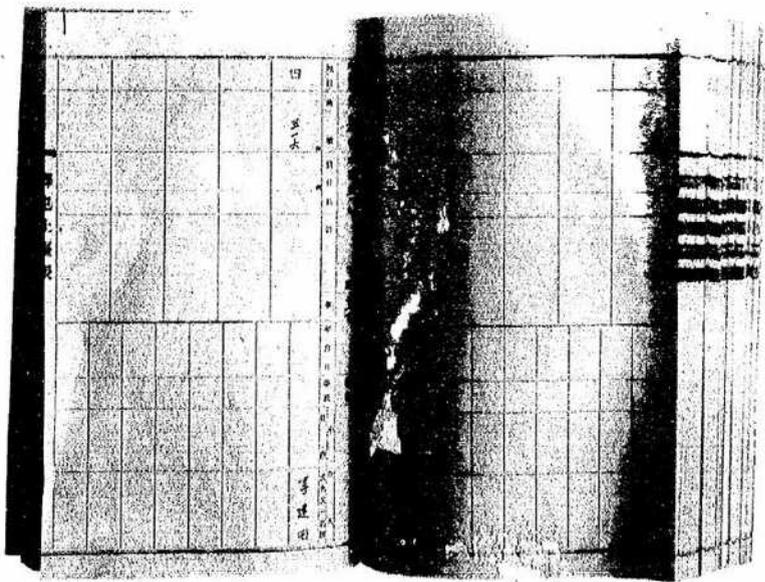
道名	驛屯土地簿籍類引職員數表	
	職員數	筆數
京畿道	四三	二〇、八七八
忠清北道	二五	二、八七六
忠清南道	二二	二、八六八
全羅北道	二〇	三、七九七
全羅南道	一四	四、八六〇
慶尙北道	一三	六、七〇六
慶尙南道	一〇	四、八六〇
黃海道	一〇	六、一七〇
平安南道	一〇	八、八四四
平安北道	一〇	八、二五五
江原道	一〇	五、四六〇
咸鏡南道	一〇	四、五八八
咸鏡北道	一〇	一、八四七
計	三、七七八	八、三四八七





驛地土圖新舊對照

てしに圖地舊は圖下、圖地新は圖上
 示を部一の面仁崇郡陽高道畿京



照對舊新帳臺土屯驛
てしに帳臺舊は圖下、帳臺新は圖上
す示を部一の面仁崇郡陽高道畿京

第三章 地籍調査

第一節 概 説

地籍調査は土地調査の終了に伴ひ漸次地籍の異動を調査し之か整理を爲すものなり府郡島に於ては土地臺帳及地籍圖の引續を受けたる後地籍異動の起るに隨ひ之か整理を爲すものなりと雖従事員其の事務に練熟せざる爲之か整理の完全ならざるものあり且既に異動の生したる土地にして未だ整理の了せられざるもの多數に上り地籍の維持上尠からざる缺陷を生ずるの虞あり然るに地籍整理は全く創始の事務に屬し遽に適當なる職員を配置すること困難なる事情あるを以て土地調査の成果を確實ならしめむか爲其の既整理の事務に付ては之を檢査して不備の點を補正し未整理の事務に付ては之か整理を遂ぐることにし大正六年五月總督府訓令第二十號を以て之を示達せられたり仍て本局は之を地籍調査と稱し本局事業の附帶事務として當初百十一の府郡島及市街地に施行したりしか後七年九月同訓令第四十九號に依り更に二十五郡に追施するに至れり蓋本事務は本局に於て施行したる異動地調査と相待ちて土地調査の成果を確實ならしむるものにして土地調査と相離るへからざる關係を有するものなるか故に之を本局に於て施行したるは洵に機宜に適せるものとす

調査の施行に付ては豫め計畫を立て適當なる準備を爲すと共に府郡島に於て處理すべき事項を定め六年五月地籍調査規程及同施行心得を制定し作業は班組織として施行することとし而して調査の方法は特に之を定むるもの

の外府郡島の依據すべき法規定例に依らしめ尙作業の統一を期する爲地籍調査指示事項を定め漸次増補して五十
一項に及び其の他特殊の事項に付ては随時處理の方法を示し府郡島の整理と苟も支拂する所なからしめむことを
期したり其の依據したる法規定例を掲ぐれば左の如し

- 一 地稅令
- 二 地稅令施行規則
- 三 市街地稅令
- 四 市街地稅令施行規則
- 五 土地臺帳規則
- 六 地稅事務取扱手續
- 七 市街地稅事務取扱手續
- 八 土地臺帳登錄地の地價整理手續(地稅令中の改正に依り七
年七月以降は適用なし)
- 九 前各號の法規實施に關する本府の指示政務總監及度支部長官の通牒其の他道の定めたる例規
- 十 測量地積算定及地籍圖の増補加除更訂に付ては土地臺帳登錄地測量準則(案)(地積算定及地籍圖整理の方法に付ては
後に至り官通牒を以て更に之を示達せ
り)

調査の事務は既整理事務の検査と未整理事務の調査とに分れ其の事務極めて複雑なるのみならず調査を要する
府郡島は各道に散在し而も短期間を以て終了すべき豫定と爲れる府郡島多數にして調査班の移轉頻繁なるへきか

故に此等の計畫には最注意し豫め府郡島毎に施行の順位及期間を定め従事員の執務旅行其の他の行動を成るべく
敏活ならしめ以て作業の進捗と計畫の遂行とに努めたり然るに各地方共概して異動筆數の増減甚しかりしのみな
らず著手の間際に至り準備の關係上延期を要求せる地方ある等其の計畫に屢變動を來たし爲に施行の順位及調査
班の配置は殆時時の状況に應じ隨時之を定めざるへからざる状態と爲れり此等の關係に因り作業終了の時期に臨
み作業地は遂に南北に隔絶し北鮮の一部に於ては沍寒積雪の困難を排して作業を遂行するの已むなきに至れり然
れども地籍整理事務の開始せられてより未だ數年を出てさる今日なるを以て各府郡島共其の經驗に乏しく隨ひて
異動地の多寡を豫測することの容易ならざりしは殆一般の常態に屬せり以て整理計畫の困難なる一端を察知する
に足るへし

第二節 調査の計畫

本調査を要する各府郡島の異動筆數の多寡は土地臺帳に依り地籍事務の取扱を開始したる時期の遲速及其の地
方の状況に依り各之を異にするを以て計畫の資料は主として地方廳の報告に採り之に斟酌を加へ前後二回に涉り
て計畫し従事員の編成は總て班制組織と爲し又外業班は作業の性質上常に土地臺帳及地籍圖等を使用し且府郡島
と書類の授受及協議交渉を要すること頻繁なるか故に其の事務所を當該府郡島廳内に置くこととせり
第一次計畫は大正五年十二月末日迄に土地臺帳に依り地籍事務の取扱を開始したる百十一の府郡島及市街地に
之を施行することとし異動地の筆數を其の種類毎に取調へ尙其の取扱期間の長短を斟酌し更に増加筆數を見込み

検査筆數十四萬七千九百三十六筆調査筆數一萬九千六百六十一筆合計十六萬七千九百九十七筆と豫定し調査班七班を編成し六年六月下旬より著手し七年一月迄に終了せしむるものと此の經費四萬四千六百六十五圓を豫算せり而して漸次調査を進むるに隨ひ異動申告書を提出する者多く又既整理に屬する事務の不備も意外に多數に上り豫定の如く進捗せしむること能はざるを以て調査班を増設して十班と爲したりと雖尙地方に依りては地押的調査を行ひ異動申告を督促したる向少からさりし爲調査を要する筆數著しく増加し豫定筆數の約三倍に達せむとするの趨勢を示せり故に經費豫算を十四萬四千二百八十圓餘に改訂し以て實狀に適應せしめたり

前述の狀況を以てするときは地籍調査を施行せざる地方に於ても亦未整理に屬する筆數及既整理事務の不備と認むる筆數尠からざるべきを以て本調査の趣旨を徹底せしめむとせば少くとも異動の多數なりと認むる地方に對しては調査を繼續するの必要あり依て更に各道に對し七年九月末日迄に於ける既整理未整理及異動見込の筆數を徹し就中調査の必要ありと認むる二十五郡の豫定筆數検査一萬五千三百九十五筆調査十二萬七千五百二十八筆合計十四萬二千九百二十三筆に對し同年十月より調査を施行することとし調査班を十二班と爲し經費豫算九萬二千九百圓餘を追加し第一次計畫に對する殘部と共に八年三月を以て全部を終了するの計畫を立てたり之を第二次計畫と爲す

以上二回に計畫したる調査施行府郡島及市街地は左の如し(第二次計畫に係る分には○印を附し又市街地の分は施行したる郡に付ては市と傍す)

- 京 畿 道 京城 仁川 高陽 廣州 楊州 漣川 抱川 加平 楊平 驪州 利川
龍仁 安城 振威 水原 始興 富川 金浦 江華 坡州 長湍 開城

- 忠清北道 沃川 鎮川 永同 報恩 清州 陰城 堤川 槐山 丹陽 忠州
忠清南道 公州 燕岐 大田 論山 扶餘 舒川 保寧 青陽 洪城 禮山 瑞山
全羅北道 群山 全州 茂朱 任實 淳昌 井邑 扶安 金堤 沃溝 益山
全羅南道 木浦 光州(前道廳は併合) 潭陽 順天 高興 長興 康津 鎭岩 羅州 莞島
慶尙北道 大邱 達城 軍威 義城 安東 青松 英陽 盈德 迎日 慶州 水川
慶尙南道 慶山 清道 高靈 星州 漆谷 金泉 善山 尙州 開慶 禮泉 榮州
慶尙南道 釜山 馬山 晉州 宜寧 咸安 昌寧 密陽 梁山 蔚山 東萊 金海
黃海道 海州 延白 平山 黃州
平安南道 平壤 鎭南浦 大同 中和 龍岡 江西 平原 安州
平安北道 新義州 義州
江 原 道 鐵原 平康
咸鏡北道 清津 鏡城 會寧
咸鏡南道 元山 咸興 定平 永興

第三節 府郡島に於ける準備

第一項 圖書の整備

作業に要する圖書は總て府郡島に保管せるを以て調査班は作業著手以前に於て先づ之か提示又は引渡を受けざるへからず而して其の圖書とは土地の異動に關する申告書土地の疆界地積又は地主の住所氏名訂正に關する申請書高等土地調査委員會の裁決に關する通知書其の他此等に準ずべき圖書類(以下之を申告書類と稱す)及府郡島に於て調製したる測量原圖等にして其の種類數量多數に上るのみならず新規登録地に於ては舊森林法に依る地籍届及付與拂下等の有無其の他書類帳簿に依る所有權認定上の調査は一應府郡島に於て之を爲すことを要し又申告書類中には不備の爲補正を要するもの等少からざるを以て府郡島は豫め之か準備を爲し置くの必要あり故に之か提示又は引渡に支障なからしめ且第二項に述ふる手配に便ならしむる爲作業著手の期日を豫定し本局又は擔當調査班より之を道又は當該府郡島に通知し之に依り一切の準備を爲さしむることとせり又引渡を受くべき異動書類は其の異動地番を明にし尙も脱漏の虞なからしむる爲既整理の書類に於ては検査地番表未整理の書類に於ては調査地番表を添附せしむることとし豫め之か用紙を配付せり蓋此の措置は相互間事務の圓滑を期する爲適切の方法たるのみならず調査地番表中には調査施行後整理を要する事務の種類を表示し調査班に於て整理したる事項は一地番毎に當該欄に捺印し府郡島に於て整理を要する事項は之を空欄とし申告書類と共に之を引繼ぐことと爲したるを以て之か處

理上一見して整理の済否を知り且整理に遺漏なからしむる上に於ても亦其の便益少からざるものとす

然るに地方に依りては事務多忙又は作業著手時期切迫せる等の理由を以て申告書類の取揃及地番表の作成を完了せず若は全然之を爲さざりしものあり又不完全なる申告書類を補正せず若は測量原圖の存在せざるもの亦尠からざりしを以て地番表及測量原圖は速に之を作成せしめ又は調査班に於て便宜之を補助し不備の申告書類に於ては調査班に於て實地臨檢の際提出者をして補正せしめ得る限り之を補正せしめ調査の遂行に努たりと雖補正不能の爲已むを得ず府郡島に返付したるもの亦尠からず殊に甚しきに至りては地籍調査の範圍外に屬する書類を雜然混入して之か調査を要求したる向なきに非ざりしか此等は豫て道の示達あり且本局に於ては第十二節に説述するか如く豫め調査に關する規程及心得を送付し置きたるに拘らず尙調査の趣旨を了解せざるに因るものと認めたり

第二項 作業上の手配

作業上手配を爲すべき主なる事項は實地の立會又は案内を爲さしむべき者に對する豫告府郡島當務者を實地に同行せしむるに於て事務の差繰準備及土地臺帳地籍圖等の使用に支障なからしむること等にして此等は前項書類の整備と相待ちて作業の進捗に多大の關係あるを以て府郡島をして豫め遺漏なく措置せしむることと爲したりしか實行上實地の立會案内及當務者の實地同行には多少意の如くならざるものありしも多くは已むを得ざる事情の存せしもの如く事務室は概して相當に選定せられ甚しき不便を感せず只廳舎狹隘なる爲別箇の家屋を充當せるもの其の他多少の不便を免かれざるものありたるに過ぎず又帳簿の使用に於ては調査著手後當分の間は調査班員

に先ちて府郡島當務者の退廳せると日曜日（連日を含む）の如き調査班員は平日と同しく執務せるに拘らず該當務者の登廳せざる等に困り多少の不便を感したる向なきに非ざりしと雖府郡島に於て漸次調査班員の執務振を諒解するに従ひ此等の不便なきに至るを常とせり

第四節 圖簿の取扱

圖簿とは作業上使用する土地臺帳（連日を含む）地籍圖測量原圖及地積算定簿等にして府郡島に於ける此等の圖簿の取扱及保管方に付ては嚴重なる手續の規定あるを以て之か使用に方りては汚損紛失等の虞なからしむる様特に注意を拂ふべきこと勿論なるも調査班に於ては實地作業の前後其の他必要に際し隨時之を使用し隨ひて府郡島との授受頻繁に涉るを以て豫て授受簿を備へ授受の都度之に記載し以て其の事跡を明にせり尤府郡島廳内に於て之を使用するときは其の出納は必ず廳員に於て之を爲すか故に使用後直に倉庫に格納するとき又は倉庫内に於て使用する場合は如きは授受簿を用ひざるを普通とせり

地籍圖は非常の場合を除く外府郡島廳外に搬出又は携行せしめざることを爲り居れるも本調査は廣汎なる地域に亘り且一時に多數の調査及検査を行ふものなるを以て特に除外例を設くるの必要あり例は（一）既整理事務の實地検査に方り府郡島に於て調製したる測量原圖に當該地以外の土地の描寫充分ならざる爲適當なる既知疆界點を得難きときに於て之を補足し若は直接地籍圖を使用して檢測を要する場合の如き又（二）新に登録を要する土地の調査に付ては申告又は府郡島の取調へたる所に基き豫め必要と認むる部分の素圖を作成し置くと雖實地臨檢の結

果當該地の位置を異にするか若は地形地物の關係に因り素圖に補足を要する場合又は素圖のみにては當該地の位置を確認するに不充分なる場合の如き直に地籍圖使用の必要を生ず故に本府は之か特例を設くることを必要とし大正六年六月即ち調査着手の當初に於て政務總監より關係道長官に對し之を内牒せられたり之を左に掲ぐ

地籍圖の廳外搬出に關する件

地籍圖の保管に關しては大正五年六月二十二日稅第六百六十五號を以て及通牒置候處本年五月訓令第二十號に依る地籍調査は數年間に於ける多數の土地異動を迅速に調査するを要し且其の異動は廣汎の地域に亘るを以て地籍圖を實地に携帶するに非ざれば到底其の調査を遂げ難き場合多かるべきに付此の際に限り左記各項に依り特に其の取扱を嚴重にし廳外に搬出するを得ることと致し候條此の旨關係府尹郡守及島司に御示達可相成及内牒候也

記

一 地籍圖の授受

枚數の過不足他洞のものの混入の有無及汚損の有無並其の程度に付授受の都度嚴密に取調へ若過不足混入又は汚損あるときは直に其の事由を明にし以て授受の確實を期すること

二 地籍圖の保管

イ 適當なる多套に收め常に机上又は棚上に整置し尙も濕潤又は乾燥を來たすの虞ある場所に放置せざるこ

ロ 府郡島の所在地に在りては一旦引渡を受けたる地籍圖と雖成るべく當該處に藏置を託すること

三 地籍圖の運搬
多套に收めたる儘之を防水紙油紙又は風呂敷にて包み班員之を携帶し若測夫に携帶せしむるときは班員に於て必ず同行監視し決して擔軍等に託し器具類と共に運搬せしむるか如きことを為さざること

四 地籍圖の使用及取扱

イ 作業地に携帶せむるときは必ず多套に收めて之を携へ測板若は携帶圖板に載せたる儘携帶せざること

ロ 實地對照の際には携帶圖板に載せ圖板挾にて挟み破損飛散等の虞なき様注意すること

ハ 檢測の爲特に地籍圖を使用する必要があるときは測板に載せ所定の貼附紙を用ゐ其の裏面より之を貼附し使用後丁寧に貼附紙を剝取すること

ニ 實地に於て使用中天候變化し雨雪又は降霧の兆あるときは直に使用を中止し覆を施し濕潤の虞なからしめ又日射強烈なる場合に於ては縮少の虞なき様傘其の他の物を用ゐ直接の映射を防止すること

ホ 使用及取扱中は其の附近に於て喫煙することを禁し又墨汁等の顛倒汚損を豫防し特に夜間は燈火の安全に付充分注意すること

五 其の他の注意

イ 運搬又は作業地携帶に方りては常に防水紙又は油紙を豫備し雨雪等に對する用意を怠らざること

ロ 渡河渡船の際には過て水中に取落し又は飛沫の爲濕潤せしむることなき様注意すること

ハ 外業使備人及宿主等には常に地籍圖の貴重なることを會得せしめ火災其の他事變の場合に於ける搬出避害方に付豫め注意を與へ置くこと

右内牒に依り地籍圖を廳外に搬出し又は實地に携帶することを得るに至りしと雖之か實行には危険の伴ふこと多きを以て豫め必要と認むる場合の外廳外に搬出せしめざることとし又搬出したる場合に於ても成るべく調査官吏の分宿所に於て之を使用し已むを得ざる場合に限り實地に携帶せしむることと爲せり

圖簿の取扱に付ては前述の如く苟も失誤なからしむることを期し常に深甚なる注意を拂ひたるを以て各地方とも之か取扱多數に涉り且其の使用頻頻繁なりしに拘らず幸に何等の故障を生ずることなきを得たり

第五節 既整理事務の検査

第一項 検査の要項

検査は既整理事務に對し之を行ふものにして申告書類土地臺帳地籍圖測量原圖の各圖書及實地等に涉り施行するものと單に申告書類土地臺帳及地籍圖の一種乃至各種に對し施行するものとに區別せり左に検査の要項を掲ぐ但し第二號の各事項に付ては同一地番に對し整理總筆數の四分の一以上に達する迄検査するに止め若誤謬脱漏か検査筆數の二分の一を超ゆると認めたることに限り全部に涉り検査することとせり

- 一 分割新規登録其の他の爲に測量を爲したる土地に關しては左の區分に依る
 - イ 申告書類に記載したる事項は適當なるや否
 - ロ 新規登録分割疆界訂正其の他測量を行ひたる土地に對する異動事實の検査は適當なるや否
 - ハ 測量原圖の作成區域作成及整理に當を得ざるものなきや否
 - ニ 疆界線の測定に誤謬なきや否
 - ホ 圖上の位置形狀及地目は實地と差異なきや否
 - ヘ 地積の算定に誤謬なきや否
 - ト 地籍圖の整理に誤謬脱漏又は不適當のものなきや否
 - チ 土地臺帳の整理に誤謬なきや否
- 二 合併地目變更其の他の爲測量を要せずして地籍圖の訂正を爲したる土地に關しては左の區分に依る
 - イ 申告書に記載したる事項は適當なるや否
 - ロ 地籍圖の整理に誤謬脱漏又は不適當のものなきや否
 - ハ 土地臺帳の整理に誤謬又は脱漏なきや否
- 三 土地臺帳の住所氏名に對し誤謬訂正を爲したるものに付ては當該申請書に記載したる訂正の理由は適當なるや否
- 四 高等土地調査委員會の裁決に基き査定事項の訂正を爲したるものに付ては左の區分に依る

イ 地籍圖の整理に誤謬脱漏又は不適當のものなきや否

ロ 土地臺帳の整理に誤謬又は脱漏なきや否

五 道路溝渠堤防鐵道線路及水道線路の敷地として整理したる土地の實地検査は其の工事の竣功したるものに付てのみ之を行ひ未竣功のものに付ては検査を爲さず但し既に路面の工事を終り單に附屬溝渠のみ未完成に屬するものの類にして其の幅杭の位置適當と認めらるるときは之を竣功のものに準す

前記第三號の住所氏名の誤謬訂正に付ては單に訂正理由の當否を検査するに止め其の土地臺帳の訂正は所有權移轉の場合に於ける整理と同じく極めて簡單なる事務なるを以て之に對しては検査を行ふの要なきものと爲したりしか申請書の検査を爲すに方り訂正の理由が果して誤謬に基くか又は査定數の變更に係るものなるかの區別明瞭ならざる爲何れとして處理せるものなるかは勢ひ土地臺帳整理の事跡に就き認めざるへからざるものあり隨ひて實際は土地臺帳との照合検査を行ひたるもの頗多しとす

検査を要する申告書類中には會計検査院に對する證明書類として提出し府郡島に現存せざるものありしを以て之に對しては他の關係圖書に依り検査を爲し得る程度に於て之を施行し又申告書類の提示若は引渡の脱漏せるものも少からざりしか調査班に於ては其の脱漏の有無を知ること困難なるを以て土地臺帳測量原圖地籍圖等に依り其の脱漏せることを知得したるものに付てのみ當該書類の提示を求めて検査を了せり

第二項 検査の方法

検査は原則として總て府郡島に於て異動地整理を爲したる當時の現状及其の整理手續に基き之を施行す蓋府郡島の異動地整理は既往數月又は數年に涉り之を行ひたるものなるを以て其の整理後幾分の變動を來したる土地あり又之が整理手續に在りても初には規定なくして後に規定せられたるもの中間に於て多少の變更ありたるもの又は地方廳の質議照會等に依り定まりたるもの其他特殊の事項若し整理の細目は之を地方廳の規定に讓れるもの少からず就中測量地積算定及地籍圖整理の方法に付ては初め地稅事務取扱手續及市街地稅事務取扱手續其他通牒を以て其の概要を定め大正六年三月に至り土地臺帳登錄地測量準則(案)を各道に配付せられたるに過ぎず而して其の後六年十月地積算定の手續を定め七年一月地籍圖整理の手續を定められたりと雖此等の規定以前に在りては操業の方法を示したる手續なかりしを以て各地方共先づ土地調査及土地調査に於ける異動地調査當時の方法を適宜斟酌して整理したるもの多しとす隨ひて地方に依り又整理の時期を異にするに従ひ其の整理に多少の差違あることを免れざるものとす故に之が検査は規定に基き整理したるものには其の規定に照らし規定なかりしか爲に適宜に整理したるものには其の實質に稽へ各之が當否を甄別することとし常に實質に重きを置き徒に形式に拘泥することなく且濫に過失を摘發し又は寛容に失するか如き弊に陥らざる様充分に注意せり

検査の種類は自ら申告書類の検査實地の検査及圖簿の検査に分れ其の検査を要するものに付ては豫め調製したる検査地番表を利用して検査に脱漏なからむことを期せり而して検査上發見したる不備事項は悉く其の要領を録取し以て検査の成績を明にす之を不備事項書留書と稱す尤單に整理の形式を誤れるか如き輕易の事項にして必ずしも補正することを要せざるものに付ては府郡島に對し便宜注意を與ふるに止め該書留書には之を記載せず又

他の圖書の補正に伴ひ當然補正せらるべき圖簿の不備に付ては其の根基と爲れる一方に對する書留書のみ之を記載す例は測量原圖上の疆界線の誤謬か地籍圖地積算定簿申告書及土地臺帳に波及するものは測量原圖の不備として之を掲ぐるに止め地籍圖以下に對しては不備として之を記載せざるか如し以下之を分説すへし

第一 申告書類の検査

- 一 申告者は正當の資格を有する者なるや否
- 二 異動の理由は適當にして之が整理を要するものなるや否
- 三 土地所在地番地目等級地積地價及地主の住所氏名は之を土地臺帳に照査し符合するや否但し住所氏名の誤謬訂正に付ては特に必要と認むる場合に限り土地臺帳に照査す
- 四 異動整理の結果に依る地番地目等級地價及結數の記載に誤謬又は脱漏なきや否
- 五 申告書類と添附圖とを對照し地番地目及地積の符合せざるものなきや否
- 六 添附圖の地番地目位置及形狀は之を地籍圖及測量原圖に對照し符合するや否
- 七 新規登錄地に對する申告書及添附圖は適當なるや否
- 八 住所氏名の誤謬訂正に付ては其の誤謬を證する書面は完全なるや否
- 九 前各號の外不備の事項なきや否

前記検査の結果申告書類の不備に屬するものに付ては其の要領を申告書類不備事項書留書に記載す但し前記検査

查の際は府郡島に於て該申告書類及土地臺帳に對し處理したる事跡の検査を併行す

第二 實地の検査

實地の検査は申告書類及測量原圖に基き關係地主小作人面吏員地主總代又は府郡島異動地整理の際に立會したる者其他土地の事情に通ずる者をして案内せしめ該異動地整理當時の状態に基き之を行ふものなりと雖若測量原圖にて検測し難きときは直接に地籍圖を使用する場合あること第四節に説述したるか如し而して検査の方法は事務の性質上自ら異動事實の検査と測量の検査との二方面に分るるを以て之を區別して述ぶるを便利とす

一 異動事實の検査

異動の理由は申告書類に依り之を認めたるものなりと雖果して其の事實あるや否即ち申告を是認し異動地整理を爲したるは適當なるや否は本検査に於て決定すべきものとす而して本検査は次の測量の検査と同時に施行すること勿論なりと雖事務の順序として先づ左記事項の検査を要す

- 一 申告書類に記載したる土地及其の疆界並地目は實地に符合し且異動の事實ありや否
 - 二 申告書類に記載したる地主と實地に於て申立つる地主とは同一人にして之か住所氏名は同一なるや否
 - 三 前二號の事項にして若符合せざるものありとせば當初異動地整理を爲したる後の異動に係るものなるや否
- 前記第一號及第二號の検査に於て不都合の事實あるときは第三號の異動に係るものに付ては其の異動以前の狀態に於て檢了し(其の異動に對し更に異動申告書を提出したるときは未整理事務の調査として處理すること第六節第一項に之を説述す)然らざるものに付ては申告書の謬誤として其の要領を申告書不備事項書留書に記載し且地目を誤れるものは現地目に依り更に地位等級を認定す但し左記各號の一

に該當するものに付ては關係地主より誤謬訂正申請書を徴し若之を徴すること能はざるときは検査官吏に於て誤謬の事由及訂正申請書の提出を待ちて處理すべきものなる旨を記載したる調書を作成し且其の第一號及第二號に付ては次の測量の検査に於て之を處理し第三號に付ては其の要領を住所氏名謬誤書留書に記載す

- 一 新規登録地にして其の全部又は一部の削除を要するもの
- 二 疆界の訂正を要するもの
- 三 地主の住所又は氏名の訂正を要するもの

二 測量の検査

測量の正否は測量原圖に基き之を検測す測量原圖とは異動地の測量を完成したる後の名稱にして其の初は之を素圖(即ち地籍圖)と稱し地籍圖を謄寫して作成せるものなり而して素圖には當該異動地(新規登録の場合に於ては素圖上に當該地なし)及其の附近に在りて異動地測量上の基礎點と爲すべき既知疆界點根點三角點等を描寫し之に基き異動地の測量を爲したるものなるを以て素圖の作成不完全なるときは検測の用を爲さざること勿論なりとす故に検測を爲すに先ち之か當否を検査し若既知疆界點等の描寫充分ならざるものあるときは地籍圖に據り之を補足し又は時宜に依り直接に地籍圖を使用して検測を行ふ

検測は土地臺帳登録地測量準則(案)に定めたる方法に依り之を施行するを理想とすと雖既述の如く府郡島の測量は該準則(案)に依らざりしもの多數を占むるのみならず検測としては必ずしも異動地の新舊疆界點の全部に就き之を行ふことを要せざる場合あるを以て原測量方法の如何に拘らず之か當否を甄別し得る程度に於て施行せり

即ち左の如し

- 一 新規登録地位置の検査は(一)三角點圖根點又は當該地の附近に在る既知疆界點中圖上位置と地上位置とを一致するもの(二)適宜の未知點を選び上記の諸點に基き交會法(附測器に依る)又は道線法を用ゐる其の位置を測定したるもの(三)適宜の未知點を選び圖解三點法を用ゐる其の位置を測定したるものの中其の一を測板點とし(二)乃至(三)の諸點中三箇以上を視視して測板を標定し當該地又は其の集團地の疆界點中適當と認むる數點を視視し其の方向及距離に誤謬なきや否を檢測す而して本検査は次號の疆界線の検査と同時に進行を以て之に依りて檢測したる疆界點は次號の検査と共通とす又新規登録地が圖根測量に基き測量せられたるものなるときは其の位置の正否は次號の検査に依り自ら判明す

新規登録地の位置の測定は當該地が既登録地間に介在するとき若は之に接近するとき又は圖根測量を施行したる場合を除くの外正確を期すること困難なる場合抄からざる爲其の測定の粗漏なるもの少からず又全然之を缺きたるものをも發見せり

- 二 疆界線の検査は前號(一)の諸點又は(二)と同一の方法に依り測定したるものの一を測板點とし前號に準して測板を標定し當該地の既知疆界點及其の新疆界點中各約半數を視視し其の方向及距離に誤謬なきや否並既知疆界線及新疆界線が圖上と地上とに於て一致するや否を檢測す

- 三 前號の方法は實地の形狀及狀況の如何に依り多少之を簡捷ならしむることを得る場合あり此の場合に於ては左の方法に依る

イ 異動地(口に掲ぐる)か數筆連續するときは前號の視視點數約半數を約四分の一に減す

ロ 道路溝渠鐵道線路の如き狹長なる分割地に於ては當該異動地若は其の附近に在る圖根點三角點又は該分割線の左右に於て圖上約二寸以内の距離に在る正確なる既知疆界點より分割線に至る距離を檢測するに止む

ハ 異動地の疆界點が單純なるときは當該異動地若は其の附近の既知疆界點圖根點及三角點と新疆界點との距離を檢測するに止む

ニ 異動地の疆界點中主要ならざるものは實地と圖上とに於て誤差なきや否を嚴密に目測するに止む

四 前各號に依り檢測したる以外の疆界點中其の測定に疑はしきものありと認むるときは前二號に準し更に其の疆界點を檢測す

五 荒地免稅の爲にせる分割地及新規登録地等にして之か整理を爲したる後復舊工事を施し又は耕作地域を變更せる等の爲整理當時の疆界不明と爲り原測量の當否を甄別すること能はざるに至りたるものに於ては原測量を是認するを穩當と認め之か檢測を省略す

六 檢測を爲したるときは測量原圖上に淡き鉛筆の測量幾何跡を存置す

檢測上誤謬あることを發見したるとき及異動事實の検査に於て誤謬訂正申請書を徴し又は之を徴すべき土地に於ては測量原圖上に於て之を改測し其の正疆界線を鉛筆にて明瞭に描畫し之に依り測量原圖不備事項調査圖を作成し且其の要領を測量原圖不備事項書留書に記載す但し測量原圖と地上との較差が左記範圍内に在るものは之を

誤謬を認めず

- 一 疆界線の位置の較差が圖上三厘以内のもの又は疆界線の長の較差が圖上五寸若しくは其の端數毎に圖上三厘以内のもの
 - 二 測量原圖相互の接合の較差が圖上五寸若しくは其の端數毎に圖上三厘以内のもの
- 以上説述したる所の外測量検査の施行に方り當該異動地の地籍圖か土地調査當時に於ける圖根測量圖根點の展開又は細部測量の誤謬其の他の事故に基因し其の實地に符合せざることを發見したるときは其の關係地全部に就き改測を行ひ測量誤謬地改測圖を調製し其の誤謬の原因及發見の顛末を記載したる報告書と共に之を本局に提出せしめ且其の事實を當該府郡局に告知せしめ以て誤謬訂正の資料と爲さしめたり

第三 圖簿の検査

検査を要する圖簿は土地臺帳測量原圖地籍圖及地積算定簿の四種とす之か検査の方法左の如し

一 土地臺帳の検査

土地臺帳は検査を終りたる申告書類に基き異動に對する加除更訂即ち洞里名地番地目等級地價地積地主の住所氏名及異動沿革等の記載は適當に行はれ居るや否を検査するものなるも既登録地の大部分に付ては申告書類の検査上之と土地臺帳との照査の際に於て同時に之を檢了するを以て土地臺帳の検査として特に之と申告書類との照査を要するものは主として新規登録地及高等土地調査委員會の裁決に基き訂正を爲したる分とす而して其の整理に不備の廉あるときは何れの場合に於ても其の要領を土地臺帳不備事項書留書に記載す

二 測量原圖の検査

測量原圖は之を實地に携帶して實地の検査就中測量の適否を検査するの用に供するものなるを以て之か適否は直に測量の成果に影響を及ぼすものとす故に左の事項に付實地検査前測量原圖の素圖としての検査及實地検査後測量原圖としての検査を行ふ

- 一 地籍圖に依り謄寫したる當該異動地の疆界及地番地目に誤謬脱漏なきや否
 - 二 測量の基礎點と爲すべき當該異動地以外の既名疆界點圖根點三角點及地番地目の謄寫は正確なるや否
 - 三 前二號の謄寫區域は適當なるや否
 - 四 地籍圖二葉以上に跨れる土地の疆界線にして接合差あるものを一葉の測量原圖に謄寫したるものに付ては謄寫の際に於ける接合差の平均當を得ざるものなきや否
 - 五 異動地測量を爲したる土地の地番地目位置形狀は申告書類に添附したる實測圖と對照して差異なきや否
 - 六 測量の方法は圖上に存する測量幾何跡に徴して不適當と認むるものなきや否
 - 七 前各號の外其の調製及整理は適當なるや否
- 前記第一號第二號及第四號の検査は先づ薄美濃紙を用ひて地籍圖上の諸線及諸點を謄寫し之を測量原圖上に置き透視するか又は兩脚器を使用する等適宜の方法に依り兩圖を對照し其の地番地目は彼此之を照査し其の誤謬なきや否を判定し而して測量原圖に誤謬脱漏又は調製の不適當なる廉あるときは其の要領を測量原圖不備事項書留書に記載し左の區分に從ひ之を處理す

- 一 地籍圖に依り謄寫したる事項の不備に屬するものは鉛筆にて之を補正す
 - 二 謄寫區域狭小に失し測量に不精あり又は測量の検査に支障ありと認むるときは地籍圖に依り適當に之を擴大し鉛筆にて補正す
 - 三 地籍圖接合差の平均適當ならざるものは之を訂正す
 - 四 前各號の外調製上の不備に屬するものは鉛筆にて之を補正し實地に就くに非ざれば其の當否の甄別を爲し難きものは總て之を實地検査の判定に譲る
- 以上説述する所は測量原圖存在し且該原圖を測量の検査に使用する場合の検査方法にして若測量原圖存在せざるか又は存在するも其の作成若は圖紙の不良なるか爲第九節に説述する所に依り府郡島に於て測量原圖に代るべきものとして作成したる地圖に付ては測量幾何跡の如きは不明なるを以て之か検査を省き其の他の事項は前記の方法に準し之を検査す而して該地圖の作成なきときは調査班に於て之か作成を協助することは第九節に之を説述す

三 地籍圖の検査

地籍圖の検査は地籍圖上に於ける異動地整理を行ひたる疆界線の描畫抹消及地番地目等の記載抹消等の當否を判定するものにして左の區分に依り之を行ふ

- 一 地目變換合併其の他削除を爲したる土地の如き測量を要せずして申告書類に依り直に加除更訂を爲したるものの検査は地籍圖を申告書類に照査し地番地目の符合するや否不用と爲りたる地番地目疆界線の抹消及新

地番新地目の記載方適當にして誤謬脱漏なきや否を檢す

- 二 (一) 高等土地調査委員會に於て分割又は疆界訂正等の測量を施行して裁決を與へたる通知書の附圖に依り地籍圖の加除更訂を爲したるもの (二) 申告書の提出したる實測圖を是認し之に依り地籍圖の加除訂正を爲したるもの (三) 測量原圖に依り地籍圖加除更訂を爲したるもの 検査は (一) 及 (二) の場合に於ては該附圖及該實測圖を地籍圖上に載せ (三) の場合に於ては製圖用薄美濃紙を用ひて測量原圖上に於ける當該異動地の既知疆界線及新疆界線を謄寫したるもの又は測量原圖検査に使用したる薄美濃紙の謄寫圖(該謄寫圖に新疆界線の描畫なければ之を補足したる上)を地籍圖上に載せ先異動前の疆界線を應合せしめ該兩圖上に於て異動に係る疆界線の一致するや否を檢す然りと雖該兩圖共年月及紙質に伴ふ伸縮あり又技術の巧拙に伴ふ畫線上の公差あり直に前記の應合を見るは寧ろ稀有事に屬するを以て細心の注意を拂ひ該伸縮及公差を適當平均して之か應合を認むるを要す然るに本検査は測量原圖検査の際地籍圖の對照と同時に之を判定することを得るを以て便宜之を併行する場合多しとす
- 地籍圖の検査を了れば一覽圖及地番索引表に對し地籍圖の異動に伴ふ地目筆數地番及圖號の外道路河川等の加除更訂は適當にして誤謬脱漏なきや否を檢査す
- 地籍圖一覽圖及地番索引表の誤謬其の他の不備を發見したるときは之か要領を地籍圖整理不備事項書留書に記載す

四 地積算定簿の検査

地積の検査は府郡島に於て測量を行ひたる土地及高等土地調査委員會に於て測量を爲して裁決を與へたる土地

に對して之を行ふものにして前者に在りては測量原圖上に於て後者に在りては該裁決に基きて加除更訂を爲したる地籍圖上に於て先一回計積を行ひ其の算出地積を地積算定簿若は之か調製なきときは土地臺帳の地積に對照して差違なきや否を檢査す而して差違あるものに付ては其の差か左記の範圍内に在るときは原地積を是認し若之を越ゆるときは計積器を用ゐるものは二回幾何法に依るものは一回更に之か計積を行ひ之と前算出地積との平均地積を再原地積に對照し尙左記の範圍を越ゆるときは之を不備として之か要領を地積算定不備事項書留書に掲載す

- 三十坪迄
- 二坪
- 百坪迄
- 三坪
- 百坪を越ゆるもの
- 百分の三

第六節 未整理事務の調査

第一項 調査の要項

調査は府郡島に申告書類を受理し之か調査及整理の未了に屬するもの及既整理に係る實地の檢査を爲すに當り異動整理當時の現状か再び異動したる場合に於て更に其の異動申告書を提出したるものに對し之を行ふものなりと雖各府郡島とも地籍調査を好機として異動申告を督勵し成るべく之を整理せむとする狀況なりしを以て調査班か當該府郡島に到着したる後に於て受理せる申告書類に付ても作業に支障なき限り併せて調査を遂ぐることにし

書類の引渡期日を豫め數回に分ちて協定し該期日迄に引受けたる書類に對し調査を爲すこととせり左に調査の要項を掲ぐ

- 一 新規登録分割疆界訂正地目變換其他實地調査又は測量を要するものに對する申告書類の審査
- 二 前號の土地に對する所有權其他異動事實の實地調査
- 三 實地調査の結果に因る測量(測量原圖の著墨)及整理を含む
- 四 實地調査又は測量の結果に因る地位等級の詮定
- 五 測量の結果に因る地積の算定
- 六 實地調査及測量を要せずして地籍圖の更訂を要するものに對する申告書類の審査及其の書類と地籍圖並土地臺帳との照査
- 七 土地臺帳の住所氏名の變更又は訂正を要するものに對する申告書類の審査及其の書類と土地臺帳との照査
- 八 高等土地調査委員會の裁決に基き査定事項の訂正を要するものに對する當該書類と土地臺帳及地籍圖との照査
- 九 分割測量申請に由る測量

本件は單に測量の申請を爲したるに過ぎずして調査班の事務に屬せずと雖別に分割申告書の提出あるもの及檢査又は調査を爲す土地の附近に在るものに付ては測量を爲すこととせり

道路溝渠堤防鐵道線路及水道線路と爲りたる土地に付ては異動申告書の提出なく第一號に依る審査は之を爲し

難き場合に於ても府郡島の處理に便ならしむる爲其の工事の竣功したるものは特に之を調査し測量原圖の著墨整理及地積算定を爲すこととし尙全部竣功せざるものに在りても既に路面の工事を終り單に附屬溝渠のみか未完成に屬するものの類にして其の幅杭の位置適當と認むるものに付ては之を竣功のものに準して調査することとせり調査に方り申告書類に不備の廉ある場合に於ては其の不備の事項か府郡島又は提出者をして容易に補正せしめ得るものなるときは便宜之を補正せしめて成るべく調査を遂げ若之か補正を爲さしめ難きときは又は其の事故に因り調査不能の場合に於ては之を府郡島に返付することとせり而して其の返付したる申告書類も亦少からず然るに京畿道管内の調査は第一次計畫の府郡島中最終の施行に係り各郡は恰も地稅令附則に依る事務其の他に關し特に急施を要するものありて多忙を極めたる時なりしを以て道の要求に依り調査の方法に多少の斟酌を加へたるものあり其の主なるものは左の如し

- 一 申告書類の引渡か豫め協定したる期日を過ぐることをあるも郡所在の面内又は府内のものに付ては當該町洞里の調査著手以前にして且作業に支障なき限り之を引受け調査を爲すこと
- 二 新規登録地の所有權に關する書面又は帳簿上の調査は府郡に於て之を行ひ其の民有を認むべきものに付ては其の旨を明記し之に認印を爲すを以て其の認印あるものは申告書に證憑書類の添附なき場合に於ても先づ之を是認し實地調査を爲すこと

第二項 調査の方法

調査は總て第一節中に掲げたる法規定例に依り施行するものにして別に特異の方法を用ゐたるものなく只府郡島に於ける處理其の他の關係上多少便宜の取扱を爲したるものあるに過ぎず故に之を左に掲ぐ

- 一 調査に付ては豫め作成したる調査地番表を利用し調査の脱漏なきを期せり
- 二 新規登録を要する土地に付ては舊森林法に依る地籍届及付與拂下等の有無所有權を證すべき證憑書類其の他帳簿に依る所有權認定上の調査は一應府郡島に於て之を爲すを以て調査班は主として實地に關する調査を行へり
- 三 道路溝渠堤防鐵道線路及水道線路と爲りたる土地の測量を行ひたるものにして異動申告書の提出なきか又は之か不備に屬するものに付ては府郡島に於て之を具備せしめたる上土地臺帳及地籍圖の整理を爲すことを要するを以て之に對しては調査地番表中に「申告書ナシ」又は「申告書不備」と記載し置けり
- 四 左記の土地に對し分割申告書を提出したる場合に於て分割の目的か單に土地管理上の便に供し又は其の被併合地を荒地成として地稅の免除を申請せむとする等に在るときは之か調査を爲さず當該申告書類は一應府郡島に返付せり

- イ 土地調査の際土地調査の規定に依り本地に合併したる異地目の土地但し規定の範圍を超え併合したるものあるときは之を除く
- ロ 地稅事務取扱の規定に依り本地に併合したる異地目の土地
- ハ 土地臺帳に登録したる後其の小部分か他の地目の土地と成りたるものにして地稅事務取扱の規定に依

り本地に合併する程度に在る土地

五 申告書類に添附したる實測圖及其の地積にして調査の結果に符合せざるものに付ては其の誤差が規定の範圍内に在るものは當然之を是認し其の範圍を越ゆるものに付ても左記の場合に限り總て調査の結果に依り該實測圖及申告書の訂正を爲さしめず調査官吏に於て便宜其の旨を實測圖に附記認印し地積は之を訂正せり

イ 添附圖の不符合が測量精度の關係に因ると認むるもの

ロ 添附圖に間數記載なく其の地積は計積器に依り算定したると認め得るもの

ハ 申告者が三斜法に依り地積を算出したる場合に於て計積器算定に對する較差が各部分に於ける間數及地積の端數の集積又はイに依る測量精度の關係其他誤記誤算に基因すと認むるもの

以上の調査に方り當該異動地の地籍圖が土地調査當時に於ける測量の誤謬等に基因し實地に符合せざることを發見したるときは第五節第二項の測量検査上同一の誤謬を發見したる場合と同様の方法に依り之を改測せり

第七節 圖書の引繼

府郡島は検査及調査の結果に基き速に相當の處理を爲すことを要するを以て調査班は作業の終了するに従ひ面毎に一切の關係圖書を取揃へ目錄を附し之を府郡島に引繼きたり其の種類左の如し

検査の結果に依るもの

一 申告書類

- 二 測量原圖
 - 三 土地臺帳整理不備事項書留書
 - 四 地籍圖整理不備事項書留書
 - 五 測量原圖不備事項調査圖
 - 六 測量原圖不備事項書留書
 - 七 住所氏名誤謬書留書
 - 八 地積算定不備事項書留書
 - 九 申告書類不備事項書留書
 - 十 地積算定簿
 - 十一 検査上特に作成したる調書
 - 十二 検査地番表
- 調査の結果に依るもの

一 申告書類

二 測量原圖

三 圖根測量簿及圖根網圖(特に圖根測量を施行したるさまに限る)

四 地積算定簿

五 調査地番表

前記引繼を爲したる圖書に付ては府郡島をして速に處理の決裁を爲し且之か整理を爲さしめ又は其の要求に應し之を協助し調査班は其の整理の全部完了せることを認めたる後其の府郡島を引揚ぐることをせり而して府郡島に於て若整理の要なしと決定し又は整理の要否を決定せず若は整理を爲さざるものあるときは調査班は其の理由を説明したる書面の交付を受け之に意見を附して本局に提出することとせり然れども整理事務は次節に説述するか如く其の大部分を調査班に於て施行したるを以て之か説明書を受くるに至りたるものは少數に過ぎず又其の未整理に係るものは概して事務幅濶の爲土地臺帳の整理未了に屬する場合と不備事項訂正の爲更に申告者の書面を必要とする場合なりとす尤京畿道の各郡は第六節第一項に説述したる理由に依り不備事項の訂正及土地臺帳の整理は之か完了を認むることを要せざることを爲せり

第八節 整理の事務

第一項 整理の要項

整理の事務は検査上發見したる不備事項の訂正及調査の結果に基く整理の二種にして本事務は成るべく府郡島をして之を施行せしむるを本旨とせりと雖府郡島に於て處理の決裁を爲し而して之か整理に付特に處理を求めたるときは之に應ずるものとし若其の要求に應ずるか爲作業に甚しき支障を來たす場合に於ては調査班は直に其の事實を詳細に報告すべきものとせり左に整理の要項を掲ぐ

一 地價の算出

二 結數の分配(地稅令中の改正に依り大正七年七月以降は自然消滅)

三 土地臺帳の加除更訂

四 地籍圖の加除更訂

五 検査上改測したる測量原圖の著墨及整理

六 前各號に依り整理を爲したる圖簿相互の對照

地籍調査の目的は常に地籍整理の完全を期するのみならず此の機會を以て府郡島當務者に地籍整理の模範を示し且益之か整理に習熟せしむるに在るか故に若全部に涉り之を施行するに於ては府郡島は恰も傍觀の地位に座せるか如く適複雑なる調査の事跡も之を窺ふ機會に乏しく或は却て將來自己の責任を閑却するの弊に陥ることなしとせず加之既整理に屬する不備事項訂正事務の如きは府郡島の當務者自ら之に當るに於て始めて錯誤の原因を知り且地籍整理に關する責任觀念を深からしむるものとす故に理想としては府郡島員をして全部之を整理せしむるを可とすと雖府郡島の現状に鑑み多種多數の整理を一齊に行はしむること困難にして且却て誤謬を貽すの虞あるを以て概略の施行方針を定め更に府郡島執務の狀況及作業上の得失を斟酌して成るべく適切に施行することとせり左に其の概要を掲ぐ

- 一 調査班は作業著手の始に於て當該府郡島執務の狀況に稽へ之か施行を爲すべき事務の種類及分量を豫定し先づ之に依り計畫を立つること

- 二 一面の作業を終り圖書の引繼を爲したるときは追て施行の要求に應ずる見込あるものと否とに拘らず府郡島員をして順次之か整理(第五號に依る)に著手せしむること
 - 三 地價の算出及結數の分配は施行の要求ある場合に於ても成るべく府郡島員と協力して之に當ること
 - 四 土地臺帳の加除更訂及検査上發見したる不備事項の訂正(第五號の測量原圖に關するものを除く)は専ら府郡島員をして之を爲さしむること但し當該府郡島の作業終了の際迄に整理完了せざる部分に付ては班務の状況に依り其の要求に應じ府郡島員と協力して完結すること
 - 五 調査の結果に基く地籍圖の加除更訂及検査上改測したる測量原圖の著墨整理は豫め其の要求に應ずること
- 以上の方針は時宜に依り實行上に多少の異同ありたること前述の如しと雖第五號地籍圖及測量原圖の整理に付ては各府郡島共殆ど全部の施行を要求せり蓋本整理は其の操業最緻密にして而も測量原圖上の改測線は微細の間に指示せられ且之には地積訂正の随伴せるか故に整理の誤謬を防ぎ成果の確實を期する上に於ては寧ろ調査班の整理に待つを安全とす依て其の要求を容れ悉く之を協助せり

第二項 整理の方法

整理の方法に付ては概ね一般の規定あり又其の規定に細目を示さざるものに付ては府郡島に對する道の指示又は府郡島に於ける整理の慣例(慣例に依る方法が若不當なるときは一面既整理事務の検査上不備)あるを以て専ら之に依據し而して調査地番表中には調査後整理を要する事務の種類を表示せるを以て調査班に於て整理を了したる事務に付ては

一地番毎に當該欄に捺印し其の整理済なることを明にせり尤検査上改測したる測量原圖の著墨及整理に付ては其の前例に乏しと雖其の方法は地籍圖訂正の例に準じ改測に依る正疆界線に著墨し誤謬に係る疆界線を洋紅の短交叉線にて抹消したるに過ぎず要するに別に特異の方法を用ゐたるものなし

第九節 既整理測量原圖の作成

既整理事務中測量を爲したる土地に對する検査は府郡島に於て調製したる測量原圖に依り之を行ふこと既に之を述べたり然るに府郡島には往往にして該圖の存在せざることあり又存在する場合に於ても其の調製若は圖紙の不完全なる爲検査の用に適せざるものあり殊に申告者の測量を是認したるものに付ては測量原圖の調製なきを普通とす故に此等に對しては府郡島に於て地籍圖及申告書に基き豫め測量原圖に代はるべきものを作成し置き之を調査班に引渡し以て検査の用に供すべき筈なるも事實之か作成なくして検査に支障を來たすことあり然れども府郡島に於ては速に作成すること困難なるを以て調査班に於て特に之を作成することとせり

第十節 縮尺變更に因る測量

本測量は黃海道黃州郡松林面兼二浦里東兼二浦里西兼二浦里及系浦里の四里に於ける縮尺千二百分一の地籍圖を六百分一の縮尺に改訂する爲之を施行したるものなり

本地方は普通之を呼ひて兼二浦と稱し大同江に臨み所謂鮮鐵兼二浦支線の終點にして其の土地調査當時迄は僅

に水陸運輸の便ある一邑たるに過ぎざりしか數年前此處に三菱製鐵所の設置せらるるに方り停車場を移轉し鐵道用地の貸付を許可すると共に兼二浦里及東兼二浦里を中心として市區の設計を行ふに至り爾來人口頗る増加し急速の進歩を以て發展し忽ちにして一新市街を形成するに至れり其の片隅の地は今尙原狀を存する所多しと雖市街地附近一帶の地は田畝變つて空又は道路溝渠と爲り而も舊時の道路溝渠等は既に地下に埋没せられ隨て土地の分割せられたるもの合併せられたるもの疆界混同して不明と爲れるもの等頗る多し尙丘陵山脚の所に開掘せられたるもの亦尠からず而して停車場は更に移轉の工事中に在り變動の狀況斯の如くにして悉く地籍の整理を要せざるものなし然りと雖地域錯綜して殆ど舊態を止めざるを以て之か整理は實に容易の業に非ざるのみならず現在に於ける縮尺千二百分一の地籍圖を以てしては殆ど之か整理の完璧を期し難き狀況と爲れり加之市區の設計は尙其の半途に在るか故に今後の發展に伴ひ土地の異動益頻繁と爲り且地價の騰貴を見るに至らば現在の縮尺及之に基く測量の精度を以てしては到底不適當なることを免れず是に於て他の主要なる市街地に於けるか如く地籍圖の縮尺を六百分一に改訂するの必要を認めつつある折柄會本部に地籍調査を施行することと爲りたるを以て同時に之か改測を爲すの必要を生じたり而して本局に於ても地籍調査の成果を確實ならしむる爲には寧ろ一齊に之を改測すると同時に異動の事實を明にし然る後に之か整理を爲すの有利なるを認め本改測を施行したるものなり尙之に隨伴して圖根點標石の埋設地籍圖及地籍略圖の改調等を併施せり以下各事務に付之を述べし

第一項 圖根測量及圖根點標石の埋設

一筆地の改測を行ふには先づ圖根測量を要するを以て大正七年十月附近の三角點に基き補助三角點一點及圖根點九百十八點を測定せり然るに本測量の成果は將來異動地測量の基準として之を保存するの必要ある爲補助三角點及主要なる圖根點に對して標石の埋設を要求し來りしを以て直に之か計畫を立て埋設總點數を四百と豫定し之か標石を製作し同年十二月一筆地測量と同時に之か埋石作業に着手したりしも時恰も沍寒の期に入り八年初旬に至りては地下の凍結二、三尺に及び作業困難と爲りたるのみならず假に之を遂行するとしても春期解氷に方り標石の位置に移動を來すの虞あるを以て埋石百二十七點にして之を中止し其の殘部の埋設は地方廳をして之を施行せしむることとし標石及關係書類を道に引繼きたり

第二項 一筆地測量

本測量の主たる目的は土地臺帳及地籍圖に登録せる土地に對し六百分一の縮尺を用ひて之か改測を行ひ改測原圖を調製するに在り而も雖改測の際既に異動せる土地及新に土地臺帳に登録を要する土地(國有の田舎地及雜種地等に付ては現行法規中新規登録の手續なしと雖他の民有地と共に便宜之を測量し置くこととせり故に本節に於て新規登録地には右の國有地を包含す)並に疆界の誤謬訂正を要する土地に付ては改測後更に相當の整理を要するを以て改測と同時に之を測量し便宜改測原圖に描畫することとせり而して測量に付ては既登録地なると未登録地なるとに拘らず地主をして疆界の主要點に標杭を建設せしめ且地主又は其の代理人若は郡の選定したる地主總代を立會せしむるの外道路溝渠鐵道線路の如き土地に付ては必要に應じ當該官吏の立會を求め尙も疆界の測定に誤謬なからしめむことを期し七年十二月より著手し八年三月を以て實地の作業を終了せり左に處理の方法を掲ぐ

一 改測は七年十二月一日に於ける土地臺帳及地籍圖の現在に基き之を施行す

二 改測を要する土地は豫め郡をして土地臺帳に基き改測地調書を作成せしめ測量の際は該調書と地籍圖とを参照す

三 改測原圖及同一覽圖は地籍原圖及同一覽圖に準し之を調製す

四 左に掲ぐる土地は其の關係部分の疆界に限り之か測量を爲さず改測原圖の疆界線は地籍圖(現千二百分一地圖を六百分一に伸縮し下同し)に基き之を描畫す

イ 改測に方り原疆界の不明なるもの又は立會人に於て實地の疆界を的確に案内すること能はざるもの

ロ 新設又は變更したる道路溝渠の類にして其の疆界未確定のもの

ハ 廢滅に歸したる道路溝渠の類にして之か廢止處分未了のもの

五 改測したる土地の疆界又は地目にして地籍圖と合致せざるものあるときは改測原圖は左の區分に依り之を調製す

イ 分割地目變換等の事由に因り疆界又は地目を變換したるものなるときは別に異動地整理の手續を要するものとし地籍圖に基き原疆界線及原地目を記載し改測線及現地目は鉛筆にて之を記載し且地目を變換したる土地に付ては現地目に依り地位等級を調査す

ロ 土地調査の際に於ける疆界調査の誤謬と認むるものなるときは査定又は裁決の疆界(即ち地籍圖の疆界線)に依る

ハ イ及ロに該當する土地の外疆界點の位置の較差か圖上六厘以内のもの又は疆界線の長の較差か圖上約五

寸若は其の端數毎に六厘以内のものは改測の結果に依る

ニ 前記の較差を越ゆるものは別に疆界誤謬訂正の手續を要するものとし疆界線の描畫はイの場合に準す

六 前號に依り異動整理又は疆界誤謬訂正の手續を要する土地及改測の結果隣接洞里の地籍圖に對し接合誤差を生したる土地に付ては其の要領を改測地調書に記載す

七 新規登録を要する土地は改測原圖上に於て之を測量し別に登録の手續を要するものとし疆界及地番地目其の他の註記は鉛筆にて記載す但し森林令又は國有未墾地利用法に依り貸付中の土地は之か測量を爲さざるを原則とす之確貸付の目的に違背し其の一部又は全部を空に變換し且其の利用を繼續する状態に在るものには其の要求ある場合に限り空に變更したる部分の測量を爲す

八 前號新規登録地の測量に方りては左記の事項を調査し新規登録地調書を作成す但し民有の申出を爲したる土地に付ては其の申出を聴取するに止め其の事項の確否は郡の調査に譲る

イ 地位等級

ロ 民有地に付ては地主の住所氏名

ハ 所有權を争ふ者あるときは係争者の住所氏名

ニ 地主と申出つるも其の所有權に疑あるときは疑の起りたる緣由及關係者の住所氏名

ホ 第七項但書の貸付地に付ては被貸付者の住所氏名及轉貸借の有無

本測量地域の里名及區域は七年十二月二十七日附を以て之を改正し全地域を通し十三町に區劃し八年一月より

之を實施せられたりしか測量は七年十二月一日の現在に基き施行するものなるを以て新名稱を用ゐず從來の名稱及區域に依りたりと雖改測原圖及同一覽圖は測量終了の後更に新名稱及新區域に修正し且之に伴ふ地番變更の準備として其の變更せらるべき地番を定め之を記入し尙之に基き里名地番變更對照簿を調製せり

第三項 地積の算定

地積は改測原圖上に於て全部之を算定し地積算定簿を調製せり而して該算定簿には改測地圖書に依り土地臺帳の原地積を併記し之と算定地積とを對照し其の差か左記の範圍内に在るものは土地臺帳の地積に依り之か訂正の要なきものとし之を起ゆるものに付ては別に地積訂正の手續を要するものとし該算定簿中當該地番に朱の○印を附し置きたり

土地臺帳の地積	三十坪迄	二坪
同	六十坪迄	三坪
同	百坪迄	五坪
同	百坪を超ゆるもの	百分の五

第四項 地籍圖及地籍略圖の改調

地籍圖及同一覽圖並地籍略圖及同一覽圖は町名稱及區域變更の修正並地番變更の整理を行ひたる改測原圖に

基き之を改調せり

第十一節 業務の監督

内業及外業共班制組織と爲したりと雖内業は庶務計畫及外業に對する監督事務等なるを以て普通の課制度に於ける執務の状態と同しく又外業の監督に付ては當該監督員直接其の任に當り統一的監督は之を本局に於て行ひ更に地籍調査及驛屯土調査外業監督規程を制定し監督員をして検査監督を施行せしめたること等第二章第十節驛屯土調査の業務監督に述べたる所と全く異なる所なし故に茲には之を省略す

第十二節 地方廳との關係

地籍調査の施行に付ては終始地方廳との關係を離ることなく又地方廳の措置如何は直に作業の進捗に影響するものとす故に調査開始の當初及第二次計畫の際に於て政務總監より關係道長官に通牒ありたるを始めとし府郡島の處理すべき事項は悉く度支部より道を通して示達せしめ又は本局より直接に道若は府郡島に之を通じ且本局に於て制定したる地籍調査規程及之が施行心得を配付するの外調査班か一府郡島の作業を終了し其の結了報告書を本局に提出したるときは特に其の寫を作り之を當該府郡島に回付せしむる等荷も相互の連絡に缺陷なからしめむことを期したり又調査班に在りては作業に著手するに先ち監督員自ら府郡島に出張し又は書面を以て豫め必要なる事項の協議を遂げ其の著手後に於ては隨時面議し或は時宜に依り道に出頭して親く事務の打合を爲し互に執

務の利便を圖り又意思の疏通に努め以て圓滿なる關係を保持し作業に支障なからむことを期せり又既整理事務に對しては成果の良否を検査し且不備の事項は之を指示する關係上調査の趣旨を徹底せしむるか上にも更に充分なる諒解を求むるに非されは機微の間動もすれば嫌忌の感を起さしむることなしとせず此等は固より瑣事に屬し意とするに足らずと雖調査開始の當初に於ては亦注意の事項に屬し班員か多少の苦心を爲したること必ずしも徒爾ならざるか如し要するに斯の如き施設と注意とを以て臨みたるを以て相互の關係圓滿にして各府郡島共作業の進捗を輔け且事情の許す限り努て諸般の便利を圖れり尤府郡島の執務振りとしては不備なる申告書の補正及引繼圖書に對する整理の多少遅延したるものあり又主任者にして調査班の事務室に就き作業の實況を見ることなき爲自己の施設に不便を感すへしと思料したる向なきに非ざりしも常時當面の事務に没頭せる府郡島員の現狀としては蓋已むを得ざる事情に屬すへし

茲に府郡島に於ける地籍整理の狀況を考ふるに今日に於て異動として申告せる筆數は實際に於ける異動中の幾部に過ぎずして尙申告を怠れる者多數なるを以て漸次地籍整理の必要なることを知るに從ひ異動申告を爲す者益多數に上るべきことを想像するに難からず然るに府郡島は現狀に於て既に之か整理に逐はれ且其の整理も亦完全なりと云ふことを得ざるのみならず彼の急を要する爲特に手數料を納付して申請せる處の分割測量にして尙且數月を要する向あり以て事務滯滞の狀況を察するに足るへし而も地籍事務の擔當者(稱解)をして臨時に他の事務を補助せしむることある爲該擔當者は常時其の本務に全力を傾注すること能はざる場合なきに非す加之擔當者にして單身郷里を離れ遠隔の地に在勤する者に至りては常に家庭の關係を顧慮し自ら其の職に安んずることを

得ざる場合尠からざるか如し彼の任官後數月を出てすして擔當者の交迭を見る所以蓋茲に基因するもの多からむ現狀既に斯の如くなるか故に多數の整理を遂行せむとするには勢之に要する時日の短縮を圖らざるへからざる事情を生し爲に測量の施行は徒に速成を主とし圖書の整理は其の當否を覆査するの餘裕なく且財務主任の監督も常に其の完全を期し難き事情の存するのみならず財務主任中には測量に關する知識の未だ充分ならざる者もあるへく此等の事情に因り遂に多數の誤謬を貽すに至れるもの如し若此の狀態を以て推移せむか將來整理の完全を期することの益困難なるのみならず更に適當の注意を缺くことあらば地籍は漸次混亂して遂に收拾すへからざるものあるに至らむ以上は大體に於ける觀察なるを以て地方に依りて各其の事情を異にせるものあるべきは勿論なり故に地方の狀況に從ひ各適應の方法を講ずるを必要とす尤其の狀況の如何に拘らず遂に従事員及經費を増加することは困難ならむも先づ適當に當務者の交迭を行ひ以て各其の職に安んせしめ而して嚴重に之を督勵し深甚なる注意を以て従事せしむると共に濫に他の事務に従事せしむるか如きことなく又測量の如き自ら其の精度方法の一定し取捨省略の餘地なきものに付ては徒に過重の功程を科せず常に責任を負ひ以て擔當事務に全力を盡すことを得しめ且財務主任の擔當者に對する指導監督を常に具體的ならしむる等の措置は當面の急務にして又之か實行困難なるに非ざるへく其の他地籍整理に充てたる經費は名義の如何に拘らず事實に於て苟も他に轉用するを許さざることとし尙一面に於て異動に關する申告手續を成るへく簡便ならしむると共に努めて之か整理事務の簡捷を圖るか如き亦共に考究を要すへき事項なりとす

第十三節 從業員の編成

本調査の事務は内業及外業に分つと雖内業は庶務計畫及監督に關する普通事務に屬し所要人員の多數は外業に屬す而して其の職員は總て一筆地の調査測量異動地調査測量及土地臺帳調製等の事務に従事したる者を轉用し尙朝鮮人の補充は本局附設局員養成所第七回卒業生中より之を採用せり然るに本調査施行中別に驛屯土調査を開始したるを以て之に人員の配属を要するのみならず其の職務又は技能に由り彼此轉換を必要とし又は互に補缺を要する場合多く且地方廳地籍整理の爲經驗者を選抜して轉任せしむるの必要頻頻として起り従事員の異動殆ど絶ゆることなかりし爲班の編成及人員の配置困難なりしも常に機宜の措置を行ひ以て全局に對する計畫の遂行に支障なからしめむことを期したり其の編成は左の如し

内業	庶務	所屬員二人又は三人
	地籍班	班長又は主任一人 所屬員三人乃至五人
外業	地籍調査班	主 幹 一人 (監督員をして之を兼ねしむ) 監 査 員 二人 (作業の關係上一人又は三人に増減したる班あり) 副監査員 一人 (作業の關係上一人あり) 又は附屬員 一人 (増減したる班あり) 檢 査 員 三人乃至十五人

備考

一 庶務は大正七年十二月迄は土地臺帳等の調製事務異動地調査及驛屯土調査の爲に設けたる庶務従事員に於て之を兼掌せり

- 二 地籍班長は大正七年十二月迄は異動地調査及驛屯土調査の班長之を兼掌せり又班長を専務と爲したる後は主任を置かず
- 三 内業の地籍班所屬員には轉任轉班又は退官等の際臨時に在班したるものを加算せず
- 四 外業班には作業の進捗を期する爲六年八月より積算手を七年八月より製圖手を各備人として附屬せしめたり
- 五 外業班の箇數は時期に依り増減あり即ち左の如し

自大正六年六月	三	班
至同 年八月	十	班
至同 年九月	九	班
至同 年四月	九	班
至同 年五月	六	班
至同 年六月	九	班
至同 年七月	十二	班
至同 年八月	十一	班
至同 年九月	九	班
至同 年十月	七	班
至同 年十一月	七	班
至同 年十二月	四	班
至同 八年一月		
至同 年二月		
至同 年三月		

本調査は驛屯土調査の前後に互り施行したるものなるを以て従事員の配置は同調査に於ける作業の消長に伴ひ自ら影響を受け且同調査の終了時期に至りては特に従事員の轉換を行ひたるに依り之か爲に剩員と爲れる者は他官廳に轉職せしむるの外定員の改正に依りて退官せしめ又は官制廢止の際廢官と爲りたる者あり而して官制廢止後殘務整理を命したる者は判任官百二人及驛屯土調査の殘務整理より兼務したる高等官にして同事務の終了後本調査専務と爲りしもの二人なりしか何れも八年三月末迄の間に於て殘務の終了と共に退職せしめたり今月別の人

大 正						
十	二	三	四	五	六	十
月	月	月	月	月	月	月
高判	高判	高判	高判	高判	高判	高判
等任	等任	等任	等任	等任	等任	等任
官	官	官	官	官	官	官
五三	八二	八六	九〇	九〇	九〇	九〇
五	九	四	三	四	七	五
五八	九〇	九〇	九三	九四	九七	九五

員表を掲ぐれば左の如し

大 正 六 年					
十	十	九	八	七	六
月	月	月	月	月	月
高判	高判	高判	高判	高判	高判
等任	等任	等任	等任	等任	等任
官	官	官	官	官	官
九〇	九〇	六九	六三	六三	六三
五	四	八	六	四	四
九五	九四	七七	六九	六七	六七

年 七						
月 七	月 八	月 九	月 十	月 十一	月 十二	月 一
別	別	別	別	別	別	別
區	區	區	區	區	區	區
分	分	分	分	分	分	分
外	外	外	外	外	外	外
業	業	業	業	業	業	業
庶	庶	庶	庶	庶	庶	庶
務	務	務	務	務	務	務
地	地	地	地	地	地	地
籍	籍	籍	籍	籍	籍	籍
班	班	班	班	班	班	班
計	計	計	計	計	計	計
六二	七〇	七〇	三三	九六	九〇	六〇
六七	七五	七五	二二	九八	九二	六八
六七	七五	七五	二二	九八	九二	六八

備考 庶務の高等官は整理課長及内業班長なり又十二月以前に在りては課長班長及庶務に従事したる職員は驛地土調査を本務とせしものなるを以て茲に之を掲げず

二		三	
月	月	月	月
高 判	高 判	高 判	高 判
任 官	任 官	任 官	任 官
五	五	三	三
六	六	二	二
二	二	九	九
二	二	六	六
五〇	五〇	二	二

第十四節 作業の成績

本調査は大正六年六月之を開始し八年三月を以て終了せり其の検査及調査の總筆數五十六萬二千五百六十八筆及縮尺變更に因る測量筆數二千四十八筆合計五十六萬四千六百十五筆にして其の従事延日數三萬九千八百六十日に對し一人一日功程十四筆一分に當れり左に其の成績を掲ぐ

計畫筆數と實行筆數との比較

區分	計 畫 筆 數		實 行 筆 數		實 行 の 増 割 合
	檢 査	調 査	檢 査	調 査	
第一次計畫	一四七九三六	一九一六一	三九七四二	二五七四八	三〇、二八
第二次計畫	一五三九五	一三七五二八	二七四七〇	四七八七三	一、七〇
計	一六三三三一	一四八六八九	三六、二一三	三〇、五二一	一八、一六

第三章 地籍調査 第十四節 作業の成績 九三

調査の成績

検査筆数	調査筆数	計	協助筆数	検査不備件数	不備申告書返付筆数
二五七二二	三〇五三五	五六二五六	四三二八四	六九〇八六	三二四二五

検査及調査の實績に依り推算するときは一年間に於て實地臨檢を要する異動筆数は査定筆数一千筆に對し十五筆八分の割合となる

縮尺變更に因る測量の成績

大正七年 十二月二日現在	新規登録を要するもの	合併を要するもの	分割を要するもの	地目變換を要するもの	境界誤謬訂正を要するもの	地積誤謬訂正を要するもの	測量總筆数
一四三五	二二七	二二二	六八〇	四三三	八七	二四八	一〇四八

第十五節 經費

調査に要したる經費は二十六萬九千五百六圓三十五錢にして之を豫算二十三萬六千三百圓に對比すれば三萬二千七百五十六圓三十五錢の仕拂超過と爲り又検査調査筆数及縮尺變更に因る測量筆数の合計五十六萬四千六百十六筆に割當つれば其の一筆平均四十七錢七厘と爲る其の仕拂金額の内譯は左の如し

區分	大正六年度	大正七年度	計
臨時土地調査費	一四一、二五三・九八	一、二七八〇・三三七	二六九、〇三四・三五五
俸給	四、五七九・七一	七、六九九・九八	一二、二七九・六九
俸給	—	七、六九九・九八	七、六九九・九八
俸給	—	七、六九九・九八	七、六九九・九八

事業費	一、二七〇、〇三三・三九	二、六八二、八六三・七
俸給	四、五七九・七一	八、四三三、八六〇・三
俸給	—	三、八四九・九六
俸給	—	六、二、三三二・二
賞與	三〇、三七五・〇二	二、一六七、三三九
物件費	一五、二二二・一七	二、一六七、三三九
備品費	六、九七八・九五	一、五五六、六〇二
圖書及印刷費	七、三二七・二七	八、五五七・〇
筆紙墨文具	三、八五七・七九	二、一四六・
消耗品	四、三九九・九	四、三九九・九
通信運搬費	一、九四一・七〇	一、〇六四、三五
標柱費	—	八、三三二・六
借家料	—	一、〇〇九・五
旅費	七、三八二・八七九	六、〇七六・
給與	一、四八四・九〇五	二、二五、九五五・六二
雇員給	—	四、一、九三三・四八
雇員料	—	六、四九六・八
備人料	—	七〇八・二五
宿舍料	一、三〇七・四三三	三、六六五・三九
雜費	一、七五五・〇二	二、一、五二〇・四
雜費	—	二、一、五二〇・四
雜費	—	四、四、五二二
雜費	—	四、四、五二二

備考

一 本表の仕拂金額には終了賞與金を含まず
 二 地籍調査と隣地土調査を同時に施行し其の従事員は交互轉換し又作業用品中には共通のもの多数なりしを以て然然たる區別を爲し難きものあり従て仕拂金額は彼此多少の混淆あることを免れず

地籍調査功程表 (其一)

年度	氣象		功程		功程外	檢査	功程	筆數
	晴	雨	外	内				
六年度	三、七七八	一、五〇〇	一、〇〇七八	一、〇五九〇	一、三二九	二、一九八七	八三九	一、三三、二七〇
七年度	三、八七三	二、九八	一、二六三三	一、七二〇五	一、四二八	三、一、六六六	一、九七四	一、三三、二七〇
計	五、〇五二	四、八	二、二七二〇	二、七六九五	二、七五七	五、三、三三三	二、八三三	二、九、八八八

地籍調査功程表 (其二)

年度	實地		功程		測量原圖	備考
	土地簿帳	地籍圖	地積算定	測量原圖		
六年度	一、一五、五六九	五、六四八七	五、四二九〇	二、六六二五	四、一〇四	二、二、九三三
七年度	一、六、六〇九	七、八二六八	七、一五四一	一、六八九七	二、〇〇一	二、九、四一六
計	二、七、一七八	一、三、四七五	二、五八三一	四、三、五二二	六、一〇五	五、二、三四九

備考

一 檢査の實地筆數にして地籍調査成績表其の二に掲げたる筆數に符合せざるは荒地成分割中檢査當時既に復舊して疆界不明に屬する爲檢査を省略したるもの一、一七筆及分割を伴ふ地目變換四、八七六筆並地積訂正を爲したるもの一筆を功程に算入せざるに因る

二 調査の實地筆數にして地籍調査成績表其の二に掲げたる筆數に符合せざるは一旦實地臨檢を行ひたるも申告書不備の爲之を返付したる筆數二三、六三三筆を功程に算入し又分割を伴ふ地目變換四、二、五〇六筆を功程に算入せざるに因る

地籍調査成績表 (其一)

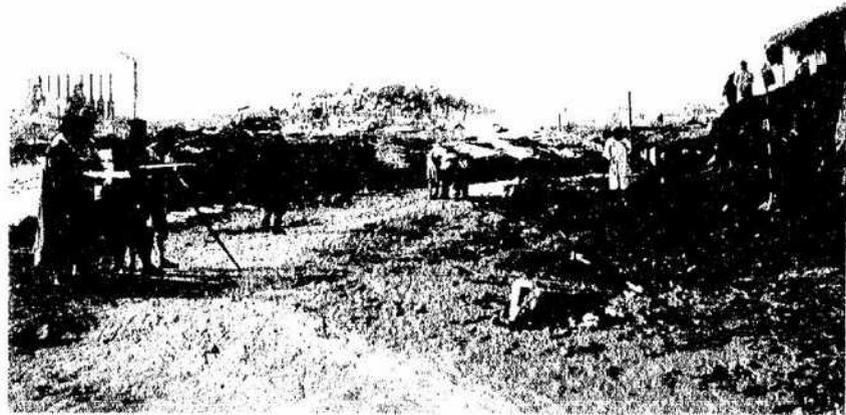
道名	檢査筆數	調査筆數	計	檢査不備		書類返付	延日數	一人一日檢査	備考
				件數	筆數				
京畿道	四、八八〇	六、〇三三	一〇、七〇八	九九二	五、六、三三〇	九、八七七	七、九七六	一、七二四	
忠清北道	一、五、九五	二、二、五九六	三、七、七九一	九〇九九	四、六、二〇三	一、六三九	二、九二七	二、二二九	
忠清南道	三、三、〇九三	一、〇、一二五	四、三、二一八	五、九五六	六、九〇六	一、五七四	一、八一一	二、三三九	
全羅北道	一、〇、七一	一、九、〇八五	二、九、七九六	一、五九二	三、三、七〇二	二、〇六二	三、一〇六	九六	
全羅南道	一、二、四七七	一、六、四二七	二、八、八八四	八、八二二	二、六、四七三	四、四一	二、五〇二	一、一五五	
慶尙北道	八、〇、六六九	八、五、四四八	一、六、六一七	二、八、六七四	一、三、〇五四	三、八六三	八、九九五	一、八五	
慶尙南道	三、八、二二七	六、八、四一九	一〇、六、六四六	一〇、四、九四	一、六、三三八	七、七四七	八、二九一	一一九	
黃海道	一、九、三三	七、一三	二、六、四六	一、七九〇	一、一、五三二	一〇六	五、三九	五〇	
平安南道	一、〇、九三〇	一、七、五七六	二、八、五〇六	一、三八四	二、二、三六八	九六四	一、四五一	一九六	
平安北道	六、七一	二、九七	九、六八	二、二二	一、〇、三三五	四八	九〇	一〇八	
江原道	二、五、七	三、四、六七	六、〇、三三	一、〇、一三九	三、〇、一〇	一、四〇三	一、四〇三	二、七	
咸鏡南道	五、三、二〇	九、三二	一、四、六四二	六、七四	一、六、四四〇	九四	三、二七	一九四	
咸鏡北道	一、〇、五三	一、〇、五三	二、一、〇六六	五、七八	一、一、二一四	五〇	五〇	二、二	
計	二、七、二二三	五、五、五五六	八、二、七八八	六、九、〇六六	四、四、二七五	三、一、四四五	三、九、四四八	七〇	

地籍調査成績表 (其二)

第三章 地籍調査 第十五節 經費

道名	査定筆数	産税規則施行後検査着手迄経過月数	筆数	検査調査	検査上発見の不備の件数	検査百筆に對する不備の割合	査定筆数千筆に對する平均二箇年の異動数	備考
京畿道	25,802,633	33	2,638,888	5,696,655	7,335,533	2,004,7	1,800	市町村査定筆数 1,120,9
忠清北道	8,585,533	23	7,767	2,163,5	2,940,2	3,824	493	同 1,045
忠清南道	12,312,24	26	8,342	9,662	1,800,4	1,484,4	1,798	同 3,602
全羅北道	8,719,99	18	4,387	1,816,6	2,257,3	4,70	1,07	同 3,485
全羅南道	12,545,88	27	6,872	1,577,3	2,258,5	4,034	592	市町村査定筆数 1,633
慶尙北道	2,995,677	18	2,505,0	846,477	1,096,97	5,282	2,11	同 2,658
慶尙南道	3,330,110	17	2,008,1	671,599	792,40	5,126	4,23	同 1,58
黄海道	3,622,541	18	944	708	1,652	5,98	6,33	同 3,04
平安南道	7,002,24	22	2,655	1,668,4	1,838	3,81	2,30	同 1,50
平安北道	1,940	51	3,56	2,97	6,53	7,7	2,26	同 7,92
江原道	1,018,76	12	43	3,444	3,447	1	3,42	同 3,42
咸鏡南道	1,845,40	10	4,381	892	5,273	1,72	3,9	同 3,43
咸鏡北道	3,799	37	636	1	636	3,24	50,9	同 5,43
計	217,720,2	20	8,882	2,960,51	3,848,8	3,884	2,68	同 1,58

備考
一 本表は其の一に掲記したる筆数の内實地に臨検したるもののみを付調整したるものなり



地籍調査

黄州兼二浦に於ける業者の状況なり
上圖は外業、下圖は内業にして黄海道

第四章 地形測量

第一節 概 説

前回の報告書に於ては大正七年七月末日迄の経過を記述したるを以て本報告に於ては主として其の以後に於ける経過を追加記述せむとす然れども大正七年七月以前に於て決定したるも未だ其の實施に及ばざりし事項及既に著手したるも其の進捗僅少なりしか爲難に其の記述を爲さざりし事項に付ては其の計畫當初に遡りて之か記述を爲すへし

大正七年八月以降に於て實施したる業務は左の如し

地形圖の製版

地形圖修正測量

小縮尺地圖の調製並製版

京城市街圖の調製並製版

地誌資料調査

集成業務

第二節 地形圖の製版

地形圖の製版は前報告書第十三章第八節に述べたる如く大正四年度の初に於て之を開始したるか大正七年十一月に於て清繪作業を終り同年十二月に於て製版全部を完了せり而して各種地形圖の年度別製版進行は最終迄の分を見込みて之を前報告書に表示したるも茲に製版を爲したる枚数を列記すれば左の如し

- 一 五萬分一地形圖 六百二十枚
 - 二 二萬五千分一地形圖 八十七枚
 - 三 一萬分一地形圖 四十八枚
 - 四 五萬分一特殊地形圖 一枚
 - 五 二萬五千分一特殊地形圖 一枚
- 計 七百五十九枚

但し一萬分一圖中京城及釜山は圓葉大形なる爲各二枚に分ちて製版し又新義州圓葉は新義州及安東圓葉を製版したる後之を製版せしめたり

此の如き多數の精密なる地圖の製版を僅僅三年有半の期間に完了したるは殆んど我國製版界の記録を破りたるものと謂ふべく而して是れ實に本事業に付特殊の經歷ある陸地測量部員を本局の兼務又は囑託とし且斯業に熱心なる凸版印刷會社をして本作業の一部を請負はしめたるに職由するものなり
地形圖の製版を終りたるものは陸地測量部に於て之か印刷發行を爲し來りたるに其の需要豫想外の多數に上り一部の原版は爲に損傷甚しく印刷不明瞭と爲りたるを以て豫ての協約せる所に據り陸地測量部に於て改版を要するに至れるも同部豫算の關係上急速に實行し難きを以て本局に於て一部改版の經費を負担し且印刷の鮮明と原版

の持久とを期する爲印刷頻繁なる原圖に付ては近時漸く進歩したる光蝕銅版を用ゐることとし大正七年十月十九日左の如く前協約の一部を改訂せり

- 一 第二項中「亞鉛版」の次に「又は光蝕銅版」を加ふ
 - 二 第十項の末尾に「但し時宜に依り其の費用は朝鮮總督府に於て負擔することあるへし」を加ふ
- 大正七年九月十九日文部省告示號外を以て東京天文臺大子午儀中心の經度値を十秒八改正せられたるを以て地形圖の圖郭に接して記する經度値は悉く改正を要することと爲れり

第三節 地形圖修正測量

地形は天然的に又は人爲的に時時變遷するものにして殊に朝鮮の如く交通産業其他に付開發の初期に在る土地に在りては人爲に基く變遷特に著しきものあるか故に時時地形圖の修正を行ふの必要あり故に本局地形測量開始の最初期たる大正三年の初に測量を行ひたる京城附近及京釜鐵道沿線の樞要なる地區に付ては速に修正測量を行ふことを定め大正六年十二月大邱地方、大田地方、京城及仁川地方の三區域に於ける二萬五千分一圖及京城一萬分一圖の修正測量を行ふこととし大正七年四月二十九日先京城一萬分一圖の修正に著手し逐次京城及仁川地方、大田地方より大邱地方に及び同年十月十日全部の修正を完了せり

修正測量の進捗成績は左表の如し

地 方	縮 尺	面 積	著手月日	完成月日	人 員	作業延日數	一方里に要したる日數
京 城	一萬分一	四九八	四月二十九日	六月十日	一六三	三三・五	

地方	縮尺	面積	著手月日	人員	作業延日數	一方里に要したる日數
計		方里			二〇二	三二五
京城及仁川地方	二萬五千分一	九九三	四月二十九日	八	五九五	六〇〇
大田地方	同	八〇七三	七月十六日	八	三二七	三九三
大邱地方	同	六〇八九	九月十六日	八	二二九	三六〇
計		二四〇八四			一三三	二萬五千分一平均四七〇

備考 本表記載の外内業整理の爲延日數一〇五を要したり

修正測量監査の爲には別に監査員を附せず其の監督は集成班長之を爲し且集成班の上級技手を時時實地に派遣することとせり修正測量の順序は修正を行はむとする地形圖の原版を綠色に印刷（一萬分一圖に在りては五色印刷）したるものを測板に展附し實地に臨みて修正すべき部分を改測し抹消すべきものは洋紅にて抹殺し新に描示を要するものは黑色にて描畫し以て修正原圖を製するに在り修正原圖の調製を終りたるときは之を陸地測量部に送附し原版の修正を要求せり

第四節 小縮尺地圖の調製製版及成績

本局地形測量の成果としては五萬分一、二萬五千分一及一萬分一の三種地形圖を製し其の他の小縮尺地圖を製する計畫なかりしも諸般の計畫及統計の用に資し且大勢を通覽するに適する小縮尺地圖を製せざるに於ては地形圖の効果を十全ならしむること能はず且要塞地帯其の他軍事上の關係より地形圖の發行を爲さざる地區に付ては

二十萬分一以下の正確なる小縮尺圖を以て満足せざるへからざる事情あるを以て大正六年九月に於て全道を通する二十萬分一圖及各道別五十萬分一圖を製することに決定し爾後尙一步を進め大正七年八月に於て百五十萬分一圖及二百五十萬分一圖をも製することに定めたり左に項を別ちて各種地圖の作製を敘述せむとす

第一項 朝鮮二十萬分一圖

朝鮮二十萬分一圖は普通の地形圖と同大即ち經度每一度緯度每四十分を一圖葉とし多面體投影に圓錐式を適用せる展開法に依りて圖郭を定め原圖は各圖葉を四圖板に分割して調製し完成の後圖葉に貼接すること地形原圖に準したり原圖調製の順序は次の如し

- 一 圖郭分線及大三角點の展開
- 二 模圖の調製
- 三 模圖に依り縮圖及清繪の實施
- 四 整飾

縮圖用模圖としては發行地形圖を用ひ地物用地貌用との二種に分ち之を製し色號を定めて縮圖を要する地物註記及地貌を標示したり但し地形圖製版の完成せざるものに付ては特に寫眞藍色印畫を製して之を縮圖模圖に供む又要塞地帯要港區域其の他軍事上の關係より製版及發行を爲さざる地形圖に付ては地形原圖上に透明紙を展貼し直に之を縮圖模圖に供用せり此等は發行圖を模圖に供するものに比し甚しく不便を感じ業程の進捗を阻害せし

こと少からず縮圖は縮圖器械を用ゐる先地物に付之を行ひ次に註記を爲し然る後地貌に及ぼし一圖業に屬する各圖板の著墨を終るときは之を貼接し規定の整飾を行ひたり

原圖の調製は大正六年九月に於て半は試験的に之に著手し爾後漸次人員を増加し大正七年四月以降地形測量外業を終りて歸還したる者を之に充當し同年十月に於て之を完成したり其の成績左表の如し

朝鮮二十萬分一圖原圖調製成績表

月	従事人員			完成方里	一日一人平均功程	
	従事延	雜務延	公休私休延		從業日數に對するもの	總日數に對するもの
六年九月	四	一	〇	二六	一〇七	方里
十月	四	九	〇	三〇	一二四	方里
十一月	四	一〇〇	〇	一〇〇	三三〇	方里
十二月	四	八〇	〇	一〇〇	三三〇	方里
七年一月	五	七	〇	三三	一八八	方里
二月	五	八	〇	三三	一九五	方里
三月	五	七	〇	三三	一九五	方里
四月	五	七	〇	三三	一九五	方里
五月	五	七	〇	三三	一九五	方里
六月	五	七	〇	三三	一九五	方里
七月	五	七	〇	三三	一九五	方里
六年度計	一	五九	〇	一八七	九〇三	方里
七年度計	一	一〇〇	〇	一八六	一五〇	方里
總計	一	一五九	〇	三七三	二四〇三	方里

備考
 一 本表中雜務とは經緯線、三角點の展開、行政区劃道路等の調査、縮圖用模圖調製、誤謬訂正、其の他附帶臨時務を包括す
 二 原圖の検査校閲に要したる従事延日數は、一、二、三、四、日、總延日數は、一、七、三、七、日にして本表中に掲げず

第二項 朝鮮五十萬分一圖

朝鮮五十萬分一圖は各道別に製版するを目的とすと雖原圖は全道に互り聯接して之を製することとし其の一圖板の大きさは經度緯度各二度即ち横約一尺二寸縦約一尺五寸に區分して之を調製することとし經緯線は多圓錐式投影法に依り東經百二十七度三十分の子午線を中央子午線とし經度緯度共に每三十分の線を畫せり

原圖調製の順序方法は二十萬分一圖に準ず但し地物縮圖用模圖としては二十萬分一圖の藍色寫眞印畫を用ひ地貌用模圖としては發行地形圖を混用し又道別に製版を行ふ場合の用に供する爲各道別圖郭及規定の整飾を透明紙上に描畫し之を原圖に添附せり

原圖の調製は二十萬分一圖原圖の成るに伴ひ大正七年五月以降之を行ひ一時二十萬分一圖に全力を集注する爲之を休止したるも同年十一月以降多數の人員を之に充當し大正八年三月に於て全部を完成せり其の成績左表の如

朝鮮五十萬分一圖原圖調製成績表

月	從事人員			總數	完成方里	一日一人平均功程
	從事延	雜務延	公休私休延			
七年五月	四	一五	一五	三四	六二八〇五	四二八七
六月	四	一四	一六	三四	一一〇八九〇	一七八九
七月	五	二九	一六	九二	四九一一五	三九九
八月	二	三八	二〇	五八	九四〇二四	一六二二
九月	二	一四	四	一八	一五五八〇	一〇三三
十月	〇	〇	〇	〇	〇	〇
十一月	二	一〇〇	七三	一七五	一七五五〇	八三三
十二月	一四	二二四	四四	三二六	三三三〇六〇	一〇三三
一月	二二	三三五	二七	三七	四三〇八二〇	一三三九
二月	一〇	七五	六八	一五三	一七六五八〇	一一五五
三月	九	〇	二四	三三	〇	〇
計	七六二	二二四	二四七	一二三三	一六三三二一四	一九〇六

備考
 一 本表中雜務とは經緯線、三角點の展開、行政區劃道路等の調査、縮圖用模圖調製、謄訂正、其の他附帶臨時務を包括す
 二 原圖の検査校閲に要したる從事延日數は一二四日、總延日數は一九八日にして本表中に掲げず

第三項 朝鮮百五十萬分一圖

朝鮮百五十萬分一圖は全土を一圖葉に收むるを目的とするも其の原圖は作業の便宜上之を四分して調製し完成後貼接を行ひ經緯線は多圓錐式投影法に依り每一度の線を畫せり
 原圖調製の順序方法は五十萬分一圖に準し模圖としては二十萬分一圖の寫眞藍色印畫を用ゐたるも五十萬分一原圖完成せる部分に在りては透明紙に該圖の地貌を除きたる諸線を謄寫して地物模圖に供し地貌模圖としては依然二十萬分一圖の寫眞印畫を用ゐたり
 原圖調製は大正七年十二月に於て著手し大正八年三月に於て完成せり其の成績左表の如し

朝鮮百五十萬分一圖原圖調製成績表

月	從事人員			總數	完成方里	一日一人平均功程
	從事延	雜務延	公休私休延			
七年十一月	三	二二	六	二七	九七五六〇	八二三〇
八年一月	四	五九	〇	六三	七九九六四〇	一三五五三
二月	五	六六	一八	九〇	五三三〇〇〇	八〇九一
三月	五	〇	六四	七三	〇	〇
計	一七	一三七	八八	二八二	一四三二二〇〇	一四四七

備考
 一 本表中雜務とは經緯線、三角點の展開、行政區劃道路等の調査、縮圖用模圖調製、謄訂正、其の他附帶臨時務を包括す
 二 原圖の検査校閲に要したる從事延日數は二二日、總延日數は一五〇日にして本表中に掲げず

第四項 朝鮮二百五十萬分一圖

第四章 地形測量 第四節 小縮尺地圖の調製製版及成續

朝鮮二百五十萬分一圖は各種統計並事情に關する記録に添附する精確なる小地圖の原版を供給するを目的とし其の原圖は便宜上之を二分して製し完成の後貼接を爲すこととし經緯線は多圓錐式投影法に依り每一度の線を畫せり

原圖調製の順序方法は百五十萬分一圖に準せり理想としては五十萬分一圖又は百五十萬分一圖を縮圖模圖とすべきものなるも前者は尙進程の半途に在り後者は尙原圖調製の初期に在るを以て之を利用するの便を有せざりしなり

二百五十萬分一圖には東亞に於ける海陸の分布並交通聯絡の狀勢を達觀すべき小地圖を添附したり原圖調製は大正八年一月に於て著手し同三月に於て完成せり其の成績左表の如し

朝鮮二百五十萬分一圖原圖調製成績表

月	日			完成方里	一日一人平均功程	
	從事人員	從事延	雜務延		從業員數に對するもの	總日數に對するもの
八年一月	一	一〇	七	二二	四九九〇〇	四五六六
二月	二	三八	八	四六	九、三三〇〇	二四、五三三
三月	三	〇	三	三三	〇	〇
計	一	五三	一八	九九	一四、三二〇〇	二五、〇三三

備考
 一 本表中雜務とは經緯線、三角點の展開、行政區劃道路等の調査、縮圖用模圖調製、誤謬訂正、其の他附帶臨時務を包括す
 二 原圖の検査校閱に要したる從事延日數は一三日、總延日數は一六日にして本表中に掲げず

第五項 小縮尺地圖製版

以上記述せる四種の小縮尺地圖は何れも印刷の鮮明と原版保存の確實とを期する爲之を彫刻銅版に製し且原版は之を朝鮮總督官房印刷所に引繼ぎ同所に於て印刷並發行を爲すこととし各種小縮尺地圖は何れも黒、赤、藍、赭の四色刷と爲し原版より石版に轉寫する場合の便を謀り各色別に銅版原版を製作することとせり

製版は地形圖と同じく在陸地測量部本局囑託の監督の下に民間製版業者に請負はしむることとし設備完整技術確實と認むる數會社を指名して見積らせたるに完成期の急速を要する關係上之を辭退する者多く唯從來地形圖の製版を請負へる凸版印刷株式會社のみ之に應し其見積價格亦相當なりしを以て之に請負はしむることとせり

五十萬分一圖は各道別に製版し發行の上は地方廳に於ける各種行政上の統計又は計畫に供用せらるる場合多かるべく從て圖上に諸種の著色又は書入れを爲す必要頗多きを疑はす其の他一般の供用上同様の場合多かるべきを思ひ左の三種類に印刷して發行する計畫を立てたり

第一種 黒、藍の二色刷

海岸線、河川、行政區劃界、鐵道及各種註記のみを刷出すもの

第二種 黒、藍、赤の三色印刷

第一種に現はるるもの外道路を刷出すもの

第三種 黒、藍、赤、赭の四色印刷

第二種に現はるるもの外地貌をも刷出すもの

此の如く三種類に印刷する爲著色又は書入れ用としては第一種又は第二種を用ゐる一般供用の爲には第三種を用ゐるの便あり

小縮尺地圖の原版を本府印刷所に保存することは將來各種の供用に適せしむる爲任意に色合を變更し又は任意に必要ある局部のみを印刷する等多大の利便を感ずべきを疑はず

小縮尺地圖の製版は原圖の調製著手か本局地形測量本業務の完了後に在りしか爲其の全部完了期は左の如くなるを免れず

小縮尺地圖製版完了期豫定

朝鮮二十萬分一圖	大正八年八月	合計六十五圖葉
同 五十萬分一圖	大正八年九月	合計十三圖葉
同 百五十萬分一圖	大正八年九月	全一圖葉
同 二百五十萬分一圖	大正八年九月	全一圖葉

第五節 特別圖の調製及製版

第一項 京城市街圖の調製及製版

京城市街の地圖としては五色印刷の一萬分一地形圖ありて諸般の計畫上多大の利便を供せりと雖該圖は純然たる

る地形圖にして縮尺上描示し得べき凡百の地物を網羅し従て圖の觀願繊緻に過ぐるを以て大正七年八月別に通俗的なる市街圖を調製し銅版に依りて原版を製し之を本府印刷所に引繼き同所に於て印刷發行を爲すこととせり

- 一 縮尺七千五百分一
 - 二 煩細なる地物の描示を略し街衢を明瞭に示すこと
 - 三 町里洞界を描示し且番地を索引し得る程度に地番を記入すること
 - 四 一邊五町に相當する方眼線を畫し行及段の名號及番號を附すること
 - 五 町里洞及官廳會社等の存する方眼の索引表を附すること
- 本圖編纂の順序は先一萬分一京城地形圖を七千五百分一に擴大したる寫眞藍燒圖を製し必要なる著墨を施して後藍色を洗褪し原圖を製したり但し町里洞界及地番は地籍圖原圖に依り之を記入したるものなり

大正七年八月二十七日寫眞引延藍燒圖出來せるを以て技手三人をして之か編纂に従事せしめ九月二十八日原圖の調製を終り直に在陸地測量部本局囑託の監督の下に出版印刷株式會社に命じて之を銅版に附し十一月之を完成せり

第二項 地形圖一覽及圖式の製版

朝鮮地形圖各圖葉の名號及其の接續を一覽し兼て海岸線、行政區域鐵道、主要都邑等を併示せる一覽圖を發行することは頗緊要のことに屬す又各種地形圖の圖式符號は之を各圖葉の欄外に載するものあるも素と限ある餘白

を利用し符號の一斑を掲載するに過ぎざるを以て地形圖使用上遺憾なきを期するが爲には詳細なる圖式を發行する必要あり之に依て大正八年三月一覽圖と圖式とを併せて一枚に製版し地形圖と同様陸地測量部に於て發行することとせり此の製版は大正八年六月に於て完成の豫定なり

第六節 集成業務

前同報告以後に於て實施したる集成業務は地形圖修正測量の監督圖簿類の校訂及整理是なり地形圖修正測量の監督に付ては已に同節に於て之を略述せり地形原圖及之に附帶する圖簿の校訂及整理は大正七年七月末迄に一應之を完了したるを以て八月以降に於ては諸整理及左の各種圖の校訂を爲せり

- 一 地形修正原圖
- 二 地形印刷圖(製版の校訂)
- 三 京城市街圖
- 四 朝鮮二十萬分一圖
- 五 同五十萬分一圖
- 六 同百五十萬分一圖
- 七 同二百五十萬分一圖

地形修正原圖は四十三圖葉(二萬五千分一圖二十九圖葉一萬分一圖四圖葉)に過ぎざるも其の校訂は普通の地形

圖に比し多大の注意を要したり

地形圖の製版は大正七年八月以降に於て著しき進捗を見同年十二月迄に合計百四十一圖葉を完成したるを以て其の原版刷の校訂は著しく繁劇を感したり

二十萬分一其の他の小縮尺地圖の校訂には特殊の注意を要したり即ち現圖取捨程度の適否を勘案し地理學的見地よりして遺憾なきを期する爲單に縮圖用模圖との對照を以て満足することなく諸種の信憑すべき記録又は調査資料を參照考査する必要あるを以てなり

第七節 原圖及原版の引繼

保管轉換を爲したる原圖及原版は地形圖に在りては五萬分一の本圖、二萬五千分一の本圖並修正圖、特殊地圖一萬分一の本圖並修正圖にして其の他の地圖に在りては朝鮮二十萬分一圖、同五十萬分一圖、同百五十萬分一圖、並京城市街地圖とす是等は其の性質に應じて之を區分し秘密區域に屬するものは參謀本部に其の他は本府土木局又は印刷所に引繼を爲せり其の引繼地圖の種類及區分左の如し

五萬分一地形圖

圖名	引繼原圖數		引繼原版數		備考
	本府	參謀本部	本府	計	
慶源	—	—	—	—	
鐘城	—	—	—	—	

第四章 地形測量 第六節 集成業務 第七節 原圖及原版の引繼

蔚	白	寶	京	春	江	三	觀	長	海	新	鐵	杆	平	谷	元	長	宣	安	寧	咸
翎							陵	山												
珍	島	津	城	川	陵	陵	島	串	州	藩	原	城	墳	山	山	箭	川	州	遠	興
八	一	五	六	六	三	一	五	六	六	六	〇	五	六	八	三	二	六	六	七	
	四	八												五						四
八	四	九	五	六	三	一	五	六	六	六	〇	五	六	三	三	二	六	六	一	一
二	三	四	四	四	九	三	五	四	四	四	三	四	四	二	九	三	四	四	二	二
二	三	四	四	四	九	三	五	四	四	四	三	四	四	二	九	三	四	四	二	二

第四章 地形測量
第七節 原圖及原版の引換

十六號雲霧島は道路版なし

馬	義	昌	縣	洪	北	城	楚	江	長	甲	吉	慈	厚	憲	羅	白	會	慶		
養														山	頭					
島	州	城	川	原	青	津	山	界	津	山	州	城	昌	鎮	南	山	寧	興		
一	八	六	六	六	四	二	五	五	六	六	三	七	七	三	一	一	一	一	一	一
一	八	六	六	六	四	二	五	五	六	六	三	七	七	三	一	一	一	一	一	一
三	四	四	四	四	四	六	一	五	四	四	三	三	三	九	一	一	一	一	一	一
三	四	四	四	四	四	六	一	五	四	四	三	三	三	九	一	一	一	一	一	一

本府 引換原圖數
參謀本部 計

本府 引換原版數
計

備

考

圖名	本府引繼原圖數		本府引繼原版數		備考
	本府	參謀本部	本府	參謀本部	
會津	1	1	6	6	原版中には水線亞鉛門版一枚を含む
清津	1	1	6	6	
羅南	1	1	6	6	
鏡城	1	1	6	6	
義州	1	1	6	6	
新義州	1	1	6	6	
新義州及安東	1	1	6	6	
咸興	1	1	6	6	
元山	1	1	6	6	
平壤	1	1	6	6	
計	10	10	60	60	一一七

一萬分一地形圖

圖名	本府引繼原圖數		本府引繼原版數		備考
	本府	參謀本部	本府	參謀本部	
高興	1	1	36	36	四號屏風島及十一號小中關群島は道路版なし
珍島	1	1	19	19	
黑山島	1	1	19	19	
濟州島北部	1	1	22	22	
濟州島南部	1	1	22	22	
計	5	5	115	115	

圖名	本府引繼原圖數		本府引繼原版數		備考
	本府	參謀本部	本府	參謀本部	
榮州	1	1	48	48	十四號内波水島は道路版なし
忠州	1	1	48	48	
南陽	1	1	48	48	
白牙	1	1	27	27	
盈德	1	1	48	48	
尙州	1	1	48	48	
公州	1	1	48	48	
洪城	1	1	48	48	
於青	1	1	27	27	
慶州	1	1	48	48	
大邱	1	1	48	48	十三號十二東波島は道路版なし
全州	1	1	48	48	
群山	1	1	22	22	
釜山	1	1	22	22	
馬山	1	1	22	22	
順天	1	1	48	48	
木浦	1	1	48	48	
梅島	1	1	22	22	
加島	1	1	22	22	
欲知島	1	1	48	48	
計	20	20	1152	1152	一一六



會寧地方
 第四章 地形測量 第七節 原圖及原版の引繼

本府引繼
 本府參謀本部
 計

本府引繼
 本府參謀本部
 計

本府引繼
 本府參謀本部
 計

二萬五千分一地形圖

計	木浦	榮州	羅州	光州	晉州	統營	鎮海	馬山	釜山	群山	羅里	全州	大邱	密陽	慶州	蔚山
本府引繼	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本府參謀本部	三					-	-	=	四							
計	四	-	-	-	-	-	-	=	四	-	-	-	-	-	-	-
本府引繼	二六	六	六	六	六	六	六	六	二	六	六	六	六	六	六	六
本府引繼	四															
本府參謀本部	-															
計	四															
本府引繼	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
本府參謀本部	-	-	-	-	-	-	-	同二枚を含む	同二枚を含む	同	同	同	同	同	同	同
計	-	-	-	-	-	-	-	同一枚を含む	同	同	同	同	同	同	同	同

計	江州	公院	島田	大田	清州	金州	尙州	安東	浦項	水原	忠州	仁川	開城	永川	京城	鎮川	春川	海州	鐵原	
本府引繼	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本府參謀本部																				
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本府引繼	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
本府引繼																				
本府參謀本部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計																				
本府引繼	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
本府參謀本部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

原版中に水線鉛四版一枚を含む

同四枚を含む

同一枚を含む



圖名	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	修正原圖數	計
清津及羅南地方	1	1	1	1	1	1
元山地方	1	1	1	1	1	1
釜山地方	1	1	1	1	1	1
義州地方	1	1	1	1	1	1
咸興地方	1	1	1	1	1	1
平壤地方	1	1	1	1	1	1
鎮南浦地方	1	1	1	1	1	1
京城及仁川地方	1	1	1	1	1	1
大田地方	1	1	1	1	1	1
群山地方	1	1	1	1	1	1
大邱地方	1	1	1	1	1	1
木浦地方	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10

縮尺	圖名	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	備考
二萬五千分一	慶州	1	1	水線並鉛四版一枚を含む
開扶	餘州	1	1	同
	城餘州	1	1	同
	計	3	3	

特殊地形圖

縮尺	圖名	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	備考
五萬分一	金剛山	1	1	同上二枚を含む
計	計	1	1	

小縮尺地圖

圖名	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	修正原圖數	計
朝鮮二十萬分一圖	6	360	1	6
朝鮮二十萬分一圖(圖式)	1	4	1	1
朝鮮五十萬分一圖	6	360	1	6
計	13	724	3	16

特殊地圖

圖名	本府引繼原圖數	本府印刷所引繼原圖數	修正原圖數	計
京城市街圖	1	1	1	1
金剛山圖	1	1	1	1
朝鮮地形圖一覽並圖式	3	3	3	3
計	5	5	5	5

第八節 従事員の編成

第四章 地形測量 第八節 従事員の編成

圖簿類の校訂及整理、地形圖修正測量の實施並其の監督及諸臨時務は監査官たる集成班長をして之を擔任せしめ小縮尺地圖の調製は監査官をして之を擔任せしめたり

業務の進捗に伴ひて其の都度従事員を減少したりしか大正七年十一月五日本局官制の廢止と爲り次て殘務整理に移り次第に之を終了せり大正七年八月以降毎月の従事員は左表の如し

月別	區分	従事人員	從事延日數	總延日數	内		總延日數	從事人員	從事延日數	總延日數	從事人員	從事延日數	總延日數
					業	庶務							
七年八月	高 官	4	157	2978	90	1493	2854	4	80	134			
同	高 官	7	280	5178	90	1875	2483	4	80	134			
同	高 官	8	337	6173	95	2155	2973	4	80	134			
同	高 官	10	400	7200	90	2755	3855	4	80	134			
同	高 官	11	480	8640	95	3345	4685	4	80	134			
同	高 官	12	580	9240	95	3945	5485	4	80	134			

計	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官	高 官
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
同	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

第九節 經費

大正七年八月以降支出したる經費及大正三年業務開始以來本業務に要したる年度別經費は左表の如し

地形測量經費仕拂高

大正七年度 自七年八月
至八年三月

科 目	庶 務	測 量	製 版	合 計
臨時土地調查費	八七二・五七	七九二・七八	一九九八・五二	一〇八〇三・八六
俸 給	八二二・七五			八二二・七五
事 業 費	七九五九・八二	七九二・七八	一九九八・五二	一〇七、三三・八一
俸 給	七四九・六八	六二五・一七八五		六九、九七・五三
俸 給		一九七・一七六		一九七・一七六
俸 給		二一、四九五・六九		二一、八七六・三三
俸 給		一、三八〇・五六		一、三八〇・五六
俸 給		六〇七九・一一		六〇七九・一一
物 件 費	六八・五一			六八・五一
備 品 費	五〇			五〇
圖書及印刷費	六〇〇・三	一八九四・七八	九四二〇・四二	一〇、九四九・八一
筆紙墨文具	四〇	四三・四〇	三五四・九〇	三九八・七〇
消 耗 品	二・八	一・二六	一四六・〇四	一四七・四八
通信及運搬費	七四〇	一九四・二六	二二八・〇〇	三三二・五二
標 柱 費		一〇・一一		一〇・一一
旅 費	二〇・二六	三八二・六四		三八四・九〇
雜 給	四一・三三	九四五六・四九	一〇、五六三・四〇	二〇、四三三・二二
給 與		三、三七〇・四	六、三四〇・六四	九、四七七・六八

地形測量科目別各業務經費一覽表

科 目	庶 務	測 量	製 版	合 計
臨時土地調查費	一一、二五六・五九	一四、八四四・七七	三二、〇九三・四一	九〇、八九七・七七
俸 給	一八、三九九・九九			一八、三九九・九九
俸 給	一八、三九九・九九			一八、三九九・九九
俸 給		八、四七八・九三		八、四七八・九三
俸 給		九三三・七二〇		九三三・七二〇
俸 給		一四、八四四・七七		一四、八四四・七七
俸 給		二二〇、一五二・二六		二二〇、一五二・二六
俸 給		三、七五九・二五		三、七五九・二五
俸 給		四九〇、四六・一四		四九〇、四六・一四
俸 給		六、七三四・八七		六、七三四・八七
雜 費		六〇〇		六〇〇
貼 料	・二五	・四〇		・六五
舟車馬類備費		一、二五〇		一、二五〇
廣告及手數料				
雜 費	・二五			・二五
宿 舍 料	四一、一三三・三	四、六七七・〇二	一、四〇	五〇、八八三・三四
備 人 給		一〇、九三三・三	四、二二二・七六	一五、一五六・〇九
雇 員 給		五、四八八・〇		五、四八八・〇

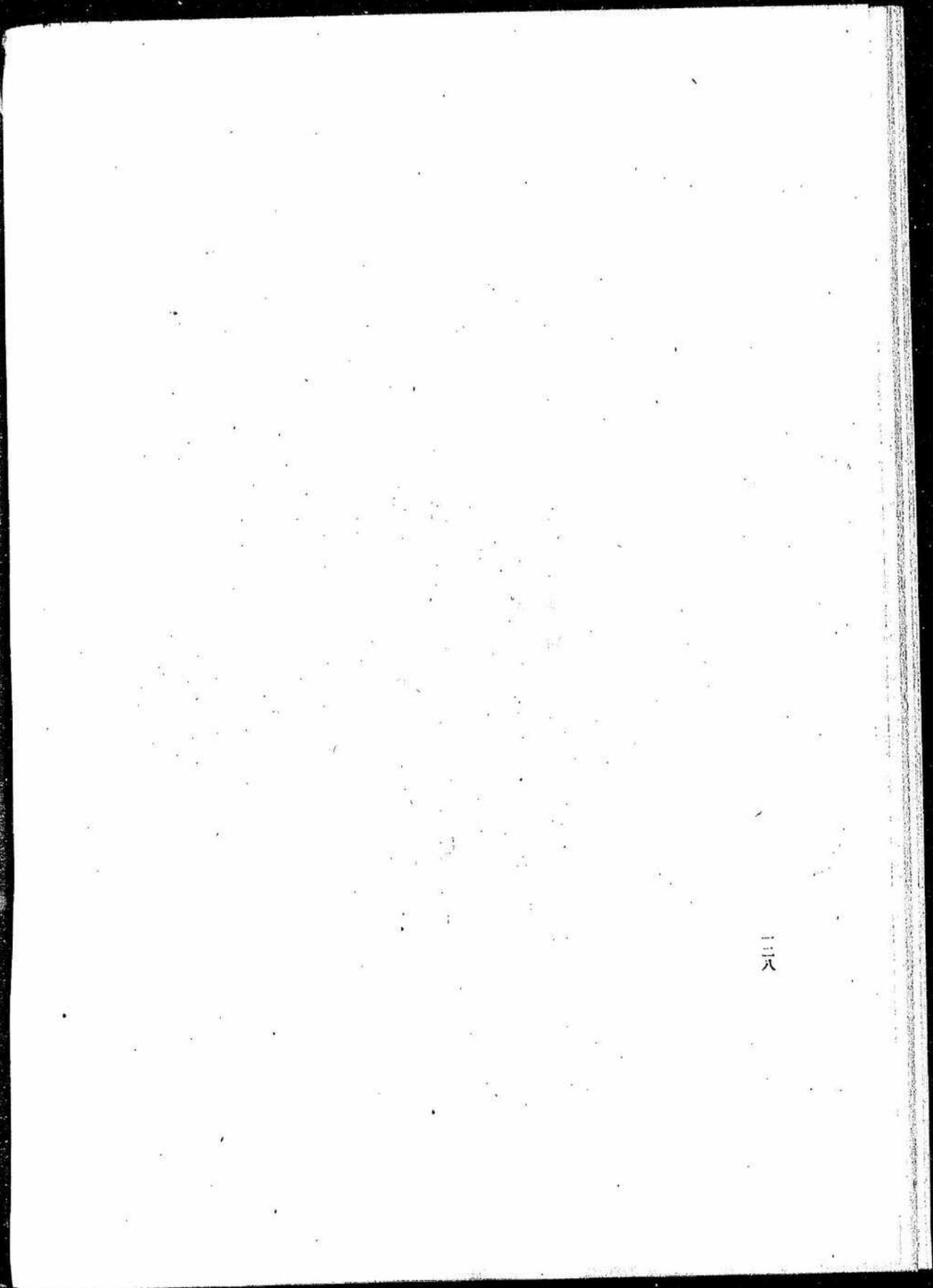
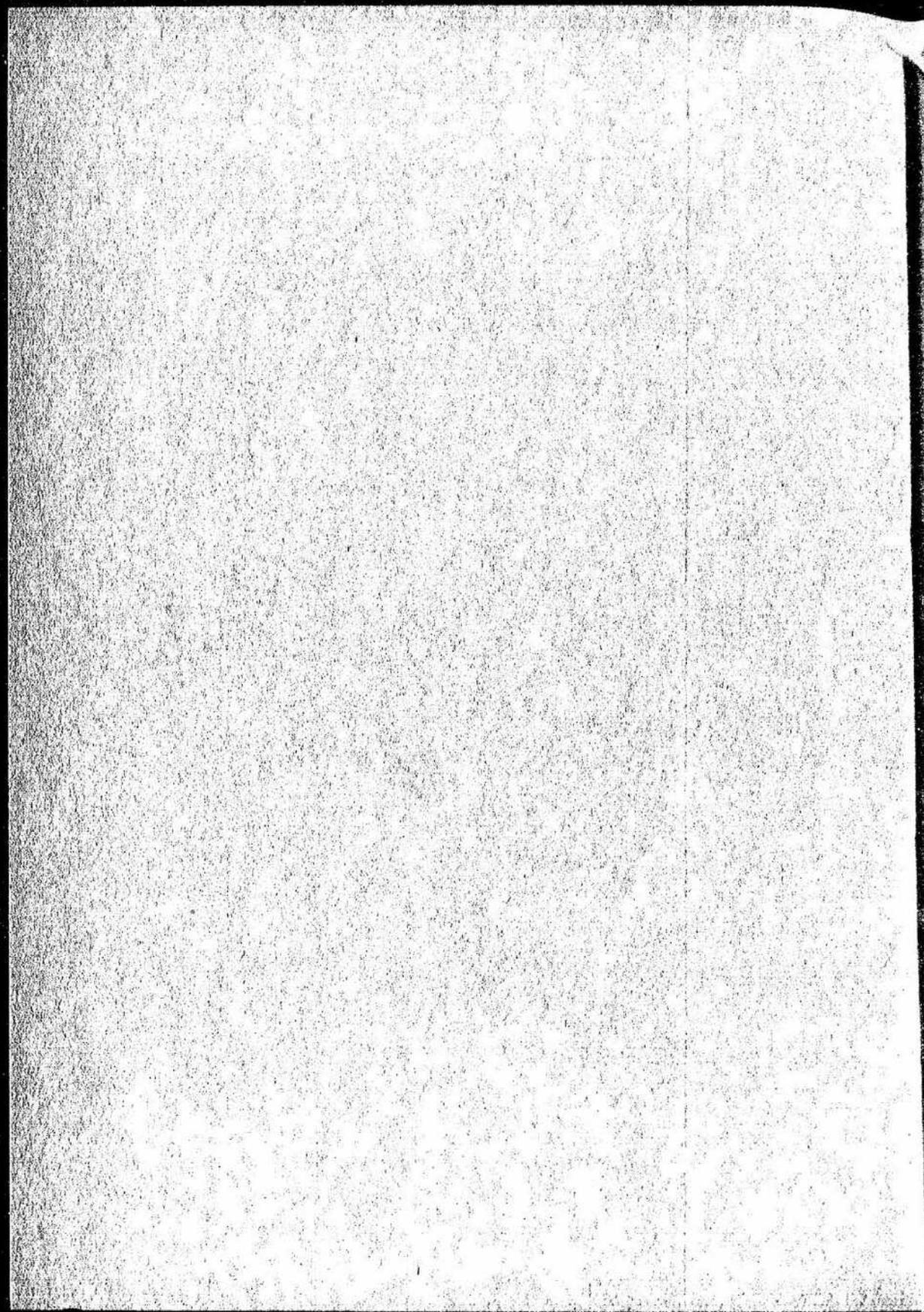
第四章 地形測量 第九節 經費

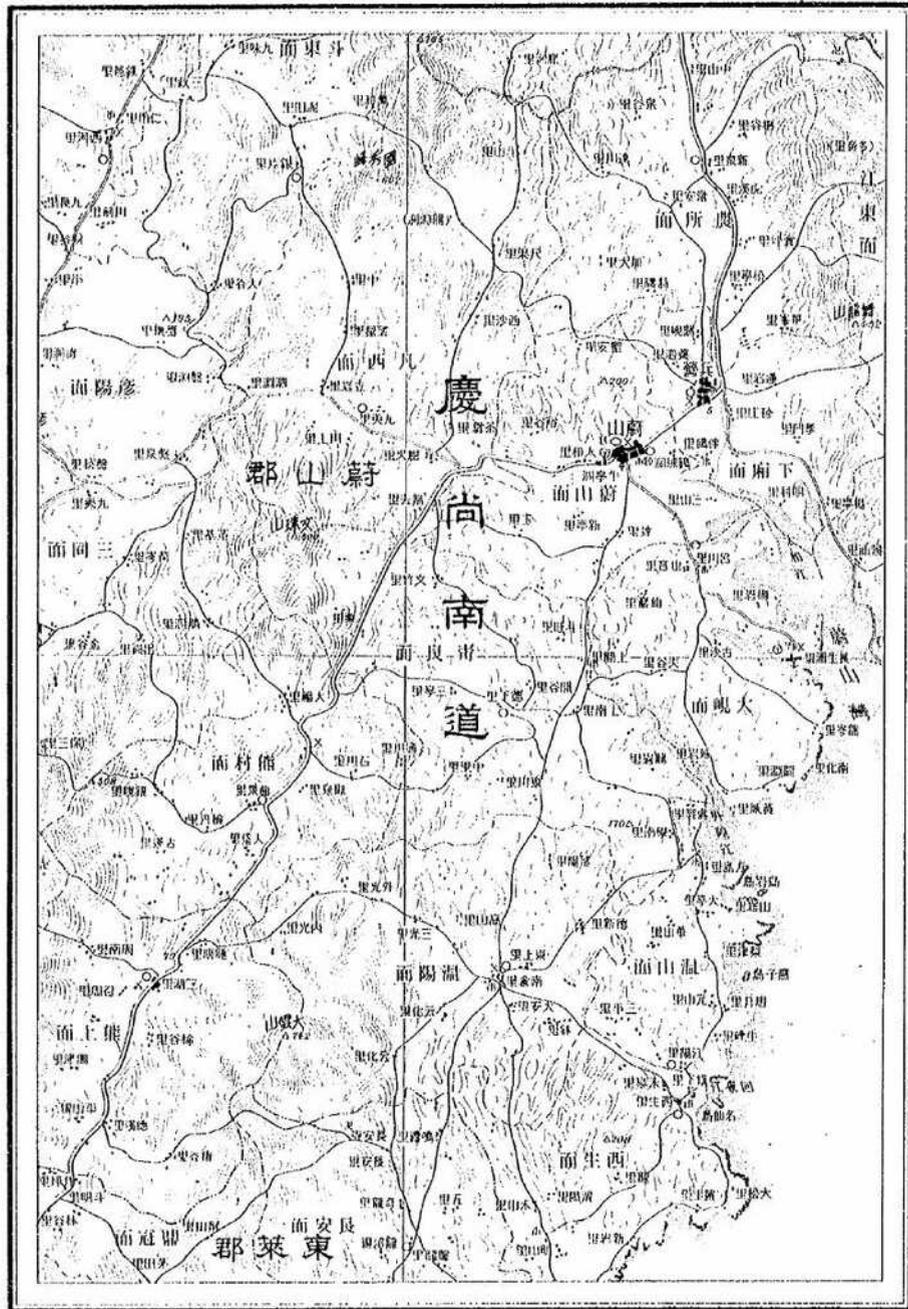
科目	業務	測量	製版	計
物件費	一〇九八四	四三七六四二	一五〇七九九二	一九、五六一、八
備品費	一一、九〇	一、四七三、一七	一一、三三、七九	二二、八〇、八六
圖書及印刷費	六、二六三	二、四三六、六三	二、三七八、八二	四、八七、〇八
筆紙墨文具	七、六〇	九、二一〇	一、〇三、四七七	一、一三、四七七
消耗品	六、九八	一、六、七〇	一、七八、五四	三、〇二、二二
通信及運搬費	二〇、七三	三、四七、四三	一、六三、〇〇	五三、一、二六
標柱費	—	一、六、三九	—	一、六、三九
旅費	二〇、一六	七、三三、三三	—	七、五三、四九
雜給	七〇、七三二	一、六七、五、四〇	一、五、九、五〇、九	三三、四、五、六、九一
給與	—	三、一八、二〇、四	七、八、四、三、三六	一一〇、二、五、四〇
雇員給	—	八〇、一、〇	—	八〇、一、〇
備人給	—	一、八、一、二、九〇	八、二、五、一、七五	九、九、六、四、六六
被服費	—	—	—	—
宿舍料	七〇、七三二	一〇、九、五、八、四、六	—	一一、六、六、五、七、八
雜費	九、五	三、三、二、七	一、八、四、〇	五、一、六、二
舟車馬類儲費	—	—	—	—
廣告及手数料	—	—	—	—
貼費	九、五	—	—	九、五
雜費	—	—	—	—
計	二〇、五、四、〇、七	一、三、八、八、九、八、四	一、一〇、一、五、八、五〇	一、四、五、九、五、八、五二

地形測量年度別各業務經費一覽表

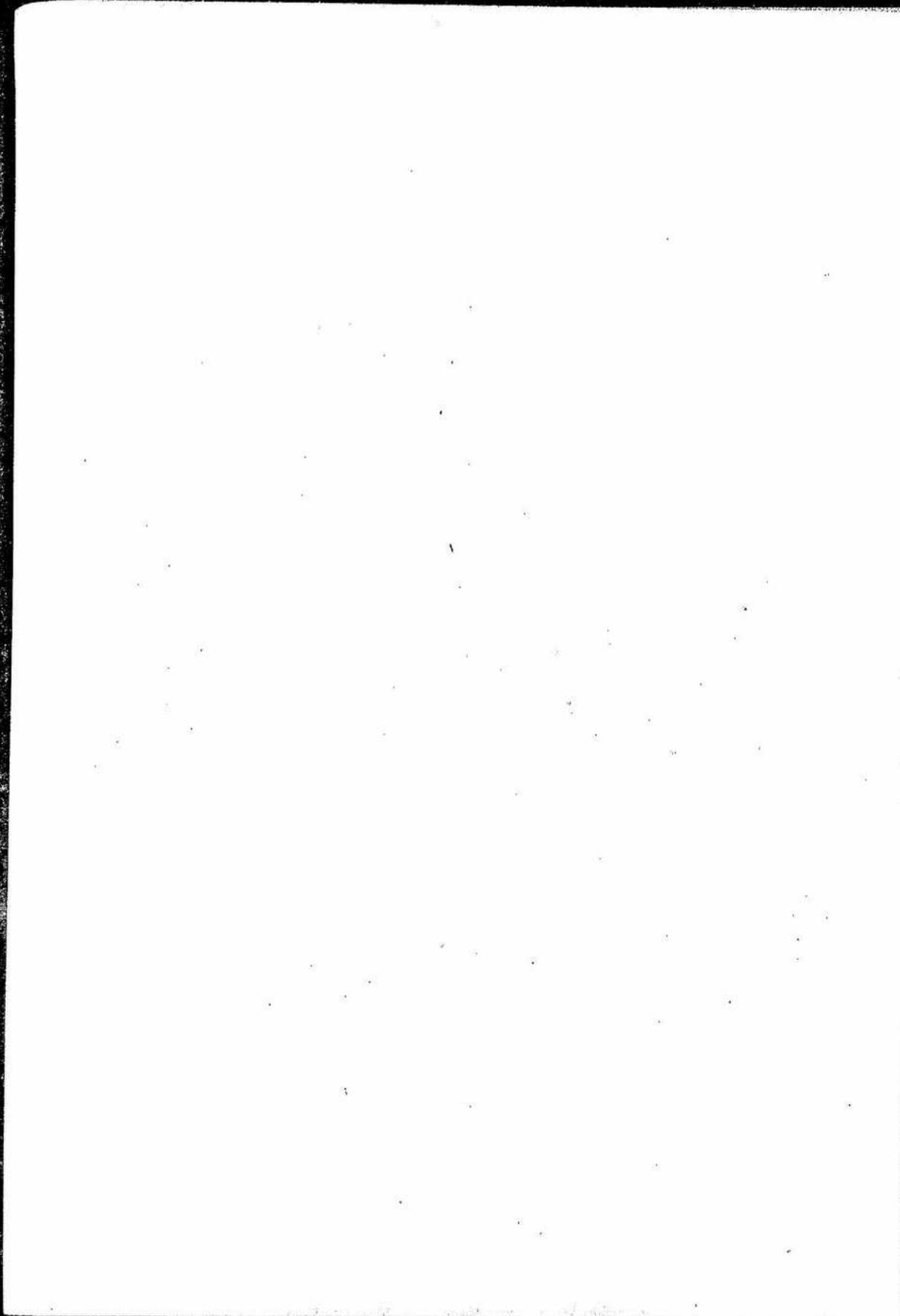
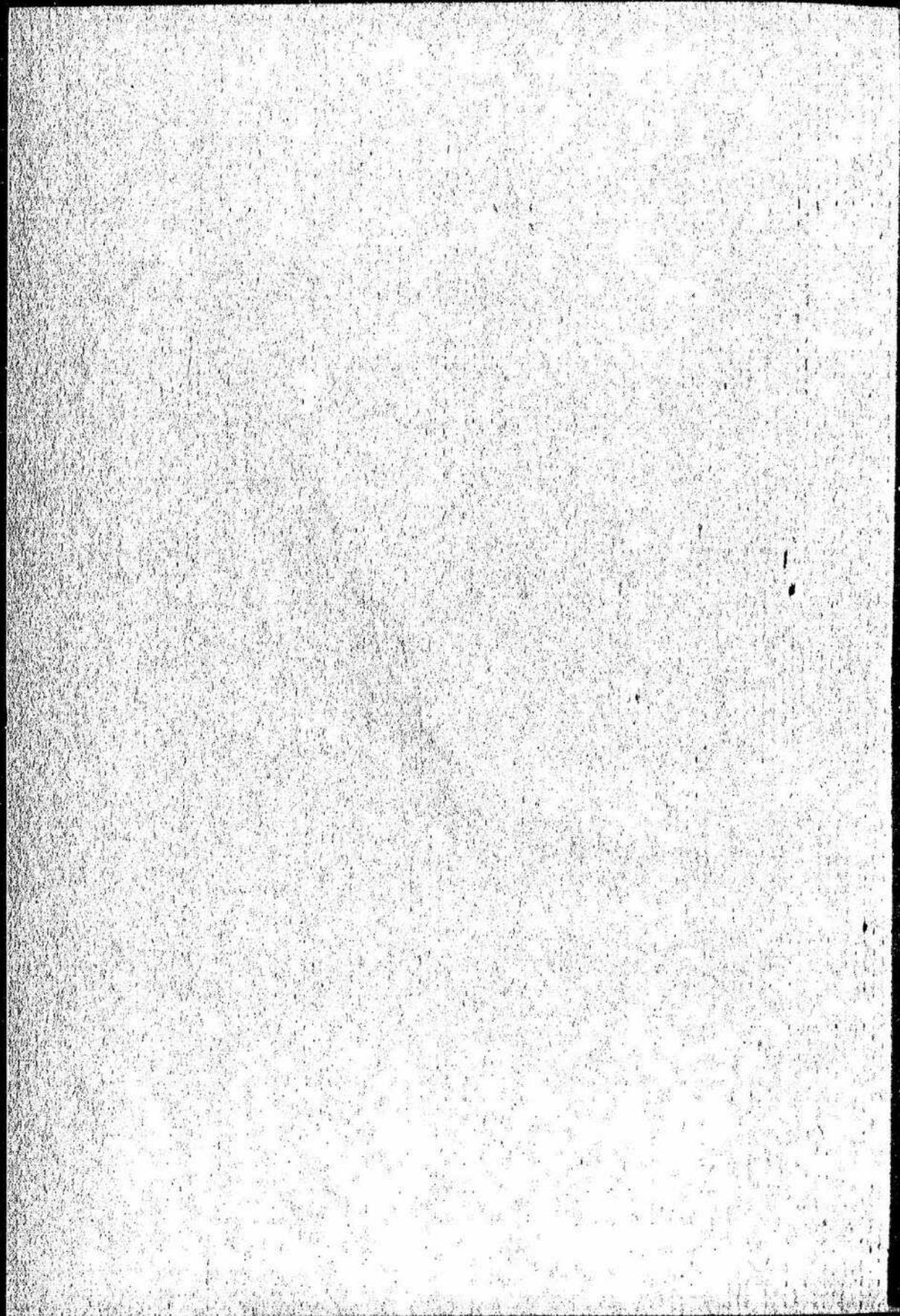
年度	業務	測量	製版	計
大正三年度	—	一、八〇、五、三、九、〇	二、三三、六、七、二	一、八二、八、七、六、〇
同四年度	—	二、七、七、一、七、二、五、四	一、五、八、三、三、七、五	二、九二、九、九、六、二、九
同五年度	一、八〇、七、三、三	三、五、八、三、四、一、七、一	二、一、二、四、三、七	三、八二、二、六、九、五、〇
大正六年度	七、五、八、〇、五、六	三、六、四、一、六〇、五、二	三、九、七、六、〇、〇、五	四、一、一、五〇、一、一、三
同七年度	一一、一、五、六、五、九	一、四、八、六、四、五、七、七	三、一〇、九、五、四、一	一、九〇、八、九、九、七、七
合計	二〇、五、四、〇、七	一、三、八、八、九、八、四	一、一〇、一、五、八、五〇	一、四、五、九、五、八、五二

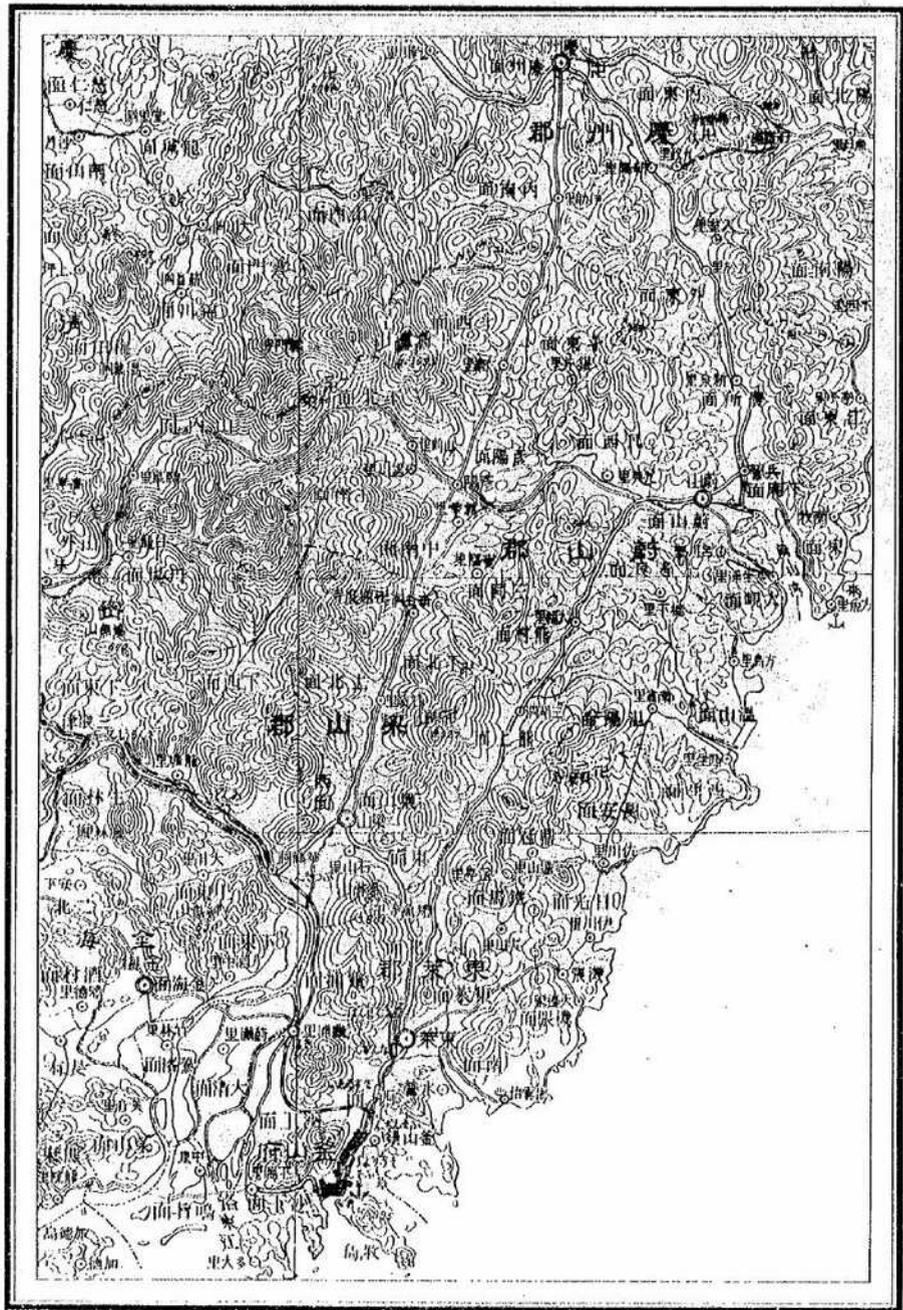
地形測量經費豫算は曩に敘述せるか如く當初計畫に屬する分百四十七萬五千九百二十圓なりしか更に一萬分一圖を調製し又二萬五千分一圖を縮圖して五萬分一圖を製することと爲りしか爲四萬七千五百圓を増加し合計百五十二萬三千四百二十圓と爲りたりしか其の後二十萬分一圖調製(此の豫算五萬圓餘)五十萬分一圖調製(此の豫算一萬二千圓餘)京城市街圖調製(此の豫算八百圓)百五十萬分一圖及二百五十萬分一圖調製(此の豫算千圓)地形圖一部の修正測量(此の豫算九千圓餘)其他總日數千八百餘日を要したる地誌資料調査等の附帶業務を實施したるに拘らず總經費百五十萬六千七百圓にして當初豫算額に對し尙約一萬六千七百圓を剩し得たり





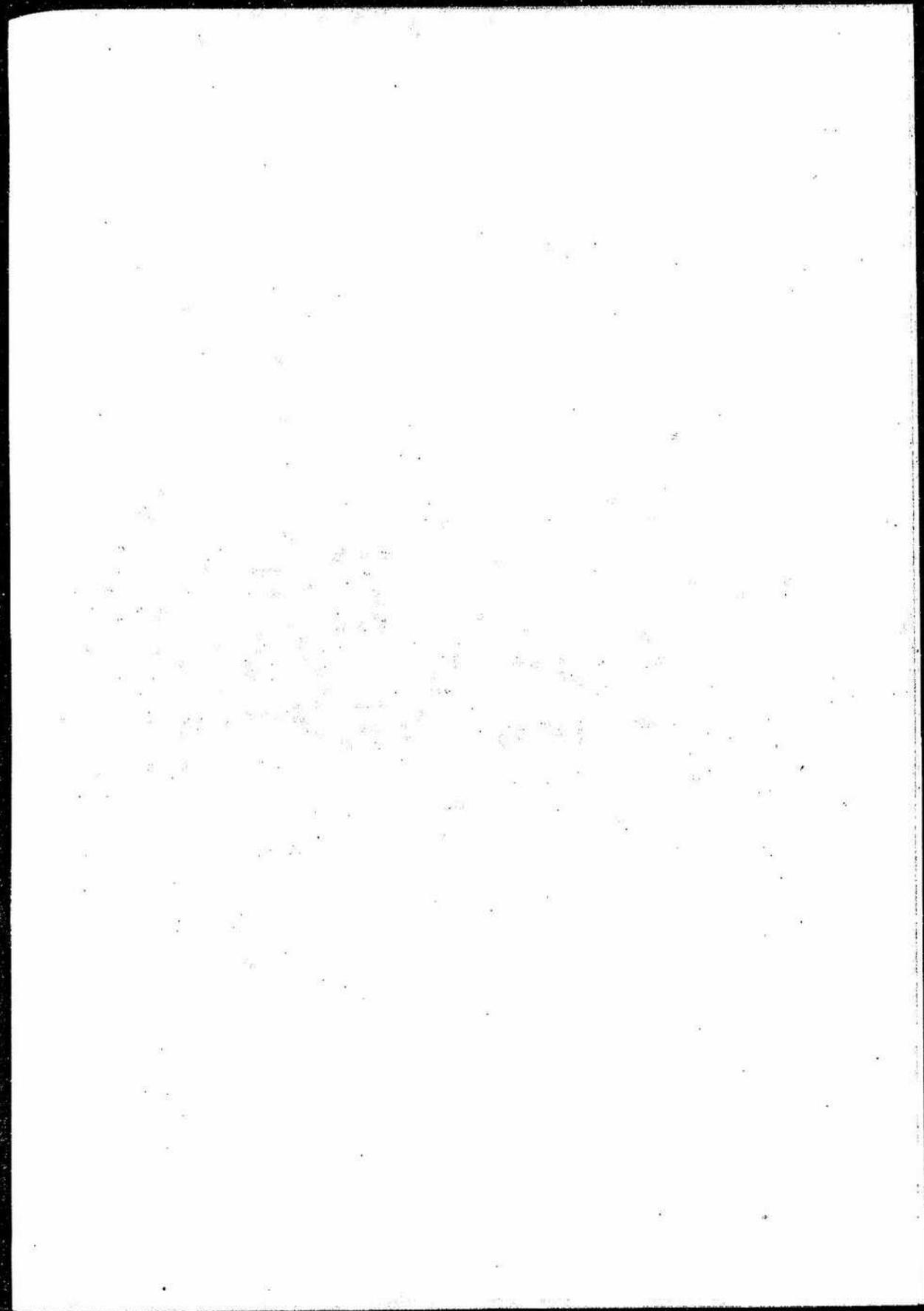
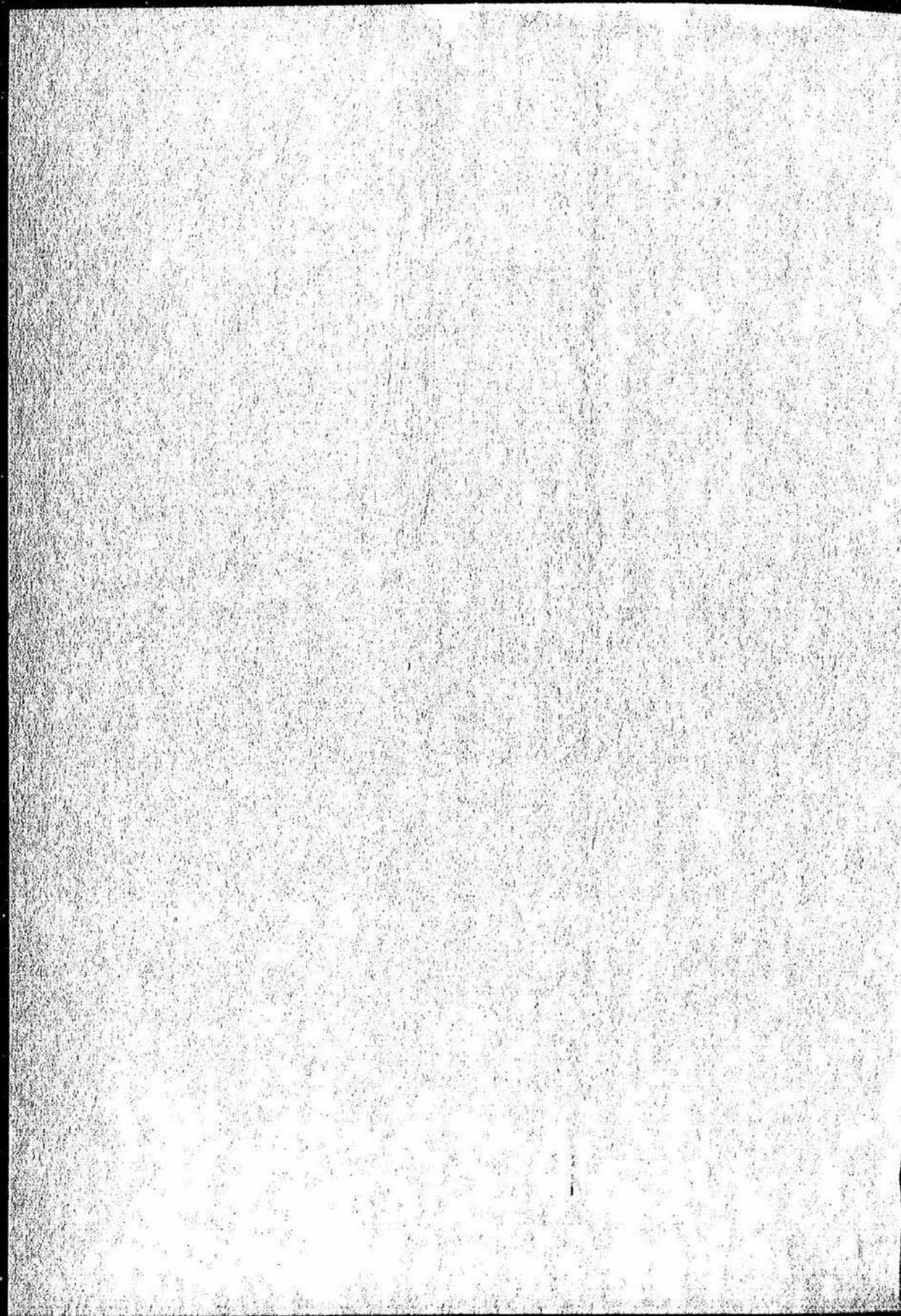
圖一分萬十二
りなのもるたし示表な部一の慶州慶

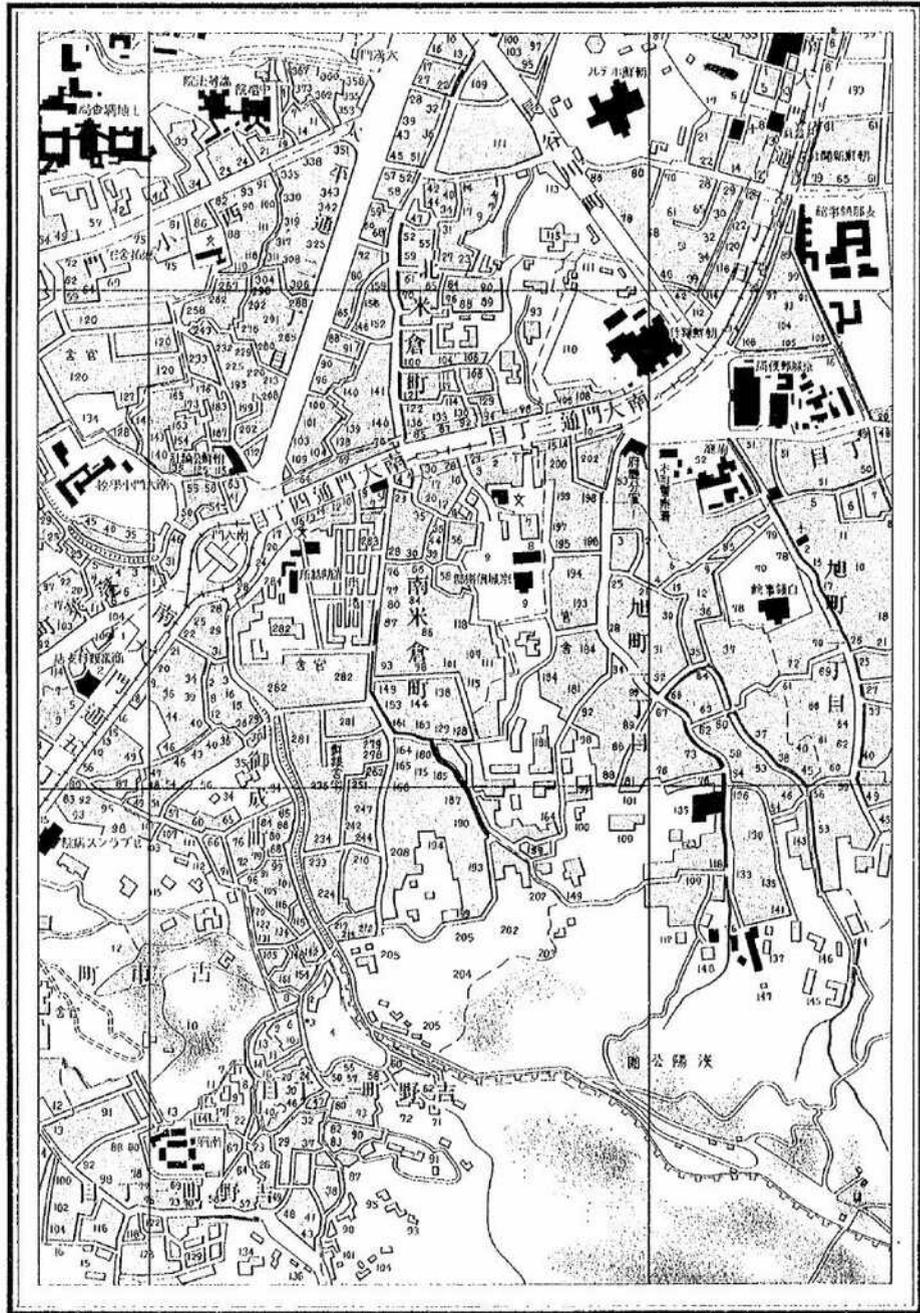




朝鮮五十分之一圖

地形圖に基き別製した特殊地形圖にして尙南道圖の一部なり





京城市街圖

中圖りなのもるたし示表を部一の其てしに一分百五千七尺縮
 す當相に町五は邊一の眼方色蓋てしに番地は字數(アボラア)

第五章 測量標石管理の引繼

各種測量標中標石を埋設したるは三角測量、水準測量に依る諸點及市街地の圖根測量點中其の將來に保存の必要ありと認たるもの等にして圖根標石點の管理に付ては埋設作業の完了と共に隨時之を所轄道長官に引繼を爲せり而て該事項に關しては前報告書に掲記せるを以て本章に於ては三角測量及水準測量に屬する各種標石點に付之を記述すへし標石は地形測量の終了に因り本局に於て管理の必要なに至りたるを以て土地測量標規則に基き之を大三角點、同補點、小三角一等點、同二等點及水準點に區分し各其の明細簿を添附し大正七年十月二十三日之か管理を所轄道長官に引繼き大正七年十月三十日朝鮮總督府告示第二百五十五號を以て其の旨告示せり引繼を爲せし標石の種類別點數及明細簿の員數左の如し

三角點及水準點標石引繼員數

道	大三角		小三角		計	水準點
	本點	補點	一等點	二等點		
京畿道	二四	一三五	四八七	二六四八	三二八四	九三
忠清北道	八	七八	二二七	八六五	一、二七八	六六
忠清南道	二〇	一〇七	二三三	一、〇〇五	一、三六五	五四
全羅北道	一四	一〇五	二一〇	九七九	一、三〇八	五二
全羅南道	四八	二二七	三三三	一、六七三	二、三〇〇	七四
慶尙北道	三〇	一六三	六五三	二、三三九	三、一八四	一五五
計					一二九	

道	大三角		小三角		計	水準點
	本點	補點	一等點	二等點		
慶尙南道	一九	一一八	三三三	一四三九	二九五八	一〇七
黃海道	二五	一九〇	四八四	二〇六四	二七六三	五二
平安南道	二七	一四九	四三〇	一七七三	二三七九	一一
平安北道	五八	二九三	七九二	三三三三	四三七六	一〇九
江原道	三八	二七五	七七〇	三九八八	四〇六九	一九一
咸鏡南道	五〇	三五〇	八〇九	三三八六	四一九五	二〇四
咸鏡北道	三九	二二四	四七八	一九五七	二六八八	一一三
計	四〇〇	二四〇一	六二九七	二五三四九	三四四七	一五九

- 一 水準點標石位置明細簿 十三冊
- 二 大三角點同 十三冊
- 三 小三角點同 十八冊

第六章 地誌資料

從來朝鮮の地誌に關する文書は其の數尠しとせざるも未だ確固たる根據を有し明確なる數字を示したるもの乏しく爲に諸般の施設經營上遺憾なき能はざりし然るに土地調査の成果は孰れも嚴密精敏にして確乎たる根柢を

有し地理學上の基礎的資料として最適當なるべきを認め大正七年五月之か集輯を計畫し地誌資料調査委員會を設け總務課長を委員長とし各課を通し副事務官二人監査官四人技師一人を委員に擧げ判任官以下十四人の委員補助を置き之に著手したり而も常務の傍ら之に従事せしめたるを以て比較的多數の日子を要し大正七年十月略之か終りを見たるも次て圖畫計數等の精査整理を要したるを以て漸く八年一月に至りて之か全部の完結を告ぐるに至れり本調査は單に土地調査の成果中地誌的資料として適當なるものを抜鈔して更に之を調査整理し況く諸般の施設經營上に裨益せむとする趣旨なりしに由り固より地誌資料の一切を網羅せるものに非らず其の調査項目左の如し

- 第一 大勢
 - 一 廣袤及面積
 - (イ)朝鮮半島極端緯度
 - (ロ)朝鮮半島面積
 - (ハ)道別極端緯度
 - (ニ)道別面積及陸地と島嶼の比較
 - (ホ)道別面積比較
 - (ヘ)府郡島別極端緯度
 - (ト)道別耕地及空面積比較

(チ) 道別面積

二 断面圖

(イ) 断面圖一覽 附朝鮮地圖新舊對照

(ロ) 東經百二十五度断面

(ハ) 同 百三十七度断面

(ニ) 同 百三十九度断面

(ホ) 北緯四十一度断面

(ヘ) 同 三十七度断面

(ト) 釜山鎮、茂山、清津間道路断面

(チ) 咸興、長津、慈城間道路断面

(リ) 鎮南浦、平壤、元山間道路断面

(ヌ) 木浦、光州、南原、居昌、大邱、浦項間道路断面

(ル) 仁川、龍山、元山間鐵道断面

三 山理及水理

(イ) 山系及河系

(ロ) 山岳高低一覽

(ハ) 河川流長及流域面積一覽

第二 行政區域

一 主要なる都邑の經緯度及真高

二 府郡島新舊對照

第三 河川

一 河川の名稱流過地名及流路延長其の他

二 河川の傾斜

第四 湖池

湖池の名稱、所在地及廣袤、周圍、面積

第五 山岳

山岳の名稱、所在及真高

第六 海岸線

一 海岸の延長

二 各道海岸線の延長比較

三 潮候

第七 島嶼

- 一 島嶼の位置、名稱、周圍及面積
- 二 各道島嶼の比較

第八 經濟

- 一 市場狀態
- 二 府郡島別一段步當地價
- 三 府郡島別農產物一段步當收穫高
- 四 府郡島別地主數及地主一人當所有地筆數、面積
- 五 府郡島別總面積と耕地及墾面積との比較

調査を遂げたる地誌資料は供用上の利便を料り特に之を別冊に集録せりと雖左に調査の概要及其の重なる事項に付略述する所あるへし

第一 大勢に付ては朝鮮の極端經緯度、廣袤、面積並道府郡島の極端經緯度、廣袤、面積等を調査し地球上に於ける朝鮮の位置及道府郡島行政區域上の位置を知らしめ又朝鮮地圖の新舊對照を爲して在來の地圖に對し其の誤謬を正し更に各道別陸地面積と島嶼面積とを比較し尙道別面積比較圖を掲げ十三道の大小を了解するに便せり又東經百二十五度乃至百三十度に於ける每一度及北緯三十五度乃至四十一度に於ける每一度線及主要なる道路並鐵道沿線を縱斷又は橫斷して其の斷面圖を掲げ以て朝鮮の地勢、概念を得且陸上の運輸交通の便否を知ることを得しめ又縮尺百五十萬分一の地圖上に赭黄色を以て半島の骨格を形成する山系を描畫し藍

色を以て著名なる河川の系統を示し其の位置名稱及山岳の脈絡分布の狀況河川の流系を遠觀するの便に供し進じて山岳の眞高を比較し大河と認むべき鴨綠江外二十三河川の流長及水運發達の實況を一定の符號を以て圖表し山系河系圖と相俟て數字的に朝鮮の大勢を説明せり而して調査の結果に依る重なる事項を概説せむに地形測量に依る朝鮮の位置は在來の地圖に對比し著しく差違を來たし其の新位置に對する舊位置偏差の重なるものを擧ぐれば白頭山は東北に約七里江原道江陵附近海岸線は西方に約四里慶尙北道迎日郡長嶺角は西方に約四里全羅南道濟州島は南方に約四里に及へり從て極端經緯度の如きも亦多少の異動を生し從來極東百三十度五十四分と稱せしも實測の結果百三十度五十六分二十三秒を正とし極西百二十四度十三分は百二十四度十一分、極南三十三度十二分は三十三度六分四十秒、極北四十三度二分は四十三度三十六秒を正とす又總面積は從來一萬四千二百三十三方里と謂ひ一萬四千二百方里と稱し一定せさりしも一萬四千三百一十一方里九九六を正とす之を前記一萬四千二百三十三方里に比するに百八十八方里九九六の増加と爲れり

第二 行政區域に付ては主要なる都邑の經緯度及其の眞高と府郡島行政區域の新舊對照を調査せり尤行政區域の新舊對照は其の利用の範圍廣汎なるべきを認め新區域は土地調査現在の改正行政區域を基礎とし之に大正七年三月三十一日迄の異動を加除することとせり本調査に依る各都邑眞高の最高、最低を道別に示せば左の如し

最高		最低	
都邑名	眞高	都邑名	眞高
京畿道	同上の位置	平澤	同上の位置
廣州	三三〇〇	郡縣の前庭	七〇〇
	郡縣の前庭		郡縣の前庭

都邑名	真高	最	都邑名	真高	最
忠清北道	堤川	同上の位置	都邑名	真高	最
忠清南道	青陽	警察署前の水準	清州	同上の位置	
全羅北道	長水	郡廳の前庭	論山	郡廳の前庭	
全羅南道	寶城	同上	群山	郡廳の前庭	
慶尙北道	英陽	同上	咸平	郡廳の前庭	
慶尙南道	居昌	同上	浦項	郡廳の前庭	
黄海道	谷山	同上	河東	迎日郡廳の前庭	
平安南道	陽德	同上	馬山	邑内東端水準點	
平安北道	厚昌	同上	鎮南浦	魏津郡廳の前庭	
江原道	平康	同上	新義州	府廳東方の水準點	
咸鏡南道	豐山新豐里	同上	杆城	府廳の前庭	
咸鏡北道	茂山	同上	元山	郡廳の前庭	
			鏡城	郡廳の前庭	

第三 河川に付ては其の流長十里以上のもの及十里未満なるも其の著名なるもの名稱並幹川、支流、小支流別に水源、河口、流過地名、流域面積、流路延長、下筏地點、下筏區間の延長、舟楫を通する上端地名及其の區間の延長を調査し且鴨綠江、豆滿江、大同江、漢江、錦江及洛東江の六大江の流路傾斜を示せり傾斜は水源より河口に至る區間を十里毎に測定し之を平均したるものと全長を上流、中流、下流に三等分し毎區間の平均勾配を調査したるものとの二様とせり其の圖上表示は延長縮尺を三百萬分一に勾配は之を百倍と爲

せり今前述の六大江に對し調査の概要を擧ぐれば左の如し

- 一 鴨綠江は從來白頭山上の天池より發源するか如く傳へしも實測の結果天池より發源するは松花江にして本江は大正峯の東南方なる定界碑東側面の豁谷則ち咸鏡南道甲山郡普惠面に發源し鮮滿境域を西南流して平安北道龍川郡龍川面に至り海に注ぐものとす其の流長二百一里八町に迨へり又支流たる盧川江は水源を咸鏡南道豐山郡安水面に發し流長五十三里二十三町にして甲山郡普惠面に至りて本流に合するも之か下流を加ふれば全長二百三十里となり同長津江は源を咸鏡南道長津郡新南面に發し流長六十六里十六町にして咸鏡南道三水郡江鎮面に至り本流に合するも之か下流を加ふれば全長二百二十四里十町と爲りて孰れも本流より流長の大きなは本江の特徴とす本江は流長の最大なるに伴ひ其の流域面積亦廣大にして支那領を除き尙二千五十八方里を有し實に朝鮮總面積(以下單に總面積と稱す)に對比し約百分の十四を占む而して本江は鴨綠江材流下の下筏を以て有名なるも一面盛に舟楫を通し其の舟楫を通する里程は百七十七里二十四町にして下筏地點は尙八里五町の上流に在り本江の傾斜は全區間三等分の觀測に依るときは上流一萬分の六十一中流一萬分の十七下流一萬分の七平均一萬分の二十八を示せり支流中延長十里以上を有するもの朝鮮内に於て十五を算す内現に下筏を爲すもの三、舟楫の便を有するもの三とす
- 二 豆滿江は從來鴨綠江と同じく白頭山上の天池より發源するか如く傳へしも實測の結果大正峯の東南方なる定界碑西側面の豁谷則ち咸鏡北道茂山郡三長面に發源し長白山脈に並行し鮮滿の境域を東北流して露領沿海州に接する雄基灣の北方に至り日本海に注ぐものとす其の流長百三十二里十九町にして流域面積は支

那領並露領を除外し六百八十二方里を有し總面積の約百分の四・八を占む本江は威鏡北道茂山郡西下面より下流八十六里三十五町の間下流其の下流威鏡北道慶源郡東原面以下二十一里二十五町舟楫を通ず河流の傾斜は上流一萬分の七十四中流一萬分の十四下流一萬分の五平均一萬分の三十一を示せり又朝鮮内に於ける十里以上の支流は僅に五流に過ぎずして内源を威鏡北道茂山郡三社面に發する西頭水江就中大なり流長四十一里二十九町にして同郡三長面に至り本流に合し合流點より十里七町の間下流を爲せり

三 大同江は源を平安南道寧遠郡狼林山に發し東南に流れて黄海道殷栗郡二道面と相對する平安南道龍岡郡新寧面に至り黄海に注ぐ全長百一十一里二十六町にして流域面積一千八十一方里を有し總面積の約百分七・

六に相當す本江は平安南道德川郡靈島面より下流六十六里九町舟楫を通ず其の傾斜は上流一萬分の六十中流一萬分の四下流一萬分の一平均一萬分の三十二にして下流は水深く殊に戴寧江の合流點以下は恰も海の如くにして船舶を溯江せしめ運河の便朝鮮第一の稱あり又流長十里以上の支流十を有し内平安南道陽德郡に發源する南江、沸流江の二最大にして南江は同道大同郡秋乙美面に至り本流と合し流長四十九里七町を有し同道成川郡大谷面より下流二十八里一町舟楫を通ず沸流江は成川郡靈泉面に至り本流と合し流長三十八里十二町を有し成川郡三德面より下流十三里二十二町舟楫を通ず

四 漢江は朝鮮の中央部に其の大流域を領有する大河にして源を江原道三陟郡下長面に發す從來多くの著書に其の源を五臺山に發すと記したるも地形測量の結果太白山の北背より發するもの最長流にして且本流を爲すものなり本江は南流して忠清北道丹陽郡に至り屈折西北流して京畿道楊州郡奥に至り北漢江の長流を

合せ江華島の北端に至りて黄海に注ぐ全長百三十二里流域面積千七百四方里を有し總面積の約百分の十二を占む本江は江原道寧越郡寧越面より下流八十四里三町舟楫を通し河流傾斜は上流一萬分の三十四中流一萬分の九下流一萬分の二平均一萬分の十五を有す而して其の河口は海水満干の潮差最大なる江華島北端に位するを以て其の最高滿潮時に在りては海水陸地に深く侵入し逆流約十七里に達す而も流長十里以上を有する支流十二を有し就中大なるものは源を江原道淮陽郡泗東面に發する北漢江及江原道平昌郡珍富面に發する平昌江なりとす北漢江は流長八十三里三十一町を有し江原道金化郡通口面より下流十七里八町の間下流し華川郡看東面より下流三十五里七町舟楫を通す又平昌江は流長三十六里三十四町にして同道寧越郡寧越面に至りて本流に合す

五 錦江は源を全羅北道長水郡長水面に發し忠清北道忠清南道を迂曲して全羅北道沃溝郡米面と相對する忠清南道舒川郡馬東面に至り群山港に注ぐ全長百二里七町流域面積六百四十一方里を有し總面積の百分の四・五を占む忠清南道燕岐郡東面より下流三十三里六町舟楫を通す本江の流域は朝鮮中部第一の沃野にして水源地帯亦他の五大江に比し其の標高著しく低く從て水勢緩徐にして其の傾斜は上流一萬分の二十四中流一萬分の四下流一萬分の二平均一萬分の十に過ぎず而して流長十里以上の支流八を有し就中大なるは源を京畿道安城郡二竹面に發する美湖川にして忠清南道燕岐郡東面に至り本流に合し流長二十二里二十五町とす他の支流は總て二十里未滿なり

六 洛東江は源を太白山の東麓なる江原道三陟郡上長面に發し慶尙北道の中央を貫流し南走して慶尙南道宜

寧郡芝正面に至り慶尙南道を貫流する南江を合せ東折して同道金海郡鳴旨面に至りて朝鮮海峡に注ぐ流長百三十三里二十五町に達し流域面積千五百四十七方里にして總面積の約百分の十一を占め鴨綠江に亞く大河なりとす本江は慶尙北道安東郡南先面より下流八十七里二十二町の間舟楫を通す其の傾斜上流一萬分の四十六中流一萬分の三下流一萬分の二平均一萬分の十七を算し其の流域は錦江に亞く沃野なり下流は水深さも河口に接近し數條に分流せる爲大船の湖江に便ならず又流長十里以上を有する支流十一を有し就中長流なるは源を慶尙南道咸陽郡西上面を發する南江及同道居昌郡高梯面に發する黃江の二とす南江は流長四十七里十六町を有し同道晉州郡道洞面より下流十八里二十一町舟楫を通し黃江は同道陝川郡青德面に至り本流に合し流長三十八里九町とす

以上の六大江の外大寧江、清川江、載寧江、禮成江、臨津江、萬頃江、東津江、榮山江、蟾津江の九大河を加へ十五大江と稱し其の東海岸より日本海に流入する南大川、龍興江、城川江は流長流域共に前記大寧、載寧、萬頃、東津、榮山の五江に優越するも十五大河中に屈指せざるものは灌溉面積に於て劣る所あるに由るへし

第四 湖池に付ては其の著名なるもの及専ら灌溉に供用し得る程度のもの主眼とし周圍約十八町以上を標準として其の名稱、所在地及湖池の最長徑、最短徑、周圍及面積を調査せり然るに朝鮮に於ては面積廣大なる湖池極て尠く周圍に於ては全羅北道腰橋湖を又面積に於ては咸鏡南道廣浦を全道第一とし以下右標準以上のものを網羅するも其の數僅に八十一箇所に過ぎず更に之を各道に區分せば就中多數なるは江原道二十箇所にし

て次は慶尙南道及咸鏡北道の各十六箇所咸鏡南道十四箇所全羅北道七箇所慶尙北道四箇所及京畿道、忠清南

道、全羅南道、平安北道の各一箇所とす忠清北道、黃海道、平安南道に在りては標準以上の湖池を有せず今其の重なるものを擧ぐれば左の如し

- 一 腰橋湖 本湖は全羅北道益山郡の八峰面北二面、沃漣郡の黃登面、三箕面以上二郡四箇面に跨り周圍七里三十三町最長徑一里十二町最短徑八町にして其の面積八百三十三町六段歩とす
- 二 長淵湖 本湖は咸鏡北道鏡城郡朱南面及漁郎面の二箇面に跨り周圍六里二十六町最長徑一里三十四町最短徑九町にして其の面積七百四十八町二段歩とす
- 三 小洞庭 本庭は江原道通川郡鶴二、鶴三兩面に跨り周圍三里二十九町最長徑一里三町最短徑十三町にして其の面積四百九十七町七段歩とす
- 四 下浦 本浦は咸鏡南道永興郡古寧、虎島兩面に跨り周圍三里三十三町最長徑一里十五町最短徑七町にして其の面積四百四十一町七段歩とす
- 五 廣浦 本浦は咸鏡南道定平郡朱伊面外三面に跨り周圍三里十七町最長徑一里十八町最短徑十一町にして其の面積一千三百三十九町二段歩とす
- 六 天池 本池は咸鏡北道茂山郡白頭山上に在り周圍二里三十二町最長徑三十五町最短徑十八町にして其の面積七百八十町七段歩とす
- 七 晚浦 本浦は咸鏡北道慶興郡蘆西面に在り周圍二里三十町最長徑一里三町最短徑二十一町にして其の面積六百九十六町七段歩とす

以上の外全道を通し三百町歩未満のもの五、二百町歩未満のもの十四、百町歩未満のもの九、五十町歩未満のもの四十六とす

一四二

第五 山岳に就ては樞要なる都邑又は主要なる道路、鐵道の附近に所在するものは其の標高の如何に拘らず其の他は京畿道、忠清南道、全羅南道、慶尙南道、黃海道、江原道の九道下に在りては五百米突以上平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道の四道下に在りては一千米突以上を標準として山岳、峯、嶺、峠の區分其の名稱、所在地、眞高並牛馬車又は牛馬通否の調査を爲せり而して朝鮮に於ける大山高嶺は其の多くは長白山脈より南走する白頭山系に歸屬し同山脈は咸鏡南道境界より咸鏡南道の中央部及平安北道等に向て幾多の支脈を分岐すと雖漸次東南に走り朝鮮半島の骨格を形成する脊梁山脈なりと謂ふを得へし故に西北部たる平安北道、江原道、咸鏡南道に於ては七、八千尺以上の高峰縦横に起伏し群巒並立して高嶺亦乏しからず朝鮮第一の高峰は白頭山中の最高峰たる大正峰にして海拔九千五百尺を有す其他八千尺以上の眞高を示し之に次くは同道鏡城、茂山兩郡界に聳ゆる冠帽山八千三百八十五尺咸鏡南道豐山郡北水白山八千三百二十三尺豐山、新興兩郡界なる遮日峰八千二百七十尺長津、豐山兩郡界に屹立する頭雲峰八千二百七尺豐山郡白山八千七百一十一尺咸鏡北道茂山郡雪嶺八千五百九十九尺咸鏡南道甲山郡南胎胎山八千〇三十五尺等なりとす尙五千尺以上の高峰は全道を通し實に二百七十の多數を算す更に之を各道に區分せば全羅北道一、全羅南道一、慶尙北道一、平安南道十五、平安北道三十二、江原道十五、咸鏡南道百五十七、咸鏡北道四十七とす其他五千尺未満の山岳にして著名なるもの乏しからず上述の如く無數の山岳を以て覆はるる朝鮮の地勢は交錯紛糾殆ど底止す

る所を知らざるか如しと雖而も秩序整然として自ら地學の原則に準據し各其の領域を占むるものあり

第六 海岸線に就ては各道府郡島別に陸地と島嶼とに區分して海岸線の延長を調査し又各道島嶼を含むものと含まざるものとに區分し其の海岸線の延長及面積を比較し以て總面積に對する海岸線の割合を示せり尤島嶼は東海岸に在りては周圍三百米突以上南海岸及西海岸に在りては周圍五百米突以上を標準として計上せり之か調査の大要を擧ぐれば朝鮮は東西南海岸に於て其の狀況著しく異り日本海に臨む東海岸は山脚海に迫りて急斜し斷崖に富み屈曲少く島嶼も亦稀なるに反し西海岸たる黃海に臨む方面は地形丘陵或は平坦なる部分多く且海岸屈曲に富み島嶼も亦多し殊に朝鮮海峡に臨む南海岸は幾多の山脈並行南走して其の相交又する所無數の屈曲あり港灣島嶼を形成し所謂多島海を爲せり此の附近潮流最早く帆船の如きは全く潮時を待て航行往來するの狀況なりとす而して朝鮮海岸線の總延長は島嶼を含むもの四千三百九十五里六町にして島嶼を含まざるもの二千二百三十三里十四町なりとす之を朝鮮の總面積に對比すれば其の一方里に對し島嶼を含むもの十一町含まざるもの五町に相當す更に島嶼を含まざる海岸線を各道別に比較するときは其の最海岸線の屈曲に富み而も延長の大なるは全羅南道の延長五百五十三里十四町なりとす之に次て忠清南道三百四十四里十町黃海道二百九十九里二十三町慶尙南道二百三十一里八町京畿道百三十五里十町等とす全羅北道に在りては忠清南道と全羅南道とに介在するも兩者に比し其の屈曲少くと海岸線の短きとに由り其の延長僅に六十五里十町に過ぎず又平安南道は屈曲少く平安北道は稍屈曲に富むも前者は海岸線長きを以て其の延長九十六里十九町に達し後者は九十里二十六町とす東海岸に於ては咸鏡南道元山以北城川江口以南及咸鏡北道清津以北豆滿

江に至る間に多少の屈曲を認むると南方慶尙北道に迎日灣あるのみにして他は殆んど港灣の如き屈曲を見ず而して沿線各道中其の最長なるは咸鏡北道の百二十八里二十四町之に次て咸鏡南道百五里一町江原道百十里十町慶尙北道四十三里三町とす又潮候に在りては本局に於て驗潮所を設けたる仁川、木浦、鎮南浦、元山、清津の五箇所に於ける本局採用の中等潮位を零とし左の期間に於ける毎日の最高満潮、最低干潮、中等満潮、中等干潮及中等潮位の平均を示せり

仁川	大正三年一月	大正五年六月
木浦	大正元年九月	大正四年十二月
鎮南浦	大正二年一月	大正五年六月
元山	明治四十四年九月	大正四年五月
清津	明治四十四年八月	大正四年五月

潮候に對する調査の概要を擧ぐれば朝鮮沿岸の潮位は中央部即ち京畿道の海岸に於て其の潮差著しく之に次くを西海岸とす南部海岸に至りて大に其の差を減少し更に東海岸に於て益潮差の少きを見るへし而して前記期間に於ける月別平均の比較に依れば其の最高満潮時に於ける潮差は仁川の七月平均 $+4.985$ を最高とし元山の二月平均 $+0.112$ を最低とす又最低干潮時に於ける潮差は仁川の一月平均 -4.985 を最高とし元山の八月平均 $+0.112$ を最低とす更に前記期間中の驗潮成績に依る各地方別最高最低の潮差を示せば左の如し

仁川	最高満潮は大正三年八月二十四日午前七時十四分に於て $+4.985$ 最低干潮は大正三年一月二十八日午後一時十四分に於て -4.985
----	--

木浦	最高満潮は大正四年七月二十八日午前五時に於て $+3.628$ 最低干潮は大正四年三月十五日午前八時十八分に於て -3.628
鎮南浦	最高満潮は大正四年四月二日午前九時三十五分に於て $+3.720$ 最低干潮は大正二年一月二十五日午後五時十四分に於て -3.720
元山	最高満潮は大正二年七月二十二日午後五時七分に於て $+1.007$ 最低干潮は大正三年一月二十五日午前十時に於て -1.007
清津	最高満潮は大正三年九月十二日午前九時九分に於て $+0.686$ 最低干潮は大正二年一月二十二日午前九時三十分分に於て -0.686

第七 島嶼に付ては特に著名なるものは標準に拘らず其の他は東海岸に在りては周圍三百米突以上南海岸及西海岸に在りては周圍五百米突以上を標準とし其の位置名稱、周圍延長、面積及各道島嶼の比較等の調査を爲せり然れども右標準に依らざる朝鮮島嶼の總數は實に三千三百五箇の多數に達し此の面積三百八十六方里六三五を有し之か所在は概ね海岸線の屈曲に比例し其の大部分は南海岸に分布點在せり而して全羅南道沿岸の如きは所謂多島海の稱に反かす其の數千八百四十一箇面積二百四十一方里一三九にして全道の總數に對比し百分の五十六を面積に於て百分の六十二を占め全道第一とす之に次くは慶尙南道の四百三面積六十三方里五〇二にして次は西海岸に於ける忠清南道の二百十二面積九方里八一京畿道の二百一面積四十一方里四一六平安北道の百七十二面積八方里二二一黃海道百六十一面積十一方里六三八全羅北道の九十四面積二方里一七四平安南道の五十三面積〇方里五九二とす又東海岸に在りては咸鏡南道の七十七面積二方里六四七江原道の五十二面積〇方里二〇七咸鏡北道の二十九面積〇方里五五八にして就中少きは慶尙北道の十一面積四方里

七三一とす更に前記標準に依る調査の結果を掲ぐれば其の總數千九百三十一箇面積三百八十一方里八七二にして之を前記標準に依らざる島嶼に比較するときは其の數に於て千三百七十五箇を減するも面積は僅に五方里一五八を減するに過ぎず今各道別に區分すれば全羅南道の千二十九箇面積二百三十九方里三八七を最多とし慶尙南道の二百七十八箇面積六十三方里〇三三之に次ぎ以下忠清南道百十二箇面積九方里二七八京畿道の百五十三箇面積四十方里二二〇平安北道の百七箇面積八方里一八九黃海道八十七箇面積十一方里七六七全羅北道六十一箇面積二方里一一三咸鏡南道四十七箇面積二方里二七九平安南道二十二箇面積〇方里二九二江原道十七箇面積〇方里一二四咸鏡北道十五箇面積〇方里四六三慶尙北道三箇面積四方里七二七とす尙全道に互り著名なる島嶼を擧ぐれば左の如し

- 一 濟州島は全羅南道管内に在りて楸子群島並其の他小島嶼四十二箇を併せ行政區域上の一區劃を形成し濟州島と稱す本島は其の首島にして同島面積の大部分を領有し全道第一の大島嶼とす其の海岸線延長六十四里二十四丁にして面積百二十方里五九(換算十八萬七千五百四十一町八段歩)を有し而して最高地點の眞高千九百五十米突とす
- 二 巨濟島は濟州島に亞く大島嶼にして慶尙南道統營郡に在り同郡面積の大部分を領し其の海岸線延長七十里二十四丁にして面積二十四方里四二六(換算三萬七千九百八十七町三段歩)を有し而して最高地點の眞高は五百五十四米突九とす
- 三 珍島は全羅南道管内に在りて獨巨群島並其の他小島嶼百八十箇を併せ行政區域上の一區劃を形成し珍

- 島と稱す本島は其の首島にして同郡面積の大部分を領有す而して海岸線延長六十五里二十町を算し面積二十一方里六四九(換算三萬三千六百六十八町五段歩)を有し其の最高地點の眞高四百八十五米突二とす
- 四 南海島は慶尙南道管内に在りて他の大小島嶼三十七箇を併せ行政區域上の一區劃を形成し南海郡と稱す本島は其の首島にして同郡面積の大部分を領有す而して海岸線延長四十三里三十四町を算し面積十九方里三三三(換算三萬五千五百一十一町一段歩)を有し其の最高地點の眞高は七百八十五米突九とす
- 五 江華島は京畿道管内に在りて漢江の河口に位し其の分流の爲に陸地と區劃せられ爲に島嶼を形成するものにして外大小島嶼二十四箇を併せ行政區域上の一區劃を爲し江華郡と稱す本島は其の首島にして同郡面積の大部分を領有す其の海岸線延長二十五里七町を算し面積十八方里八三九(換算二萬九千二百九十八町四段歩)を有し其の最高地點の眞高四百六十八米突とす
- 六 鬱陵島は慶尙北道に在りて他の七箇の小島を併せ行政區域上の一區劃を形成し鬱陵島と稱す本島は其の首島にして同島面積の殆んど全部を領有す而して海岸線延長十里二十六町にして面積四方里七〇〇(換算七千三百九十九町四段歩)を有し其の最高地點の眞高は九百八十三米突六とす

第八 經濟に付ては之を市場の狀態外五項に區分調査せり今各項に就き調査の概要を擧ぐれば市場の狀態に付ては市場の大小に拘らず土地調査當時の狀況に基き其の所在地一箇年間の取引高、主要商品目、開市定日等の調査を爲せり而して朝鮮の市場は京城、釜山、大邱、平壤等の都會又は殷盛なる市街地に於ける魚菜市場の如きは多く常設なるも其の他の市場に在りては殆ど定日開市の慣習行はれ出場商人も亦數箇市場を巡業する

を例とせり而も慶尙北道大邱に開市する漢藥市の如き毎年春秋陰曆四月、十二月の二回に開市の特例を存するものあり全道市場の總數は九百二十三箇所にして一府郡島平均四箇所とす而して大正六年の調査に依れば就中大なるは京城府南大門市場にして其の取引高年額百七十一萬圓とす之に次くは京城府東大門市場にして同年額百二十九萬圓、釜山府釜山水産株式會社市場の同年額九十一萬圓、京城府中央集散市場の同年額七十萬圓、慶尙北道大邱府西門市場の同年額七十二萬圓、同道金泉郡金泉市場の同年額六十七萬圓等を最大とす其の外年額三十萬圓以上のもの五箇所、二十萬圓以上のもの八箇所、十萬圓以上のもの五十五箇所、五萬圓以上のもの百二箇所、一萬圓以上のもの三百五箇所、一萬圓未満のもの四百四十二箇所に及へり又專門市場は四十二箇所にして肉食糧品四箇所、蔬菜果實四箇所、水産物九箇所、米及雜穀二箇所、生牛十六箇所、柴炭六箇所、漢藥一箇所とす

次に府郡島別田、畜、登一段歩當地價は其の最高、最低及平均地價を調査せり地目別各道の最高、最低を示し之を比較すれば左の如し

田之部

道名	郡島名	最高		最低	
		金額	坪	金額	坪
京畿道	高陽	三三〇〇〇	一	〇・六〇	一
	清州、永同	六六〇〇〇	一	〇・九〇	一
忠清北道	清州、永同	六六〇〇〇	一	〇・九〇	一
	論山	九三〇〇〇	一	〇・九〇	一
忠清南道	論山	九三〇〇〇	一	〇・九〇	一
	牙山、舒川	九三〇〇〇	一	〇・九〇	一
富川	富川	〇・六〇	一	〇・六〇	一
	槐山、陰城、忠州、堤川	〇・九〇	一	〇・九〇	一
蔚山、蔚山	蔚山、蔚山	〇・九〇	一	〇・九〇	一
	牙山、舒川	〇・九〇	一	〇・九〇	一

全羅北道	全州	九〇〇〇	一	〇・三〇	一
全羅南道	光州	六六〇〇〇	一	〇・三〇	一
慶尙北道	慶州	九〇〇〇〇	一	〇・六〇	一
慶尙南道	密陽	八四〇〇〇	一	〇・六〇	一
黃海北道	延白、長淵、黃州、安岳、截嶺、鳳山	三三三〇〇	一	〇・三〇	一
平安南道	大同	四三〇〇〇	一	〇・三〇	一
平安北道	宣川	三三〇〇〇	一	〇・一五	一
江原道	江陵	三三〇〇〇	一	〇・一五	一
咸鏡南道	德源	三六〇〇〇	一	〇・一五	一
咸鏡北道	鏡城、明川、吉州、城津、富寧、會寧、慶興	二二〇〇〇	一	〇・一五	一
京畿道	高陽	一四四〇〇〇	一	一・二〇	一
忠清北道	報恩	一〇三〇〇〇	一	一・八〇	一
忠清南道	論山	一一七〇〇〇	一	一・八〇	一
全羅北道	全州	一一九〇〇〇	一	一・三〇	一
全羅南道	光州、長興	一一四〇〇〇	一	一・五〇	一
慶尙北道	高靈、達城、金泉	一一三〇〇〇	一	一・五〇	一
慶尙南道	宜寧、咸安、密陽、金海	一一九〇〇〇	一	一・五〇	一
黃海道	延白	七二〇〇〇	一	一・六〇	一
平安南道	龍岡	六三〇〇〇	一	一・五〇	一
平安北道	定州、宣川	四八〇〇〇	一	一・五〇	一
長水	富川	一・二〇	一	一・二〇	一
	堤川、槐山	一・八〇	一	一・八〇	一
蔚山、蔚山	大同、論山	一・八〇	一	一・八〇	一
	長水	一・三〇	一	一・三〇	一
鬱陵島	務安、蔚山、珍島、濟州島	一・五〇	一	一・五〇	一
	統營	一・五〇	一	一・五〇	一
海州、長淵、慶津	海州、長淵、慶津	一・五〇	一	一・五〇	一
	大同、順川、江東、价川、中和、龍岡、江西、平原、熙川、寧邊、定州、宣川、楚山、江界、慈城、厚昌	一・五〇	一	一・五〇	一

道名	最高		最低	
	郡島名	金額	郡島名	金額
江原道	江陵	六六〇〇	通川、杆城、江陵、蔚珍、旌善	一三〇〇
咸鏡南道	咸興、永興、安邊、北青	二二〇〇	全道(永興、北青、三水を除く)	一三〇〇
咸鏡北道	城津	三六〇〇	鏡城、明川、城津、富寧、穩城、慶源	一三〇〇
堡之部				
京畿道	高陽	一三五〇〇	開城、振威、富川	一五〇〇
忠清北道	忠州	九六〇〇	永同、報恩	一八〇〇
忠清南道	燕岐	一三五〇〇	論山	二二〇〇
全羅北道	益山	一〇、五〇〇	鎮安、茂朱	一五〇〇
全羅南道	麗水	一八〇〇〇	濟州島	三〇〇
慶尙北道	迎日	一八〇〇〇	鬱陵島	三〇〇
慶尙南道	統營	二一〇〇〇	統營	九〇〇
黃海道	鳳山	六〇〇〇	長淵、藝津	九〇〇
平安南道	安州	一〇、五〇〇	寧遠	三〇〇
平安北道	宣川	三三〇〇	昌城、江界、慈城、厚昌	三〇〇
江原道	春川	九六〇〇	旌善	六〇〇
咸鏡南道	永興	三六〇〇	長津、豐山、三水、甲山	三〇〇
咸鏡北道	城津	三六〇〇	鏡城、茂山、慶源、慶興	三〇〇

地主一人當耕地及堡面積筆數は各府郡島別に之を調査せり全道地主總數は三百四十九萬九千五百五十五人にし

て地主一人當平均面積一町二段三畝二十八歩筆數五筆を示せり又各道別平均の比較に於ては咸鏡北道の二町二段十六歩、忠清南道、慶尙南道の各六筆を最高とし全羅南道の八段八畝九歩、咸鏡南道の四筆を最低とし更に全道を通觀し府郡島を比較すれば咸鏡北道慶興郡の三町八段五畝二十四歩咸鏡南道德源郡の八筆を最高とし之に次くを面積に在りては平安北道雲山郡の三町二段三畝八歩、江原道鐵原郡の三町一段九畝十一歩、咸鏡南道甲山郡の三町七畝歩、江原道平康郡の三町五畝十四歩等とし筆數に在りては京畿道加平郡外六郡及全羅北道茂朱郡全羅南道務安郡外四郡慶尙南道固城郡外一郡咸鏡北道慶興郡の各七筆とす而して京城府の四畝二十九歩同府及平壤府の各一筆を最低とし之に次ぐを面積に在りては平壤府の五畝二十五歩、大邱府の一段三畝十歩、馬山府の一段五畝五歩、木浦府の一段五畝二十五歩、元山府の一段六畝十五歩等とし筆數に在りては仁川府、群山府、木浦府、大邱府、馬山府、新義州府、元山府の各二筆とす

府郡島別農産物一段歩當收穫高は本局地位等級調査の資料を基礎とし當該府郡島の總筆數を上、中、下三階級に等分し更に各級中間等級に對する主産物及副産物の平均收穫高を調査せり然るに田に在りては中南部は概ね春秋二毛作にして其の耕作物も稍一定せる觀あるも西北鮮地方は中南部に比し地味瘠薄にして且休耕、輪耕等の土地多きを加へ又氣候寒暖の差著しきを以て概ね一毛作地とす二毛作地の多くは其の地方の耕地總面積約百分の五内外に止まり稀に百分の三十前後に達する地方なきに非ざるも是等は極めて少の數に過ぎず而して二毛作地に於ける耕作物の主なるものは春作としては大麥にして秋作は大豆なり又一毛作地に於ける耕作物の重なるものは大麥、燕麥、大豆、粟等にして其の他尙作物の種類頗る多數に達し而も混作の慣習の存するに由り一毛作地に在

りては之か地力の比較極めて困難なるものありと雖其の重なる作物を選ひ之を主作物として其の他の作物は孰れも價格に依り之を主作物に換算し以て地力比較の便に供せり又亦に在りては田と其の趣を異にし僅に全羅南道、慶尙南道道の各一部に二毛作地あるのみにして其の他は悉く一毛作地なりとす今全道調査の結果を通觀し之か高低の比較を摘示せば上田に對する各道別最高收穫の比較に於ては主産物は忠清北道清州郡の大麥二石五斗一升四合を最多とし平安南道大同郡の大麥一石六斗四升一合を最少とす同副産物は忠清北道陰城郡の大麥二石六斗五合を最多とし慶尙南道密陽郡の大豆八斗一升三合を最少とす又同上最低收穫の比較に於ては主産物は全羅南道順天郡の大麥一石四斗二升八合を最多とし全羅北道鬱陵島の大麥七斗二升を最少とす同副産物は忠清北道忠州郡の大豆四斗二升三合を最多とし京畿道龍仁郡の大豆一斗八升九合を最少とす中田に對する各道別最高收穫の比較に於ては主産物は忠清北道清州郡並忠清南道瑞山郡の大麥一石三斗一升一合を最多とし江原道平昌郡の大麥五斗八升二合を最少とす同副産物は全羅南道光州郡大豆八斗四升九合を最多とし慶尙南道密陽郡の大豆四斗七升四合を最少とす又同上最低收穫の比較に於ては主産物は全羅北道沃溝郡の大麥六斗六升六合を最多とし慶尙北道鬱陵島の大麥二斗一升を最少とす同副産物は忠清北道報恩郡の大豆二斗八升八合を最少とし平安北道厚昌郡の大豆三升九合を最少とす下田に對する各道別最高收穫の比較に於ては主産物は慶尙北道達城郡の大麥三斗八升四合を最多とし江原道蔚珍郡の大麥四升八合を最少とす同副産物は全羅南道光州郡の大豆二斗七升三合を最多とし平安北道宣川郡の大豆九升三合を最少とす又同上最低收穫の比較に於ては主産物は忠清南道扶餘郡の大麥一斗二升六合を最多とし慶尙南道居昌郡の大麥八升四合を最少とす同副産物は忠清南道洪城郡の大豆五升一合を最多とし京畿道

水原郡の大豆一升二合を最少とす
 畝に於ける粳の收穫は上畝に對する各道別最高收穫の比較に於ては慶尙南道宜寧郡の四石八斗三升三合を最多とし平安北道龍川郡の二石四斗六升六合を最少とす又同上最低收穫の比較に於ては忠清北道槐山郡の三石六斗六升五合を最多とし平安北道渭原郡の一石三斗二升三合を最少とす中畝に對する各道別最高收穫の比較に於ては慶尙北道達城郡の三石一斗三升八合を最多とし平安北道龍川郡の一石五斗一升八合を最少とす又同上最低收穫の比較に於ては慶尙南道梁山郡の二石四斗九升九合を最多とし平安南道寧遠郡の八斗九升四合を最少とす下畝に對する各道別最高收穫の比較に於ては慶尙北道漆谷郡の一石五斗を最多とし平安北道義州郡の三斗八升八合を最少とす又同上最低收穫中の比較に於ては慶尙南道居昌郡の九斗六升四合を最多とし江原道旌善郡の一斗八升六合を最少とす

總面積に對する耕地及塗の面積比較は之を府郡島別に調査せり其の全道面積合計の比較としては總面積二千二百二十五萬八千六百町歩に對し耕地面積四百三十三萬五千三百九十六町五段步塗面積十二萬九千五百二十四町六段步計四百四十六萬四千九百二十一町一段歩にして此の歩合二割強とす又各道別平均の高低を比較すれば黃海道の總面積百六十八萬七千二百二十一町四段歩に對し耕地及塗の面積五十五萬四千七百八十三町步此の歩合三割二分九厘弱を最高とし之に次くを忠清南道の八十一萬七千四百三十八段歩に對し二十五萬四千四百九十九町一段歩三割一分二厘強京畿道の百二十九萬二千二百三十三町一段歩に對し四十萬二千二百七十四町六段步三割一分二厘弱等とす而して咸鏡北道二百五萬二千六百五十九町九段歩に對し二十一萬二千二百九十二町步即一割三厘弱を最低とし之に次

くを威鏡南道三百二十二萬四千四百九十五町六段歩に對し三十六萬三千五百二十六町歩一割一分三厘弱江原道の二百六十四萬八千八百八十五町二段歩に對する三十三萬六千七百五十一町三段歩一割二分七厘強等とす更に全道を通觀し府郡島に於ける總面積に對する耕地及空の面積の高低を示せば慶尙北道大邱府の總面積七百二十九町二段歩に對し耕地及空の面積五百六十八町七段歩此の歩合七割八分弱を最高とし之に次くを黃海道延白郡の九萬四千四百六十五町九段歩に對し五萬五千二百七十五町二段歩五割八分五厘強平安南道平壤府の六百五十六町五段歩に對し三百八十二町四段歩五割八分三厘弱等とす而して威鏡南道長津郡の五十一萬五千六百四十三町五段歩に對し一萬八千四百七十七町二段歩二分一厘強を最低とし之に次くを威鏡北道茂山郡六十二萬千六百六十七町九段歩に對し一萬三千三百八十四町五段歩二分二厘弱平安北道厚昌郡二十四萬四千八百九十七町三段歩に對し七千二百九十九町九段歩此の歩合二分九厘強等とす

第七章 庶務

第一節 人事

本局職員は前回の報告書に記述したるか如く事業最盛期に於て一時五千有餘人の多數を算したりしも事業の進捗するに伴ひ漸次減少し大正七年七月三十一日に於ける現在職員は高等官二十三入判任官四百五十四人専任嘱託三人雇員百十九人合計五百九十九人と爲れり其の後閉局に至る三箇月間に於て採用したる職員を擧ぐれば雇員より判任官に陞任したる者三十五人雇員として新に採用したる者四十八人合計八十三人に過ぎず又此の期間に於け

る職員の轉免死亡等を擧ぐれば轉免高等官十五人判任官百六十四人嘱託一人雇員六十七人死亡判任官一人合計三百四十九人の異動を見而して以上轉免者の外高等官八人判任官二百二十四人嘱託二人雇員百人合計三百三十四人は閉局の際に於て廢官と爲れり左に閉局以來閉局に至る迄の職員異動總計表を示すへし

職員異動總計表

區分	閉局當時		新任増		轉任		免官		死亡		計	閉局當時 現在(廢官)
	在	在										
高等官	一六	九	九	二	五	八	二	一〇	一	一〇	八	八
判任官	三六〇	五二六	二〇九	五	三二	七	一	五	一	三三	三三	三三
嘱託	二	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
雇員	一七	六九四	三〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三
合計	四〇五	一三三〇	五九七	一六	六	一〇	一	一〇	一	一〇	一〇	一〇

備考 閉局當時の廢官人員は減の中の免官人員に含まるものとする

本事業に關與せる多數職員の勤勞に對しては等に隨ひ夫夫恩賞の御沙汰あり恩賞の種類は敍勳金杯及銀杯下賜銀杯贈與及事業終了特別賞與金給與の四種なり敍勳は直接本局事務に關與せる勤勞最も顯著なる者に對するものにして合計十人なり金杯及銀杯を下賜せられたる者は合計二十六人にして其の關與したる職務を擧ぐれば本局首腦の職に在りたる者曾て本局課長の職に在りたる者道地方土地調査委員會委員長の職に在りたる者直接土地調査に關係ある法令の審議、人事及豫算の事務に従事したる重なる職員なりとす右の外土地調査に關し其の勤勞優秀なる者に對しては朝鮮總督府より土地調査に關する功勞からさるの故を以て特に銀杯一組又は一箇を贈與せ

らる其の人員合計百五十一人に達したり而して其の關與したる職務を擧ぐれば本局高等官及之に準せられたる嘱託、道地方土地調査委員常任委員、朝鮮總督府に於て直接土地調査に關する法令の審議、人事及豫算經理等の事務に従事したる職員なりとす

最後に事業終了特別賞與は本局職員、道地方土地調査委員、朝鮮總督府に於て土地調査事業に關する人事及會計の事務に従事したる者に對し夫夫支給せられ而して本局職員に對する終了賞與は成績勤務期間及月俸に割當て之を算出することとし自己便宜又は懲戒處分に因り退職したる者には之を給せざることとせり

閉局後殘務の整理に従事したる者は高等官十人判任官百六十人嘱託四人及雇員二十五人合計百九十九人にして其の服務に付ては全然元土地調査局の規定を準用することとし又事務の分掌に付ても大體從來の處理方法と異なる所なからしめたり

從事職員の轉職に付ては其の擔任事務の終了に伴ひ相當の時機に於て漸次他官廳又は民間に於ける各種事業に就職せしめ成るべく失職者を少からしめむか爲其の轉任に付ては前回の報告書に詳述せるか如く特に例外的規定を設け又隨時各所に紹介して之を採用を依頼する等職員の上身に付常に深甚なる考慮を拂ひ以て職員をして後顧の慮なからしめんことを勉めたり其の結果内地人に在ては從事人員の五割七分朝鮮人に在ては同五割一分は引續き各方面に就職することを得たり今本局在職中又は各業務終了の際他に轉職したる人員の概數を擧ぐれば左の如し

轉職人員表

區分	内地人		朝鮮人		合計
	官廳以外	官廳	官廳以外	官廳	
高等官	三〇	三	一	二	三六
判任官	三九	九八	二八九	二八九	七一五
嘱託職員	一七	二五	九四	四五	一六一
總計	六〇〇	一三五	八四四	二九七	一、七三七

第二節 會計

官制の廢止に伴ひ從來の會計機關は消滅せるも殘務整理上尙各種會計機關の存在を必要とせり依て殘務整理を命せられたる職員中の在官者を以て之に充て殘務に關する事務を取扱はしむることとせり其の機關は仕拂命令官、歳入徵收官、物品出納命令官、收入官吏、歳入歳出外現金取扱主任、保管物取扱主任及物品會計官吏なりとす

第一種 豫算

高等土地調査委員會に付ては同事務局官制發布せられ同局經費は區分仕拂を要することと爲りたるを以て高等土地調査委員會經費豫算の殘額を大正七年臨時土地調査費中より減額し本府仕拂命令官の所管に移せり其の科目金額左の如し

科目	金額	科目	金額
臨時土地調査費	五、六〇九、三三三	俸給	一、六七五、九八七
俸給	一、八六一、八七七	俸給	一、八五三、〇〇〇

科目	金額	科目	金額
事業費	三六、九七三・三五	旅費	一〇八七・五三
俸給	一八、四八二・六八	雑給	二、三九五・五八
物件費	二、四九一・〇一	雑費	一〇〇一・八五

大正七年度の豫算は當初の計畫に比し地籍調査事業費、土地臺帳器製作費其の他修繕費、賞與手當等に於て増額を要すへきものありしを以て之れが所要經費三十一萬一千四百二十五圓を算定追加し該増加額は前年度豫算餘額繰越金より充當支辨することとせり今大正七年度改定計畫豫算科目別金額を示せば左の如し

科目	當初計畫豫算額	増加額	改計畫豫算額
臨時土地調査費	六六〇・八七五	三、二四二・五	九七三・三〇〇
俸給	八六、四四九	—	八六、四四九
勅任俸給	五、一八〇	—	五、一八〇
委任俸給	四、四四三	—	四、四四三
列任俸給	三、八八六	—	三、八八六
賞與	—	—	—
事業費	五七、四二六	三、一、四二五	八八、八五一
物件費	一九、六六四	一、七三、一三一	三六、八七五
修繕費	七、六三三	一、一、一八八	八、七五二
旅費	三、七八〇	五〇〇	四、二八〇
雜給	一、五三五	四〇・六六二	一、九四二・七
雜費	一、七八〇・九	五〇、四九九	二、二八二・八

雜費

陸地測量部員に囑託施行する地形圖製版事業は大正七年度内を以て完了するに至らず一部分は大正八年度に繰越施行を要し又大正八年三月中御用済と爲りたる者の歸郷旅費は大正八年度に於て仕拂ふへきものあるに依り是等所要の經費を積算し大正七年度豫算餘額中より翌年度に繰越すこととせり其の繰越明細左の如し

大正七年度支出未済額繰越計算書附屬明細書

前年度科目	繰越の依るべき條項	豫算額	流用増減額	計	仕拂命令済額	五月末日迄仕拂ふべき額	不用額	翌年度へ繰越額	翌年度科目
臨時土地調査費	第二十一條	一、五三三・三五四	△五五九・〇九三	一、四六六・二六一	七、七四八・五三〇	六三九・一、四七四	—	五、三五八・二五	臨時土地調査費
俸給		一九九・三五四	△一八六・一八七	一〇、三三三・五四	四、四二六・二五	五八、八八七・二九	—	—	俸給
勅任俸給		九、五二六・九九	—	九、五二六・九九	—	九、五二六・九九	—	—	勅任俸給
委任俸給		五、〇二〇・五八八	△六、六〇〇	三、三二〇・六六六	—	一〇、七一九・三五	—	—	委任俸給
列任俸給		六、〇二〇・三五四	△一八、五九八・七	五、八三一・五五二	—	三、九一五・二六	—	—	列任俸給
賞與		—	—	—	—	—	—	—	賞與
事業費		一、四〇三・五〇〇	△三、七二九・七三五	一、三三三・二六五	七、三三、四二六・九五	五八〇、二二七・四五	—	五、三三、五五八・三五	事業費
物件費		四〇、六六一・五〇〇	△一、八四八・一六八	三、八八一、三三三・二	—	三、三七一、一八七・五五	—	—	物件費
修繕費		一、六七七・二九〇	△二、四九一・〇一	一、六五二、三三九・九	—	七、七六三、七三九	—	—	修繕費
旅費		八、二八〇・〇〇	△三、〇〇〇・〇〇	七、九八〇・〇〇	—	四、二九三・九	—	—	旅費
雜費		三、五六六・四九〇	△一〇、八七五・五	三、五五五、五六一・四七	—	一、二二二、八四二・二	—	—	雜費
第七年度庶務	第二節會計	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—	—	—

科	目	秘書、庶務、會計	高等委員會	地形	測量	地製	圖整	理計
俸	給	六二、四四〇・四	三、四四三・八二	二、八六三・〇九	九九三・〇	二、六六五・二	二、八五三・一六八	一、三二一・八二四・六
物件	費	三、七三七・三九	五、五五八・九九	一、九五六・二八			八、五九五・二	二、八八八・一四八
修繕	費	四、三六八・〇九						四、三六八・〇九
旅	費	四、四〇〇・二六	一、七〇二・四七	七、三五二・四八			三、七八七・〇	一〇、九三三・五三九
雜	給	四、六二四・〇九八	四、七四三・七三	三、三五四・六九			七、一八四・七一	七、四四五・八九六
雜	費	三、八一六・三〇二	一、六二五	五、一六二			三、六二九	一、六二五・五三三
								三、九八八・四六一

次に大正七年度の歳入増減計算を示せば左の如し

大正七年度歳入増減計算書 (△印は減)

科	目	豫算額	調定額	収入済額	収入未済額	翌年度へ繰越額	豫算額に對し調定増減	豫算額に對し収入済額増減
歳入經常部								
朝鮮歳入								
雜	收入	九、八〇〇・〇	一、五八二・〇七	一、四七九・二四	二、四三八	一〇、一九三	△六〇一・〇七	四、九六一
官有物拂下代		五、一七〇・〇	四、五九八・八六	四、三五四・八	二、四三八	一〇、一九三	△五七一・一四	八、一五二
辨償及違約金		三、二二〇・〇	一、二七三・〇	一、〇一五・二七		一〇、一九三	△二、〇〇五・三〇	七、〇三二・七
雜	收入	一、五二〇・〇	一、〇〇一	一、〇〇一			△四一六・九九	一、四六九・九

事業の終了に伴ひ不用に屬せる諸物品の整理に付ては既定の方針に従ひ順次保管轉換に依り之を處分し遺漏なく其の整理を了したり

第三節 文書

文書の收受發送に付ては其の收發簿を各課別に區分整理し來りたるも大正七年十一月以降は之か處理を簡易ならしむる必要を認め其の區分を廢し各課通番と爲したり而して收發件數は地籍調査、驛屯土分筆調査及地形圖調製の作業尙完了せざりしに由り廢局後と雖著く其の數を減するに至らざりしか各殘務の完了に従ひ漸次其の數を減少せり左に大正七年八月以降の種別收發件數を掲記す

種別	區分	他官廳	外業	其他	計
機密に關する事項	發收	七三三	六	六三三	一、四〇一
會計に關する事項	發收	五九九	八	五九九	一、一〇六
庶務に關する事項	發收	一、三三八	六七九	八〇一	二、八六五
地形に關する事項	發收	一、五九九	五五九	二、〇七〇	三、二〇八
地籍調査、驛屯土分筆調査に關する事項	發收	三、三三三	五九	三、三九三	六、二二〇
計	發收	八、〇〇〇	八八	八、〇八八	一、九〇六
	發送	五、一八四	四、三三七	三三	一、九〇六
	發送	八、三六八	一、六六三	三三	一、九〇六
	發送	一、三三〇	五、三三三	五、三三三	一、九〇六

文書の編纂は大正七年七月末現在に於ける編纂未済數僅に千七百九十一冊に過ぎりしも其の後各業務の完了に依り同年十月末現在に於ては六千五百八十四冊を算し尙其の後に於ける引受數を加算するときは實に七千四百七十二冊と爲り而して開局以來保管に係る重要文書及會計規則上保管を要する文書は容器並索引簿を附し之を本府に引繼ぐこととし其の數一萬一千八百九十七冊に上れり

左に大正七年十一月二日土地調査終了式に於ける事業報告、式辭並に重なる祝辭を掲ぐ

朝鮮土地調査事業報告

朝鮮土地調査事業は明治四十三年韓國政府に於て之か施行を企畫し同年三月土地調査局官制を發布し僅に事業の準備に著手したりしか時恰も併合に際し遂に之を中止するに至れり然れども土地調査は土地に關する基礎的事業として土地制度及地稅制度を確立し一般施政の根基を爲すものなるを以て帝國政府は之を急施するの必要を認め同年十月朝鮮總督府臨時土地調査局官制を公布し本事業を完成するの計畫を樹てたり

韓國政府時代に於ける本事業の計畫は總經費千四百十二萬九千七百七圓を以て七年八箇月の期間内に之を完了するの豫定なりしも朝鮮總督府に於ては大に事業計畫を充實擴張し豫算を千五百九十八萬六千二百二圓に増額せり大正二年六月吉村局長任に就くに及び事業の進捗を容易ならしむる爲本局分課を改定し或は規則を制定する等銳意作業の改善を圖り將に其の緒に就かむとするに當り不幸にして病に罹り中道にして卒去せり洵に痛むへしと爲す同年十一月小官命を拜して其の任を繼ぎ既定の計畫に基き只管事業の進捗を努めたるも調査すべき土地面積の増加頗る多大にして爲に事業期間の延長及經費の劇増を來し財政計畫上に於ても甚しき支障を惹起するの虞ありしを以て大正四年三月第三次の事業計畫を決定し豫算を二千四十萬六千四百八十九圓と爲し事業期間を八年十箇月と定め此と同時に普く従事員の奮勵を促すの最肝要なるを認め新に功程給與獎勵賞與の制度を設け以て能率の増進を計れり

山來朝鮮に於ける土地制度及地稅制度は數百年來紊亂を極めて殆んど其の經紀なく歴代の稅政と相俟て益錯

雜し永く弊政の素地を爲したるものにして土地所有權の確認と地稅の整理とは一日と雖之を等閑に附すへからざるの狀態に在り之れ實に土地調査を急務するの必要ある所以なり抑も土地調査事業は大別して土地所有權の調査、土地價格の調査及地形地貌の調査の三と爲すことを得へし第一土地所有權の調査は土地の所在地積及所有權者等を調査して地籍圖に依り其の位置及形狀を表畫し土地の所有權及其の疆界を査定し地籍を明瞭にし以て多年紛糾を極めたる土地係争を解決し併せて土地登記制度の設定を期したるものとす第二地價調査は市街地に於ては地目に係らず凡て時價に依りて地價を評定し各地を通して百十五級と爲し市街地外に於ては宅地は賃貸價格を基礎として地價を附し五十三級に分ち田畝池沼及雜種地は其の收益に基きて地價を定め百三十二級に分てり元來地價評定の當否は忽ち地稅負擔の輕重を來し其の影響する所甚た重大なるを以て其の調査に付ては充分慎重を加へ數價及金利の關係を考慮するは勿論交通の便否其他土地收益に關する諸般の關係を考察し且朝鮮全土を通し統一的に之か調査を行ひ以て地位及其の等級を詮定し常に均衡を計り地稅制度を確立するに於て遺憾なからむことを期したり第三土地形貌の調査は所謂地形測量と稱するものにして地上に於ける天爲人爲の地物を描畫し其の高低脈絡分布の關係を表示して之を地圖上に明瞭ならしむるものとす今各事業の成果に付て之を概説するに土地所有權の査定を爲したる所有權者は百八十七萬千六百三十六人にして土地の面積四百八十七萬千七百一町歩なり右の内耕地の面積は四百三十三萬七千四百四町歩にして朝鮮全土の總面積に對する耕地の割合は一割九分四厘又山林總面積に對する耕地の割合は二割七分に相當し又畚の田に對する割合は五割五分三厘にして之を内地に於ける田畑の割合八割三分に比するときは朝鮮に於ける畚歩合の極めて少數なることを

知るに足れり次に地價の評定を爲したるものは千八百五萬九千四百十筆にして其の地價總額實に九億三千九百二十萬三千四百五十九圓に達せり次に地形測量の結果朝鮮の地形及面積等に著しき異動を生じ總面積一萬四千三百十二方里にして從來の想定面積に比し百八十九方里を増加し且經緯度の相違に依り地圖上の差違を生したる箇所亦尠からず

開局以來本事業に従事せる職員は高等官九十三人判任官以下七千二十人にして此の内朝鮮人は高等官三人判任官以下五千六百六十六人を算せり是等職員養成の爲特に事務員及技術員養成所を設けて廣く従事員の養成を爲さしめたり此の如くにして本事業の従事員中朝鮮人職員は其の約八割を占め而して是等の職員は殆く全道各地に亙りて地方官民との圓滿なる關係を保持し本事業の趣意を普及し克く世情人心に適應し堅忍持久以て有終の功を濟したるか如きは實に本業をして所期の成果を收めしめたる主因なるを疑はず願ふに本事業の開始期は日韓併合の交民心未だ安定せざるの秋に際し而も其の結末期は偶時局重大の時に會せり此の間前後九年幸に上司の指導と職員の努力とに依り所定の調査を完うし朝鮮土地調査事業の終結を見るに至りたるは小官の深く光榮とする所なり

茲に本事業施行の綱要を述べ謹みて報告す

朝鮮總督府臨時土地調査局長 鈴木 穆

式 辭

朝鮮土地調査事業完成を告げ茲に本日を以て其の終了式を舉行するは本總督の欣幸とする所なり

土地調査事業は土地の位置、名稱、面積及所有權を明確にし併せて土地に對する課税の公平を期する所以にして實に土地制度及地稅制度を確立するものとす故に本事業の成否は汎く社會各般の施設と關聯し財政經濟の進展、殖産興業の隆盛等一として其の成果に待たざるはなし是を以て併合後更に舊韓國政府の計畫を擴張し銳意之か進捗を圖れり爾來年を閲すること八載幸に何等の障礙なく朝鮮全土に亙りて完全なる調査及測量を遂げ古來紛糾せし幾多の土地争議を解決し賦税の厚薄を釐正し以て累業稅政の因を絶てり今や不動産登記令を全道に施行し且各地一律に地價課税の制を布き加ふるに精美なる大小の地圖を發刊して一般の需要に應せしむ是れ本事業の成果に據る所にして洵に我が統治史上一新時期を劃すべき盛事なりと謂ふへし茲に本終了式を擧ぐるに方り願ひて斯の大業に干與したる多數職員及従事員の努力を懐ひ其の克く全道官民と協贊して、本事業有終の美を濟し功勞極めて顯著なるものあるを懌ふ庶幾くは官民共に今後益本事業の効果を發揚し以て國運の伸張に貢獻する所あらむことを

朝鮮總督 伯爵長 谷川 好道

祝 辭

半島空前の大事業たる土地調査は爾來異狀の歩武を進め今未だ豫定の期に達せざるに拘らず其の事業早くも竣るを告げ茲に終業の式を行ふ抑朝鮮に於ける土地制度は既に麗朝中葉以來紊亂の緒を啓き公田私田の區分明瞭を缺く其權利の所在曖昧の状態を呈し加ふるに權豪の徒國政の荒廢に乗して土地の兼併を恣にし時代を降るに隨ひ益複雑混沌を重ね李朝又其の遺制を襲ふし歷朝五百有餘年の間單に姑息の政策のみを講し時としては制

度の一部を改正又は變更し量田都監、均田使、敬差官等の官制を設け全道若は一道の量田を行はしめたること無きにあらざれども機關の不備と知識の幼稚とに因り豫期の効果を擧ぐることはざるのみならず往往反對の結果を生し課税の標準たる結負を附するの方法は極めて熾繁なるに加ふるに量田の官吏等擅に其の實測の面積、結數を増減變更するの弊行はれ益地籍を紊亂に導き賦課を不公平ならしめ又土地臺帳の如き量案は一度調製すれば徒らに倉庫に堆積して永年の間全く地目地主等の異動の整理を爲さざりし結果土地に關する權利は其の存在を證するに足るべきものなし従て下民は其の財産を全ふること能はずして多くは權勢家の蹂躪侵略に委するの已む無きに至れり時の政府は之を憂ひ光武二年以來量地衙門、地契衙門等を設置し全國の量地を試み地契の發給を行はしめしも當時未だ測量に關する知識乏しく計畫宜しきを失し遂に量地の事業は何等の成果を見ずして中途水泡に歸せられたり明治四十三年三月愈帝國政府の指導の下に土地調査の計畫を立て種種の準備を行ひ同年の秋日韓併合せらるると同時に土地調査の事業も國柄と共に帝國政府に引繼かれ土地調査令を改正發布し以來春風秋雨八箇年の星霜を重ねたりしも其の間何等の故障を見ず事業極めて順調の進捗を遂げ今や豫期以上の効果を收め從來不完全たりし土地の所有權を確定し新附の赤子を以て其の産業を全ふして天壤無窮の變化に浴せしめ又曖昧たりし國疆、道、府、郡、面洞里の境界を査定し以て國際の懸案及行政上の紛議を氷解せしめ全道の面積地形及一筆地の地籍を明にし課税の標準たる地價の評定は頗る正鵠を得従前杜撰極まりし結負の制は之を廢し地價に依りて税率を定め農民の負擔を公平ならしむるを得るに至れり

半島の發展は是より軀を發し從來稅政の下に呻吟したる庶民は愈其の實力を休養し益幸福を増進し母國をし

て西顧の憂無からしめむことを信して疑はず謹みて惟よに

皇上陛下敬聖至徳の治新附赤子の産業の安全を慮り仁政疆界より始まり土地調査の事業を行はしめ又總督閣下の指導宜しきを得土地調査局職員鋭意勵精して百難を排し各其の職に盡瘁して事業の成就を速にし朝鮮の發展を早からしむるは新附人民の衷心より感謝して永久に忘れざるへし不肖亦新附民の一員として今此の式に列せらるるを得るは愉快に堪へざる所なり爰に總督閣下以下土地調査に従事したる職員の勞を謝し併せて土地調査の終業に因り半島産業の愈發展隆昌ならむことを祝す

朝鮮總督府中樞院副議長 伯爵李 完 用

同

朝鮮の土地調査事業は明治四十三年開始以來年を閲する八、費を投する二千餘萬圓規模の雄計畫の大伴て其の比儀を見ること稀なりしか當局の施設宜しきを制せられ其の事に膺るの職司又克く淬勵せられたるの結果本日を以て茲に終了の擧式を見るに至りしは寔に慶祝に堪へざる所なり

顧みるに朝鮮の土地制度及地稅制度は數百年來稅政久しきに瀾りて弛廢其の極に達し地籍の紛亂甚しく土地の歸屬明確を缺き賦租の配分均衡を失し産業の萎靡不振を極め其の國運民命に累を及ぼすこと測るへからざるものありしか這般此一大事業の完成に依て宿弊茲に一掃せられ地稅の賦課は公平に趨き地區の所屬は明瞭となり所有權は確保せられて土地の利用簡捷なるを得るに至りたるか如き當に國政上裨益する所鮮なからざるのみならず朝鮮の産業、金融其の他各般の經濟狀態も亦之に依て其の面目を一新し國民の惠澤に浴すること偉大な

るものあるべきは信して疑はざる所なり
茲に民間内地人を代表し聊か卑懐を摠へ以て祝辭とす

朝鮮銀行副總裁 嘉納徳三郎

大正八年五月二十五日印刷
大正八年五月二十八日發行

朝鮮總督府

朝鮮總督官房總務局印刷所印刷